

第2期大垣市障がい者総合支援プラン

第5次障害者計画【令和6年度～令和11年度】

第7期障害福祉計画【令和6年度～令和8年度】
第3期障害児福祉計画

一人ひとりが支え合い 共に創る 障がい者にやさしいまち

～障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、
共に支え合い、安心して自分らしく暮らせる、共生社会づくり～

令和6年3月

大 垣 市



は じ め に



大垣市は、令和３年に「大垣市障がい者総合支援プラン」を策定し、基本理念である「障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、共に支え合い、安心して自分らしく暮らせる、共生社会づくり」の実現を目指し、各種障がい福祉施策を積極的に推進して参りました。

この間、国においては、令和３年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行がされ、令和４年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

また、令和５年３月には、令和９年度までを対象期間とした「第５次障害者基本計画」が策定され、地域社会における共生等や差別の禁止、国際的協調を基本原則とした、５年間で取り組むべき障がい者施策の基本的な方向が示されました。

そうした中、本市でも、障がい者福祉を取り巻く社会情勢の変化に伴うニーズや課題に対応する為、「第２期大垣市障がい者総合支援プラン（令和６年度～１１年度）」を策定いたしました。

本プランは、本市の障がい者福祉施策の基本的な方向性を示す「第５次障害者計画」と、障害福祉サービスの充実や提供体制の確保に関する「第７期障害福祉計画」、並びに「第３期障害児福祉計画」を一体的な計画とする事で、総合的に障がい福祉施策の推進を図るものでございます。

本市では、このプランに基づいて、障がいのある人の自立と社会参加に向けた福祉施策の充実を図り、障がいに対する理解を深め、誰もが安心して生活できるまちづくりを進めて参りますので、市民の皆様や関係機関、団体、事業者の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり、熱心にご審議頂きました「大垣市障がい者の暮らしを支える協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング、パブリックコメントにご協力頂きました多くの市民の皆様や関係各位に、心から感謝申し上げます。

令和６年３月

大垣市長 石 田 仁



目 次

第 1 部 総 論

◆ 第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	障がいのある人に関する施策の動向	2
3	計画の位置付け	5
4	計画期間	7
5	基本理念	8
6	計画策定のプロセスと進行管理	9

◆ 第 2 章 大垣市の障がいのある人の現状

1	障がいのある人の現状	11
2	障がい者福祉に関する調査結果の概要	26

第 2 部 第 5 次障害者計画

◆ 第 1 章 計画の基本的な考え方

1	施策目標	40
---	------	----

◆ 第 2 章 施策の展開

施策体系図	43
施策目標 1 自立した暮らしの支援	46
施策目標 2 社会参加の促進	53
施策目標 3 安心して生活できるまちづくりの推進	61

第 3 部 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画

◆ 第 1 章 計画の基本的な考え方

1	基本指針の概要	71
2	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る令和 8 年度までの成果目標	72

◆ 第2章 見込量と確保のための方策

1	障害福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策	80
2	地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策	90
3	障がい児支援の見込量と見込量確保のための方策	99

資料編

資料1	大垣市障がい者の暮らしを支える協議会委員名簿	102
資料2	大垣市障がい者の暮らしを支える協議会設置要綱	103
資料3	大垣市障がい者総合支援プラン策定の経過	105
資料4	用語解説	106

注：本文中※がついている用語は、資料編に用語解説があります。

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に「大垣市障害者計画」（平成19年度～23年度）を、平成24年3月には「大垣市第二次障害者計画」（平成24年度～28年度）を、平成29年3月には「大垣市第三次障害者計画」（平成29年度～令和2年度）を策定し、国の基本指針に即し作成する「障害福祉計画」「障害児福祉計画」については、平成30年3月に「大垣市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定しました。

現在、障がい者福祉をめぐる国や県の動向や各種制度、社会情勢の変化に的確に対応するとともに、本市の実情を踏まえながら障がい者施策の一層の推進を図るため、「大垣市第4次障害者計画」「大垣市第6期障害福祉計画」「大垣市第2期障害児福祉計画」の3つの計画を一体的な計画とした「大垣市障がい者総合支援プラン」（令和3年度～令和5年度）を策定し、「障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、共に支え合い、安心して自分らしく暮らせる、共生社会づくり」を基本理念として、障がいのある人の自立と社会参加に向けた福祉施策の充実を図り、障がいに対する理解を深め、誰もが安心して共に暮らせるまちづくりを進めているところです。

この間、国においては、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定され、令和9年度までの5年間に取り組むべき障がい者施策の最も基本的な方向が示されました。令和3年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法^{*}）」が改正され、民間事業者による合理的配慮^{*}の提供が努力義務から法的義務に改正されました。また「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法^{*}）」が施行され、医療的ケア児の健やかな成長や家族の負担軽減を図るため、各関係機関等が連携して医療・保健・福祉・教育・労働について切れ目なく支援を行うこととされました。また、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法^{*}」が施行され、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の充実が図られています。

こうした状況を踏まえ、変化しつつある障がいのある人を取り巻く状況や国・県の動向など社会情勢の変化についての的確に対応し、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、障がいのある人もない人も互いに尊重し共に支える社会の実現のため、「大垣市第5次障害者計画」「大垣市第7期障害福祉計画」「大垣市第3期障害児福祉計画」の3つの計画を一体的な計画とした「第2期大垣市障がい者総合支援プラン」を策定するものです。

2 障がいのある人に関する施策の動向

(1) 国の第5次障害者基本計画(令和5年度～令和9年度)の基本理念と基本原則、横断的視点

1) 基本理念

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2) 基本原則

- ① 地域社会における共生等
- ② 差別の禁止
- ③ 国際的協調

3) 各分野に共通する横断的視点

- ① 障害者権利条約※の理念の尊重及び整合性の確保
- ② 共生社会の実現に資する取組の推進
- ③ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ④ 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- ⑤ 障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- ⑥ PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(2) 最近の国施策の主な動き

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法※)」の改正(令和3年6月)
 - ・ 民間事業者による合理的配慮※の提供を努力義務から法的義務に改正
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法※)」の施行(令和3年9月)
 - ・ 医療的ケア児等支援センター※の設置
 - ・ 保育所・学校における看護師等の配置
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法※」の施行(令和4年5月)
 - ・ 障がいの種類・程度に応じた迅速かつ確実な情報取得のための体制の整備の充実、設備機器設置の推進、情報提供時の配慮

(3) 次期障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本的な指針の見直し

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の策定は、国の基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に即することとされている。

1) 基本的な指針の見直し（令和5年5月）の主なポイント

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・ 重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
 - ・ 障害者総合支援法^{*}の改正による地域生活支援拠点^{*}等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム^{*}の構築
 - ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③ 福祉施設から一般就労^{*}への移行
 - ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・ 児童発達支援センター^{*}の機能強化と地域の体制整備
 - ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・ 医療的ケア児等支援法^{*}の施行による医療的ケア^{*}児等に対する支援体制の充実
 - ・ 聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
- ⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング^{*}等プログラム実施者養成推進
 - ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
 - ・ 基幹相談支援センター^{*}の設置等の推進
 - ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦ 障がい者等に対する虐待の防止
 - ・ 自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・ 精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧ 「地域共生社会^{*}」の実現に向けた取組
 - ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
 - ・ 都道府県による相談支援専門員*等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
 - ・ ICT*の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・ 相談支援専門員*及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・ 障がい福祉データベースの活用等による計画策定の推進
 - ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
- ⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬ 障害者総合支援法*に基づく難病患者*への支援の明確化
 - ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター*等からの意見の尊重
 - ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

3 計画の位置付け

- (1) 「大垣市障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法*第11条第3項に規定されている「障害者のための施策に関する基本的な計画(市町村障害者計画)」、障害者総合支援法*第88条第1項に規定されている「市町村障害福祉計画」、及び児童福祉法第33条の20に規定されている「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定するものです。
- (2) 「障害者計画」は、本市の障がい者福祉施策を推進するにあたっての基本的な指針と取り組むべき施策を定めており、基本計画としての性格を有しています。「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等を提供するための体制が計画的に確保されるよう、成果目標や障害福祉サービスの利用見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めており、障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画としての性格を有しています。
- (3) 本計画の策定にあたっては、県の障がい者施策における基本指針である「岐阜県障がい者総合支援プラン」との整合性を図ります。また、本計画の策定にあたっては、「大垣市未来ビジョン」を上位とし、関連計画との整合性を図るとともに、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)*」の達成という観点も踏まえ、施策を推進していきます。
- (4) 地域で育む地域福祉推進の観点から、障がいのある人に対する支援活動や障がい者福祉施策の推進に関するガイドラインとします。
- (5) 本計画において、「障がい者」「障がいのある人」とは、障害者基本法*第2条に規定されている「身体障害、知的障害、又は精神障害(発達障害*を含む。)その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁によって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」とします。このため、手帳保持者に限らず、障がいによる支援を必要とする人を、「障がい者」「障がいのある人」と捉え、その支援を進めていきます。

図 1-1 計画の位置づけ

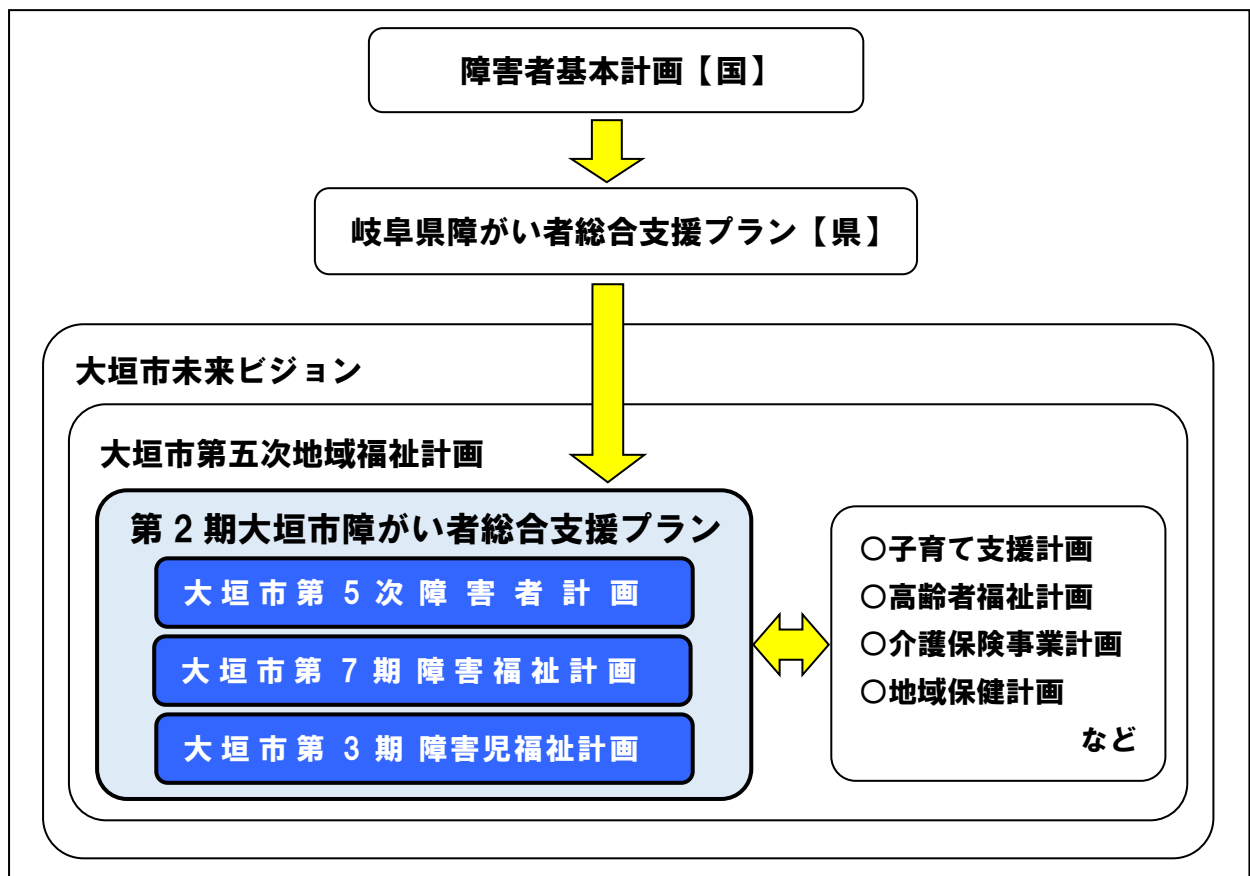


図 1-2 持続可能な開発目標（SDGs）※



4 計画期間

本計画は、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を一体的に策定するものですが、国の今後の基本施策の動向等を考慮し、「第5次障害者計画」の計画期間を令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」の計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、障害者計画については、国の基本計画や基本的な指針の変更など、必要に応じて3年に1度、中間見直しを行います。

図 1-3 計画期間

年 度	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
国 障害者基本計画	第 3 次			第 4 次					第 5 次							
岐阜県 障がい者総合支援プラン	第 1 期障がい者 総合支援プラン			第 2 期障がい者 総合支援プラン			第 3 期障がい者 総合支援プラン			第 4 期障がい者 総合支援プラン						
岐阜県 障害福祉計画	第 4 期障害福祉計画			第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障害福祉計画 第 2 期障害児福祉計画			第 7 期障害福祉計画 第 3 期障害児福祉計画						
大垣市 障害者計画	第二次		第 三 次				第 1 期 大垣市障がい者 総合支援プラン 第 4 次障害者計画 第 6 期障害福祉計画 第 2 期障害児福祉計画			第 2 期 大垣市障がい者 総合支援プラン 第 5 次障害者計画（R6～R11） 第 7 期障害福祉計画 第 3 期障害児福祉計画（R6～R8） 第 8 期障害福祉計画 第 4 期障害児福祉計画（R9～R11）						
大垣市 障害福祉計画	第 4 期		第 5 期													
大垣市 障害児福祉計画			第 1 期													

5 基本理念

「第1期大垣市障がい者総合支援プラン」においては、「障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、共に支え合い、安心して自分らしく暮らせる、共生社会づくり」を基本理念と定め、施策を推進してきました。

国が定める「第5次障害者基本計画」（令和5年度～令和9年度）においては、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを基本理念としています。

そこで、本計画では、前計画の基本理念を継承しつつ、上位計画との整合性を図りながら、次のとおり基本理念を定めます。

<基本理念>

一人ひとりが支え合い 共に創る 障がい者にやさしいまち

～ 障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、

共に支え合い、安心して自分らしく暮らせる、共生社会づくり～

6 計画策定のプロセスと進行管理

1 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、庁内組織である大垣市障害者計画等策定推進委員会及び同幹事会で検討を進めるとともに、大垣市障がい者の暮らしを支える協議会において専門的見地に基づく意見をいただきました。

また、障がいのある人等へのアンケート調査や各関係団体等へのヒアリング調査、パブリックコメントを実施し、当事者や支援者等を含む市民の意見を聴取し、計画に反映しました。

○ 大垣市障がい者の暮らしを支える協議会

① 役割

相談支援事業者や障がい者関係団体などが、計画案について協議します。

② 委員（27人）

相談支援事業者、障がい者関係団体、雇用関係機関、教育関係機関、医療関係機関、障害福祉サービス事業者から選出された者、学識経験者、市民公募による者、その他市長が必要と認める者

○ 大垣市障害者計画等策定推進委員会

① 役割

計画の策定及び推進に関することや、計画等の策定及び推進における関係部課の総合調整、その他委員会が必要と認める事項について検討します。

② 委員

副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民活動部長、生活環境部長、健康福祉部長、こども未来部長、経済部長、建設部長、水道部長、都市計画部長、上石津地域事務所長、墨俣地域事務所長、市民病院事務局長、議会事務局長、教育委員会事務局長、消防長

○ 大垣市障害者計画等策定推進委員会幹事会

① 役割

推進委員会を補助し、具体的な内容を検討します。

② 委員

関係各課の長等

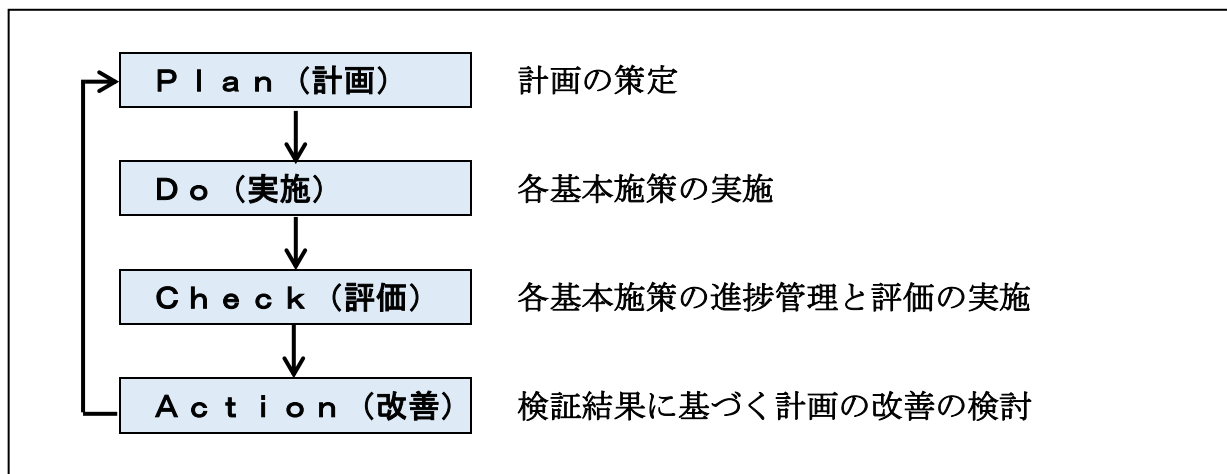
2 計画の推進、進捗管理

本計画を推進するにあたっては、大垣市障がい者の暮らしを支える協議会や、市内組織である推進委員会及び幹事会により、行政の関係部局や当事者団体、社会福祉法人、福祉サービス事業者、NPO法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体等の関係機関、団体等との連携を図りながら、総合的かつ実効性のある計画の実施に努めます。

また、本計画の進捗管理については、「計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）」のPDCAサイクルに沿って年1回、各基本施策の適切な進捗管理と評価を行い、必要に応じて計画や毎年実施する各施策に反映します。

なお、計画の評価結果については市ホームページで公表します。

図1-4 マネジメントシステムによる進行管理



第2章 大垣市の障がいのある人の現状

1 障がいのある人の現状

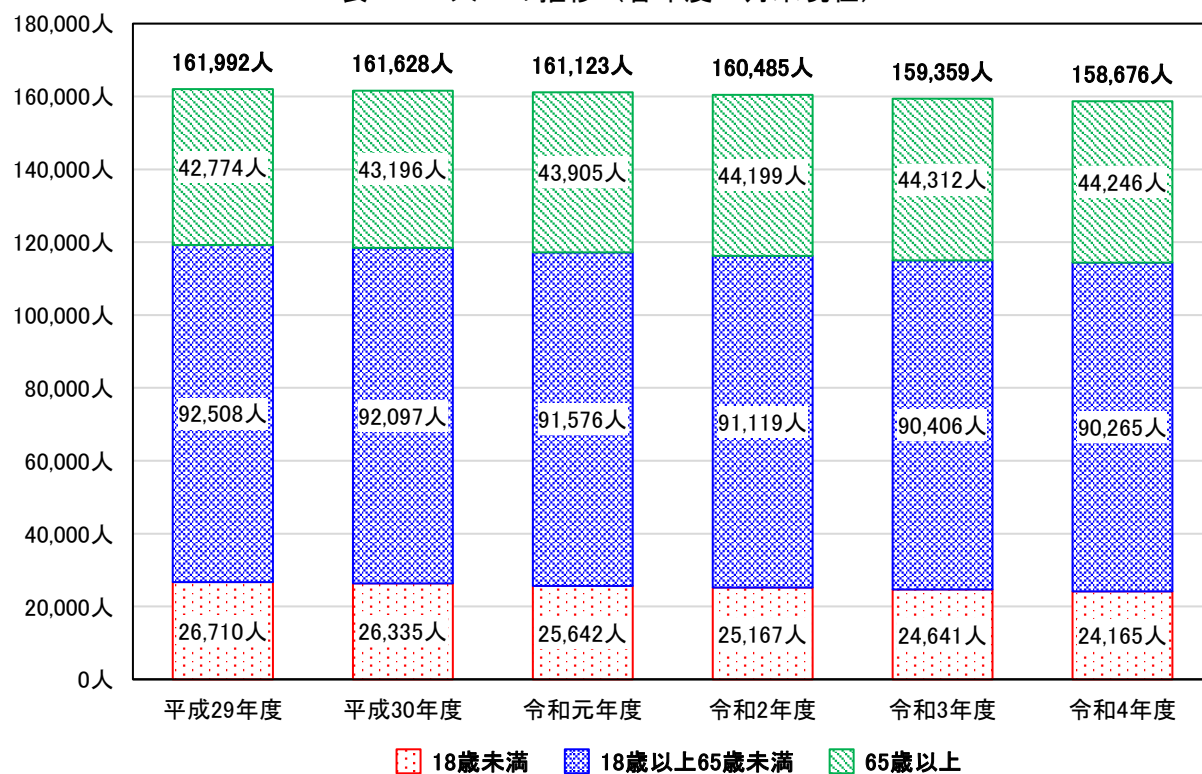
1 年齢区分人口の動向

平成29年度から令和4年度にかけて、総人口は161,992人から3,316人減少して158,676人となり、減少傾向が続いています。特に、18歳未満の人口は、26,710人から2,545人減の24,165人で、より減少傾向が強く表れています。

一方、65歳以上の人口は42,774人から1,472人増の44,246人と増加傾向にあります。

18歳未満の人口割合は、平成29年度が16.5%であったのが、令和4年度は15.2%と減少しているのに対し、65歳以上の人口割合は、平成29年度が26.4%であったのが、令和4年度は27.9%と増加しており、今後もさらなる少子高齢化の進展が予想されます。

表2-1 人口の推移（各年度3月末現在）

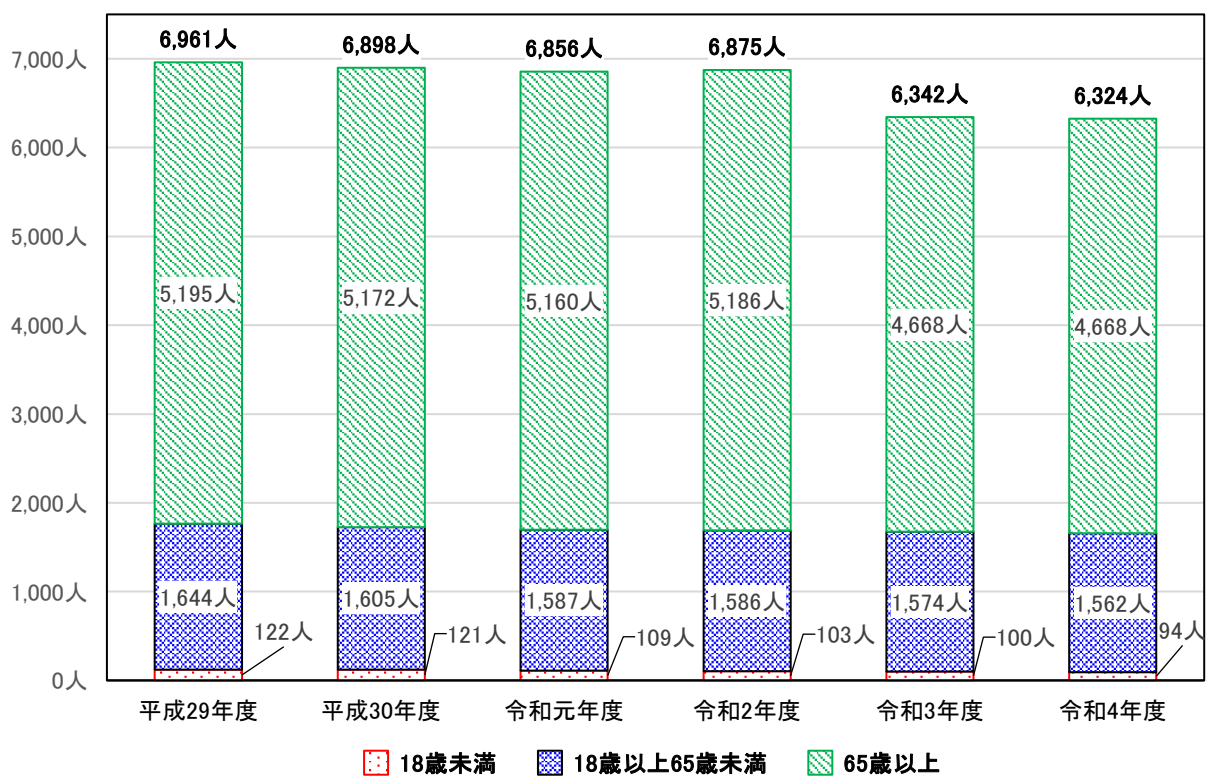


資料：市窓口サービス課

2 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成29年度の6,961人から637人減少し、令和4年度は6,324人になりました。このうち、18歳未満は122人から28人減少し94人、18歳以上65歳未満は1,644人から82人減少し1,562人、65歳以上は5,195人から527人減少し4,668人となっています。

表 2-2 年齢別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年度末）

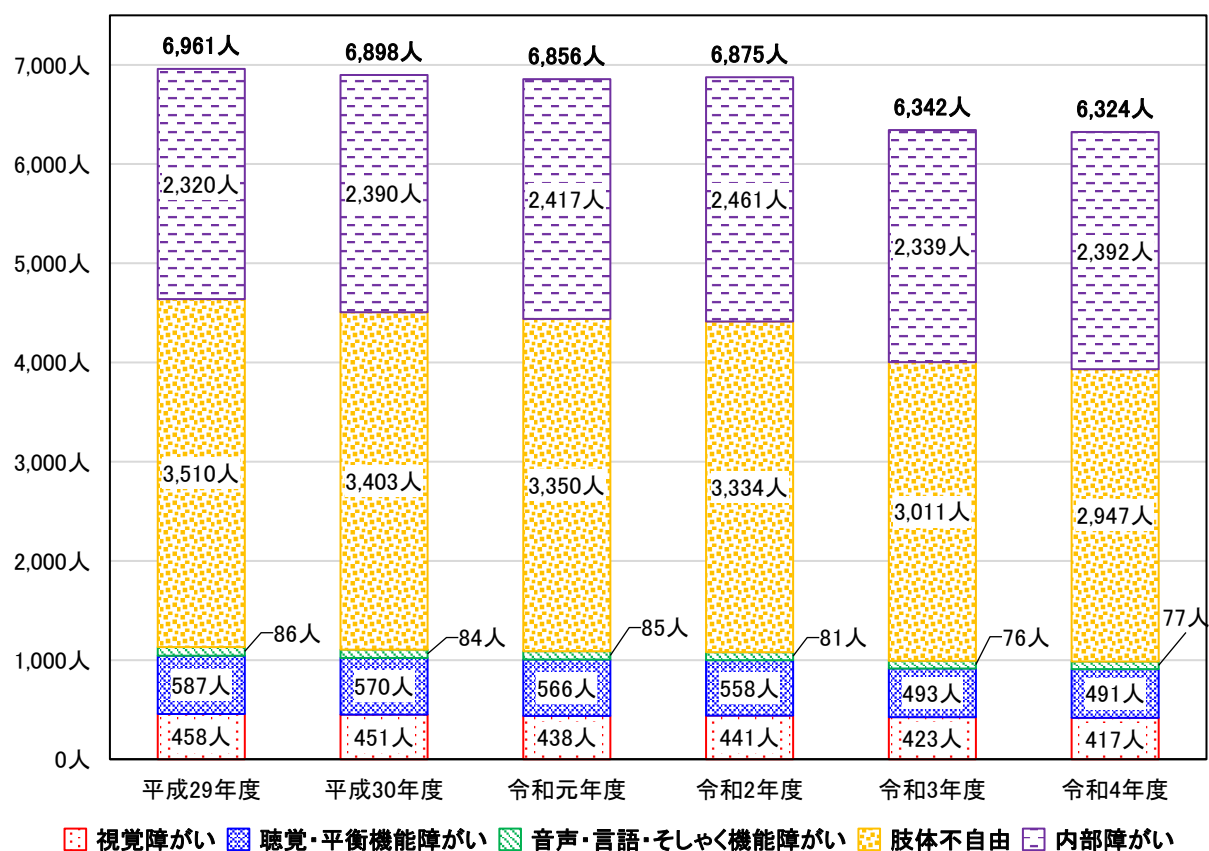


資料：市障がい福祉課

平成29年度と令和4年度の障がいの種類別手帳交付数の比較では、視覚障がいが458人から41人減少し417人、聴覚・平衡機能障がいが587人から96人減少し491人、音声・言語・そしゃく機能障がいが86人から9人減少し77人、肢体不自由が3,510人から563人減少し2,947人、内部障がい※が2,320人から72人増加し2,392人になりました。

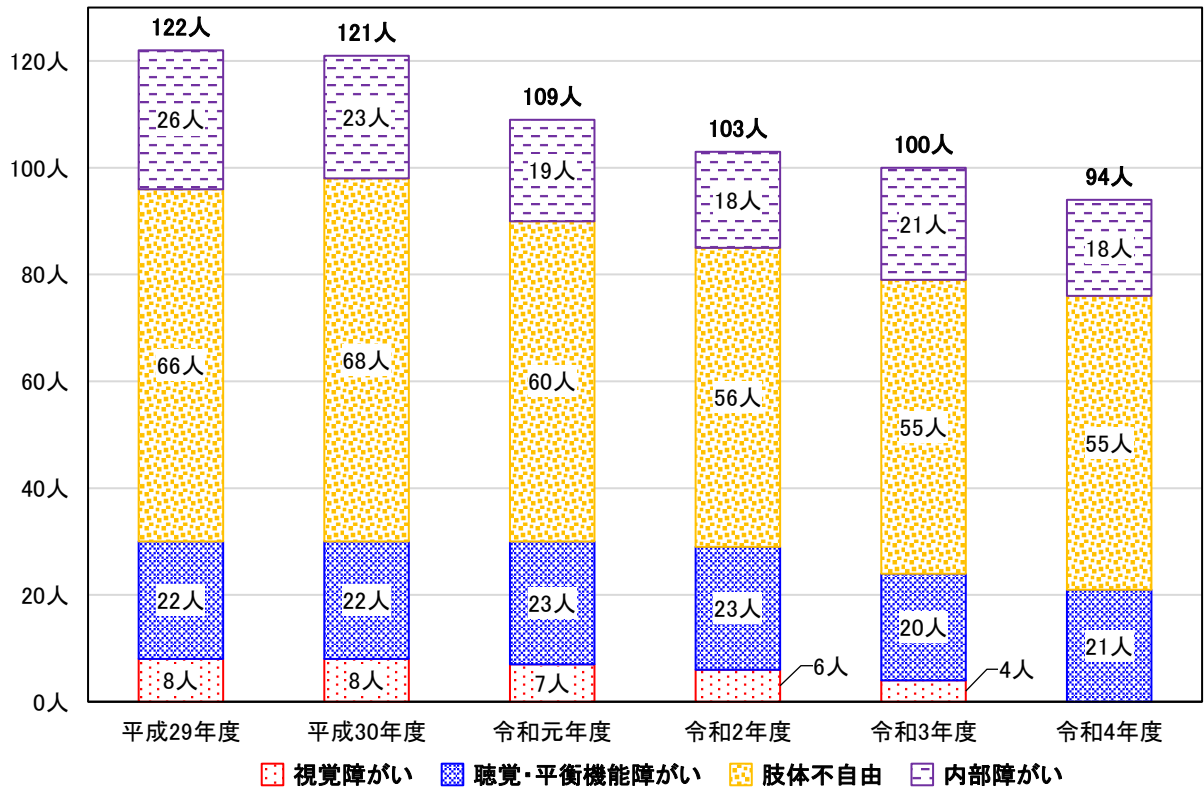
障がいの種類別手帳交付数の割合を平成29年度と令和4年度で比較すると、聴覚・平衡機能障がい、肢体不自由の割合が減少する一方で、内部障がい※の割合が増加しています。

表2-3-1 障がいの種類別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年度末）



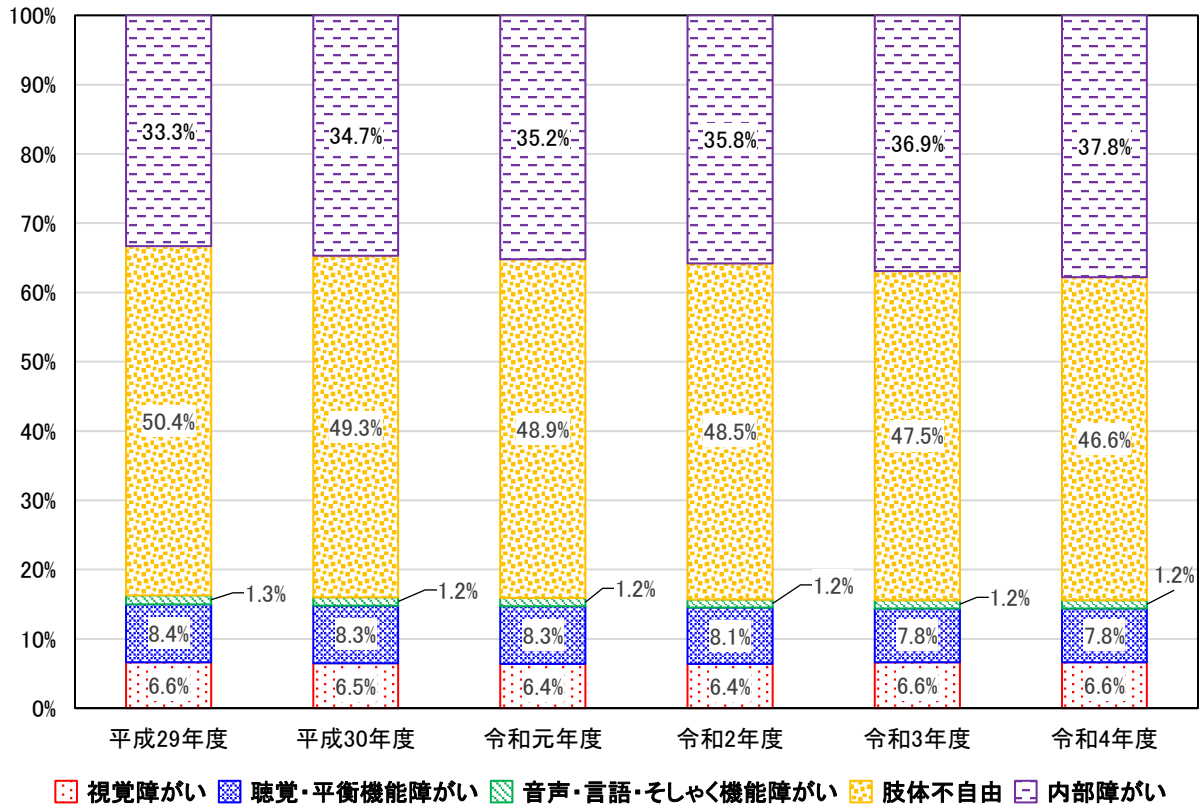
資料：市障がい福祉課

表 2-3-2 【再掲】障がいの種類別身体障害児（18歳未満）手帳交付数の推移（各年度末）



資料：市障がい福祉課

表 2-3-3 障がい種類別手帳交付数の割合（各年度末）



資料：市障がい福祉課

平成29年度と令和4年度の障がい等級別手帳交付数の比較では、1級が2,066人から63人減少し2,003人、2級が1,098人から92人減少し1,006人、3級が1,583人から145人減少し1,438人、4級が1,412人から195人減少し1,217人、5級が399人から65人減少し334人、6級が403人から77人減少し326人となりました。

表2-4-1 障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年度末）

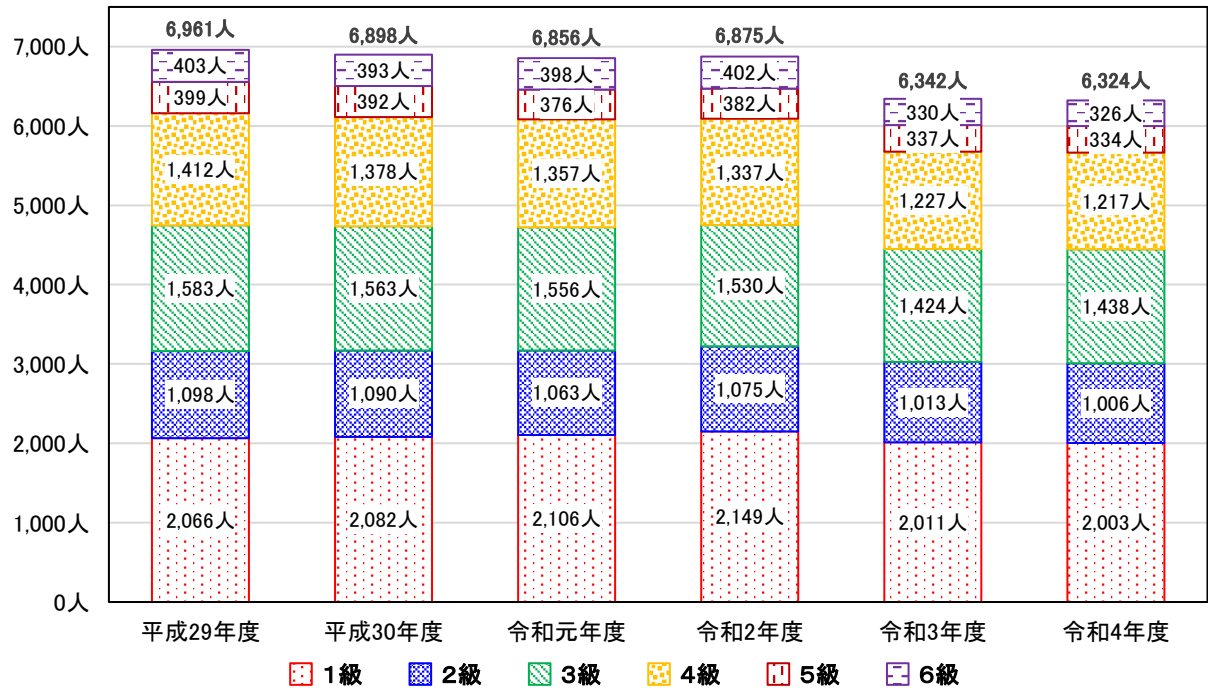
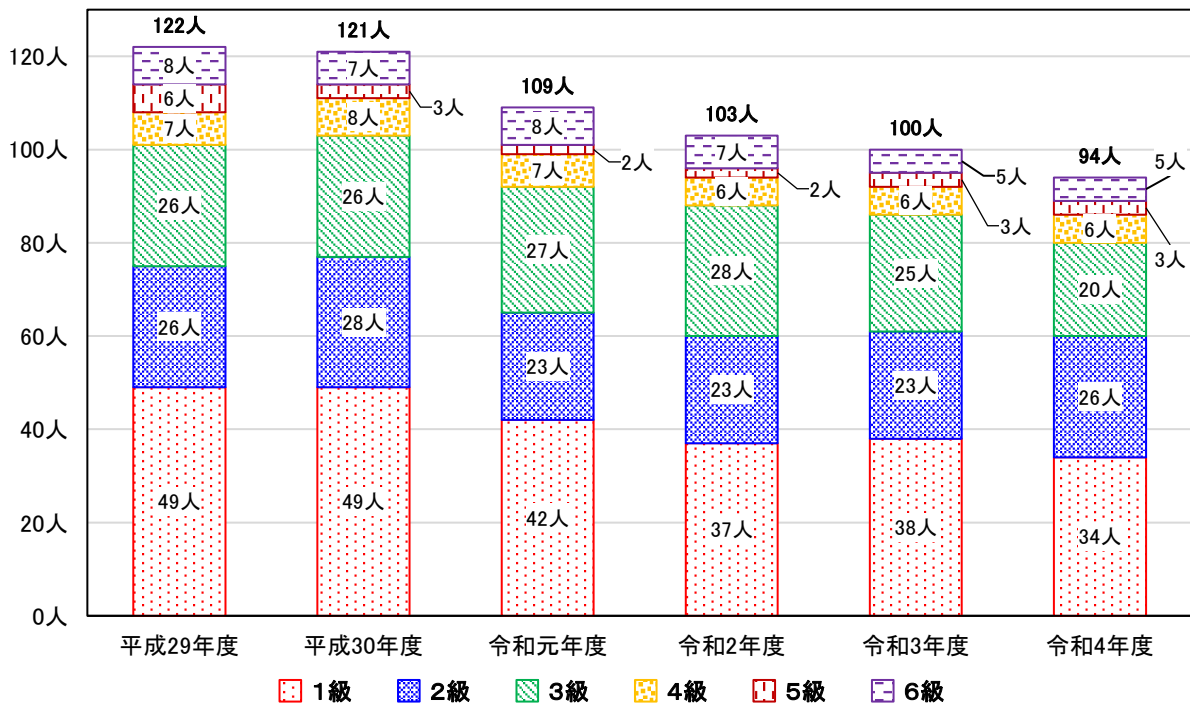


表2-4-2 【再掲】障がい等級別身体障害児手帳交付数の推移（各年度末）



障がい等級別・種類別手帳交付数で最も多いのは、1級は内部障がい*1,243人(62.1%)、2級は肢体不自由694人(69.0%)、3級は肢体不自由659人(45.8%)、4級は肢体不自由608人(50.0%)、5級は肢体不自由288人(86.2%)、6級は聴覚・平衡機能障がい166人(50.9%)となっています。

表2-5-1 障がい等級別・種類別身体障害者（児）手帳交付数の状況（令和4年度末）

資料：市障がい福祉課

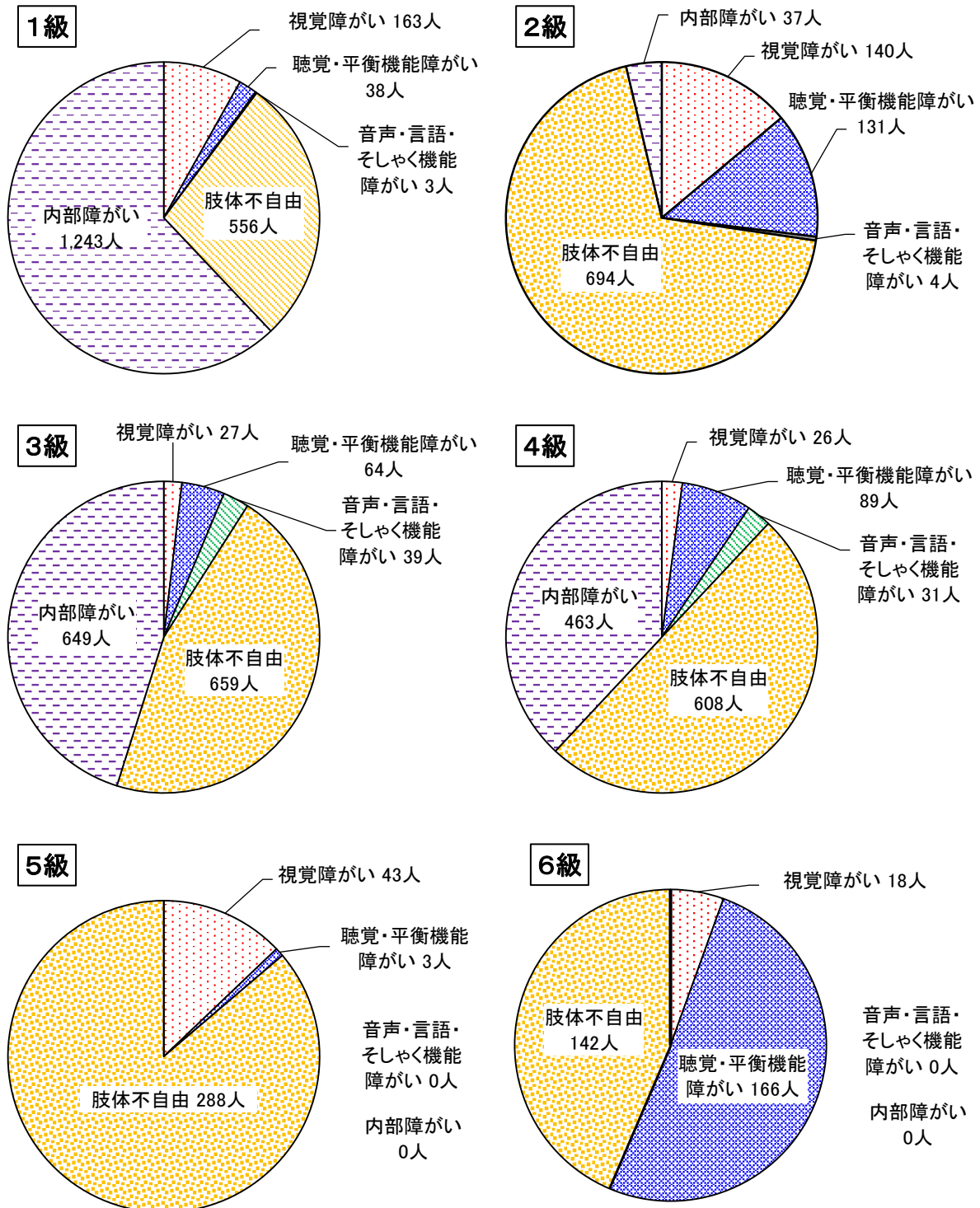


表 2-5-2 【再掲】障がい等級別・種類別身体障害児手帳交付数の状況（令和4年度末）

資料：市障がい福祉課

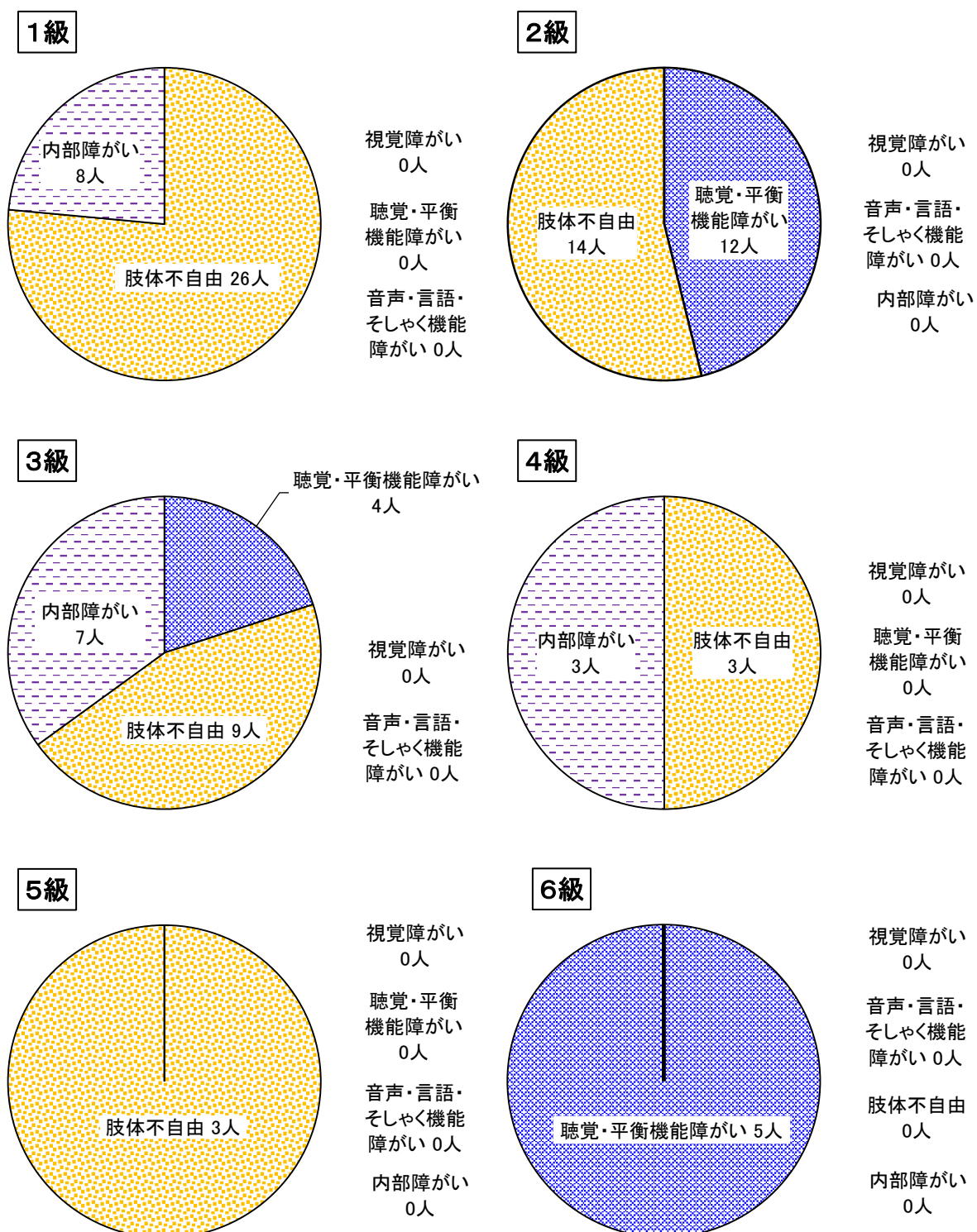
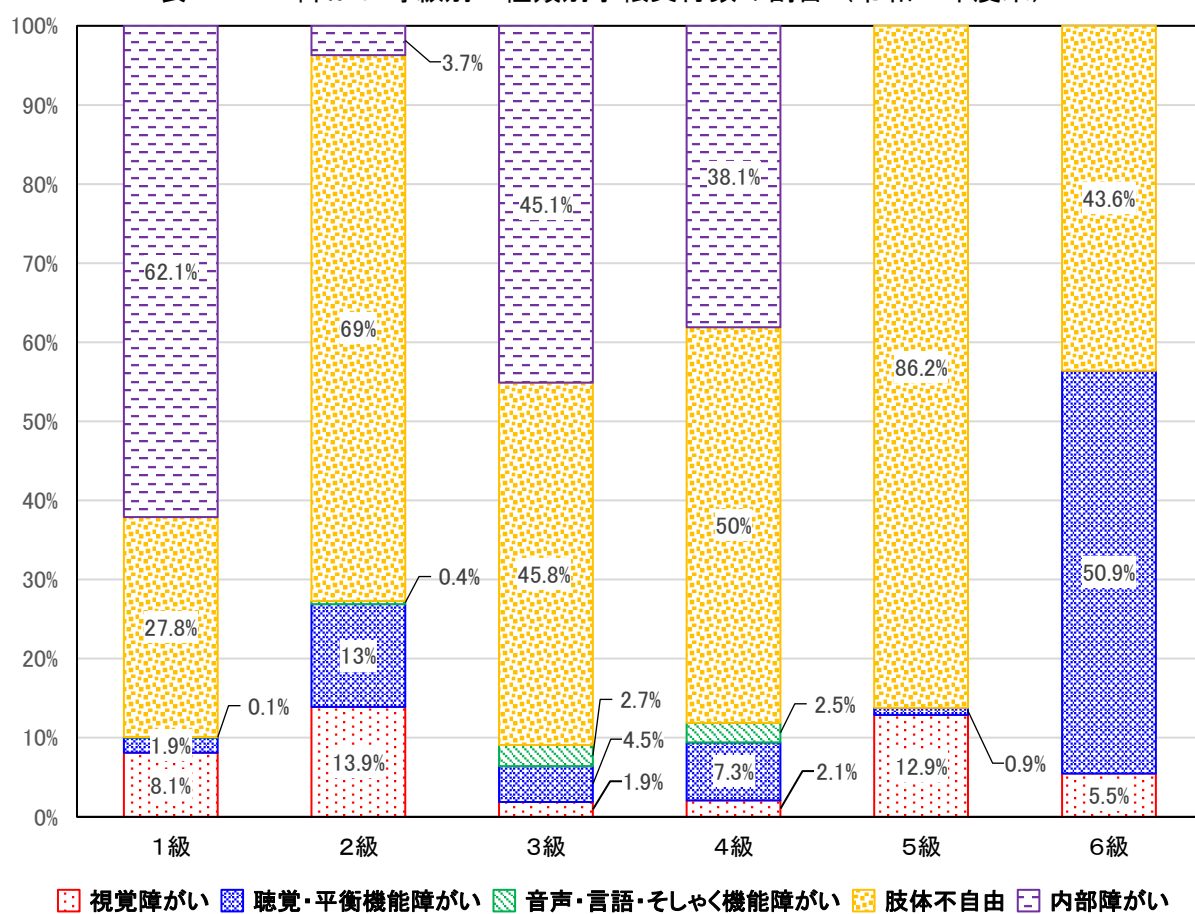


表 2-5-3 障がい等級別・種類別手帳交付数の割合（令和4年度末）



資料：市障がい福祉課

年齢別・障がい等級別手帳交付数では、18歳未満で1級の34人（36.2%）が最も多く、2級26人（27.6%）、3級20人（21.3%）と続きます。18歳以上では1級の1,969人（31.6%）が最も多く、次いで、3級1,418人（22.8%）などとなっています。

表 2-6-1 年齢別・障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の状況（令和4年度末）

資料：市障がい福祉課

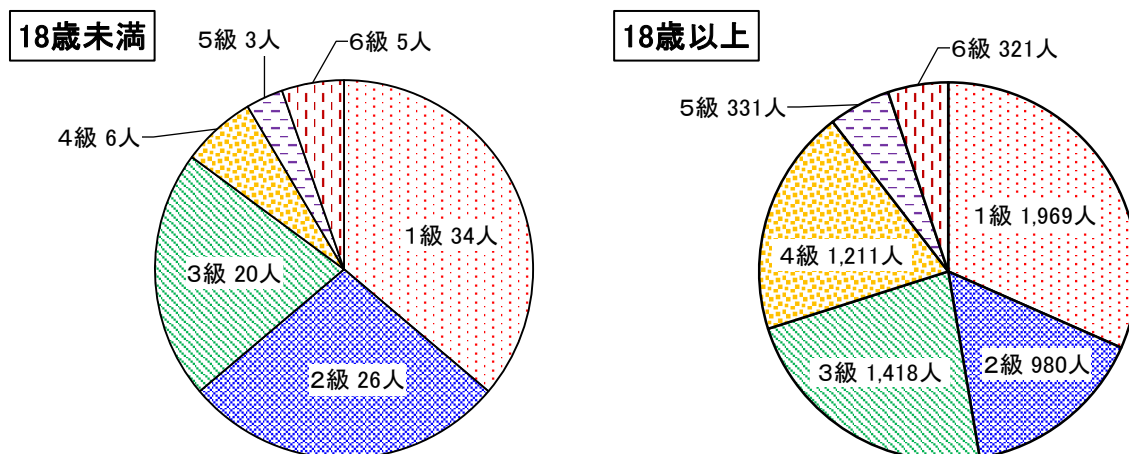
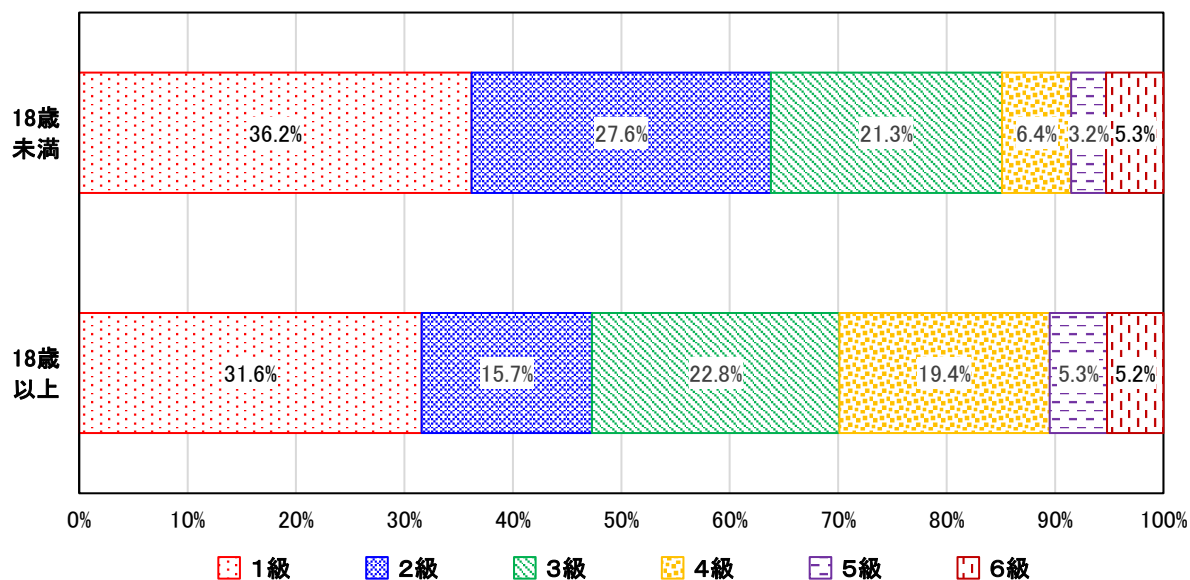


表 2-6-2 年齢別・障がい等級別手帳交付数の割合（令和4年度末）



資料：市障がい福祉課

年齢別・障がい種類別手帳交付数では、18歳未満が肢体不自由の55人（58.5%）で最も多く、次いで聴覚・平衡機能障がいの21人（22.3%）となっています。

また、18歳以上では、肢体不自由の2,892人（46.4%）が最も多く、次いで内部障がい*の2,374人（38.1%）となっています。

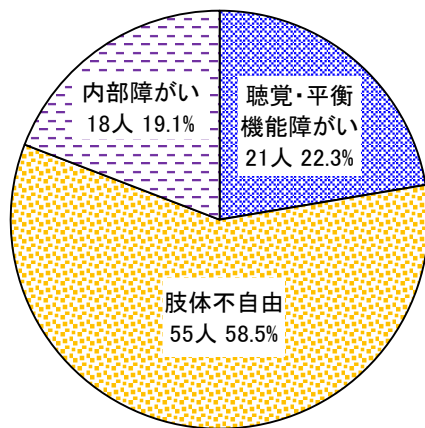
表2-7 年齢別・障がい種類別身体障害者（児）手帳交付数の状況（令和4年度末）

資料：市障がい福祉課

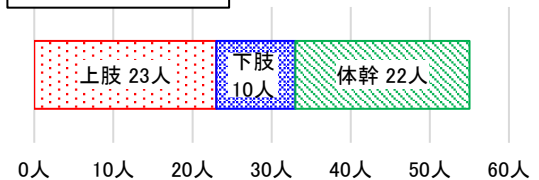
<18歳未満>

視覚障がい 0人

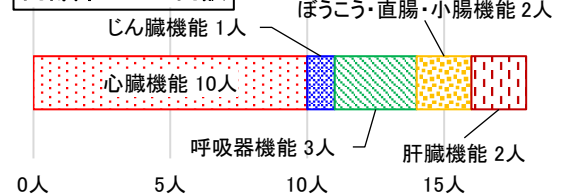
音声・言語・そしゃく機能障がい 0人



肢体不自由の内訳



内部障がいの内訳

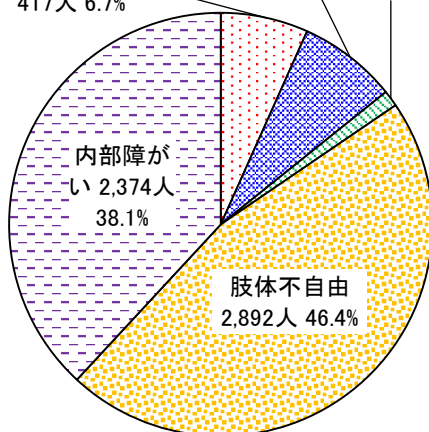


<18歳以上>

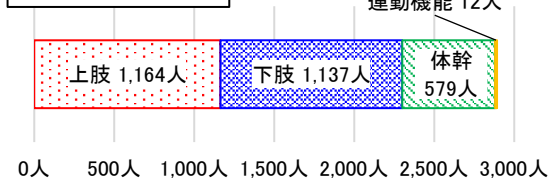
聴覚・平衡機能障がい 470人 7.5%

視覚障がい 417人 6.7%

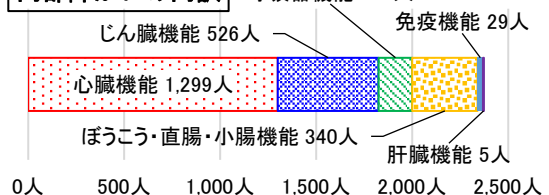
音声・言語・そしゃく機能障がい 77人 1.2%



肢体不自由の内訳



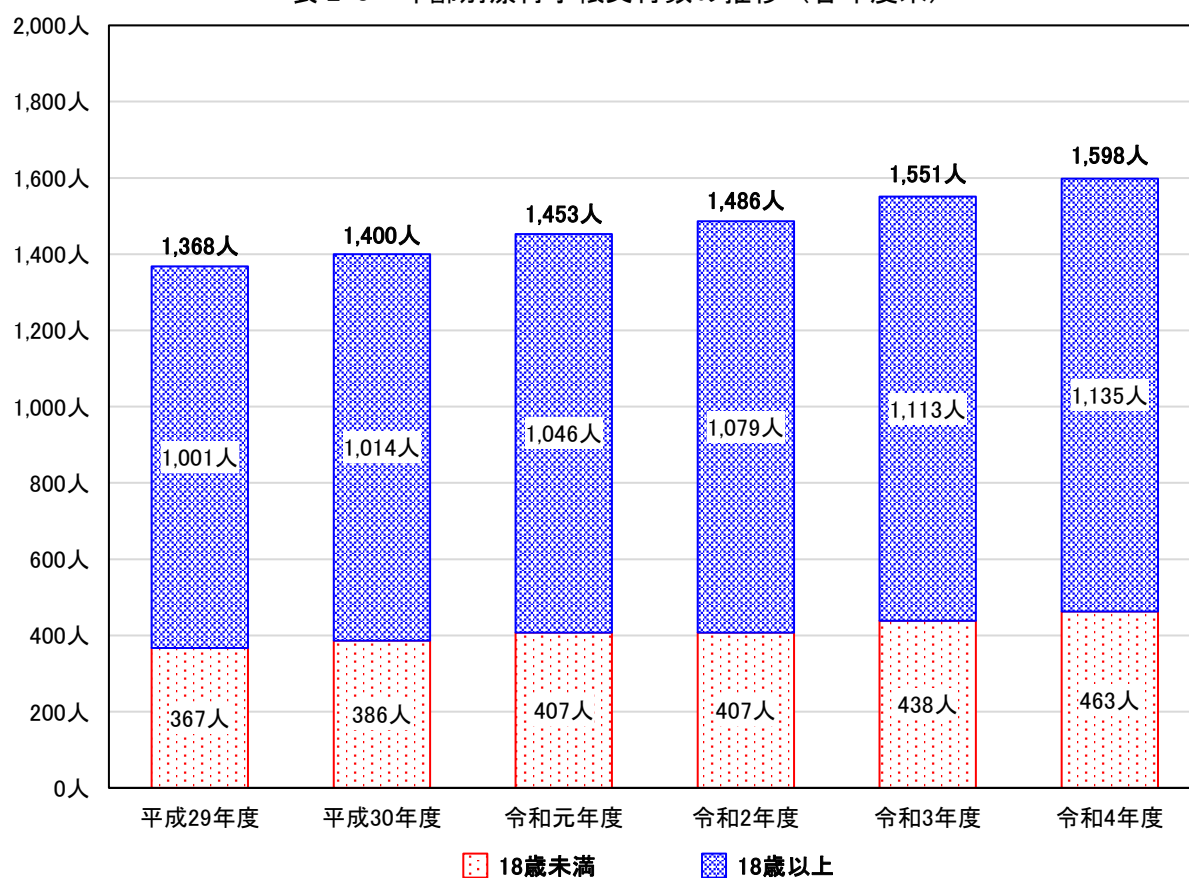
内部障がいの内訳



3 知的障がいのある人の状況

療育*手帳所持者数は、平成29年度の1,368人から230人増加し、1,598人になりました。年齢別手帳交付数では、18歳未満は367人から96人増の463人に、18歳以上は1,001人から134人増の1,135人になっており、手帳の交付数は増加傾向が続いています。

表 2-8 年齢別療育手帳交付数の推移（各年度末）



資料：市障がい福祉課

平成29年度と令和4年度の判定別療育*手帳交付数の比較では、Aは85人から15人減の70人、A1は205人から10人増の215人、A2は270人から46人増の316人、B1は392人から34人増の426人、B2は416人から155人増の571人となっています。

表 2-9-1 判定別療育手帳交付数の推移（各年度）

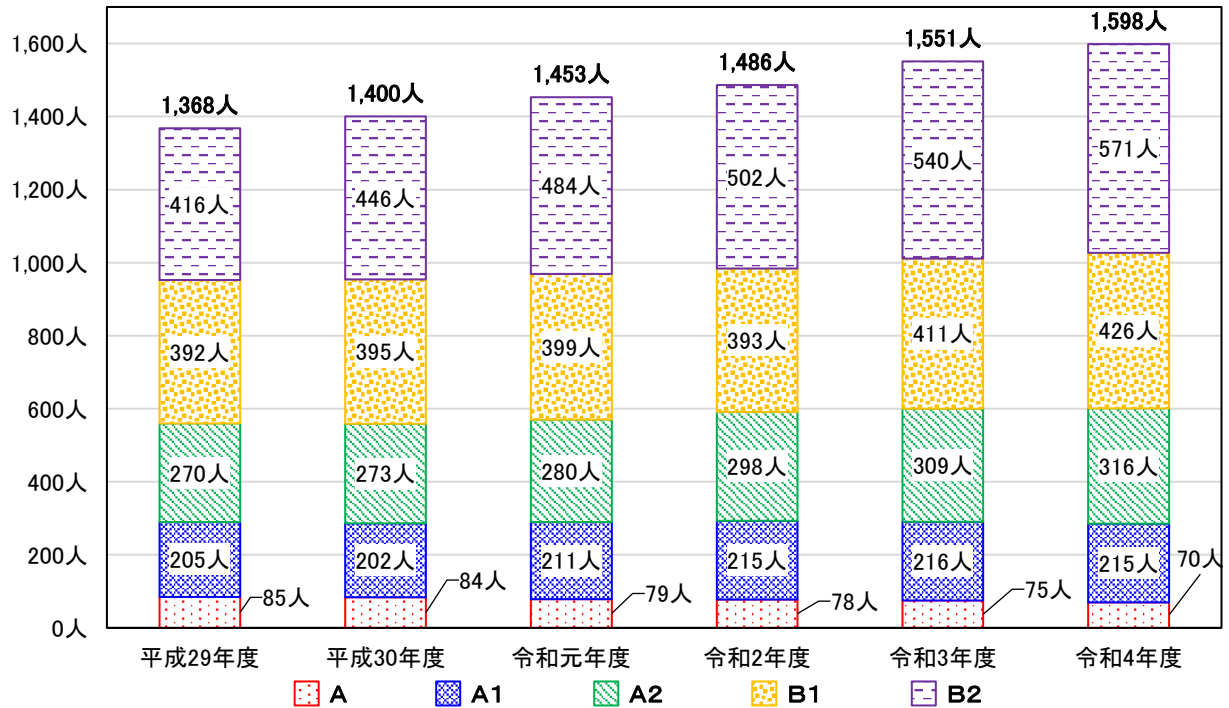
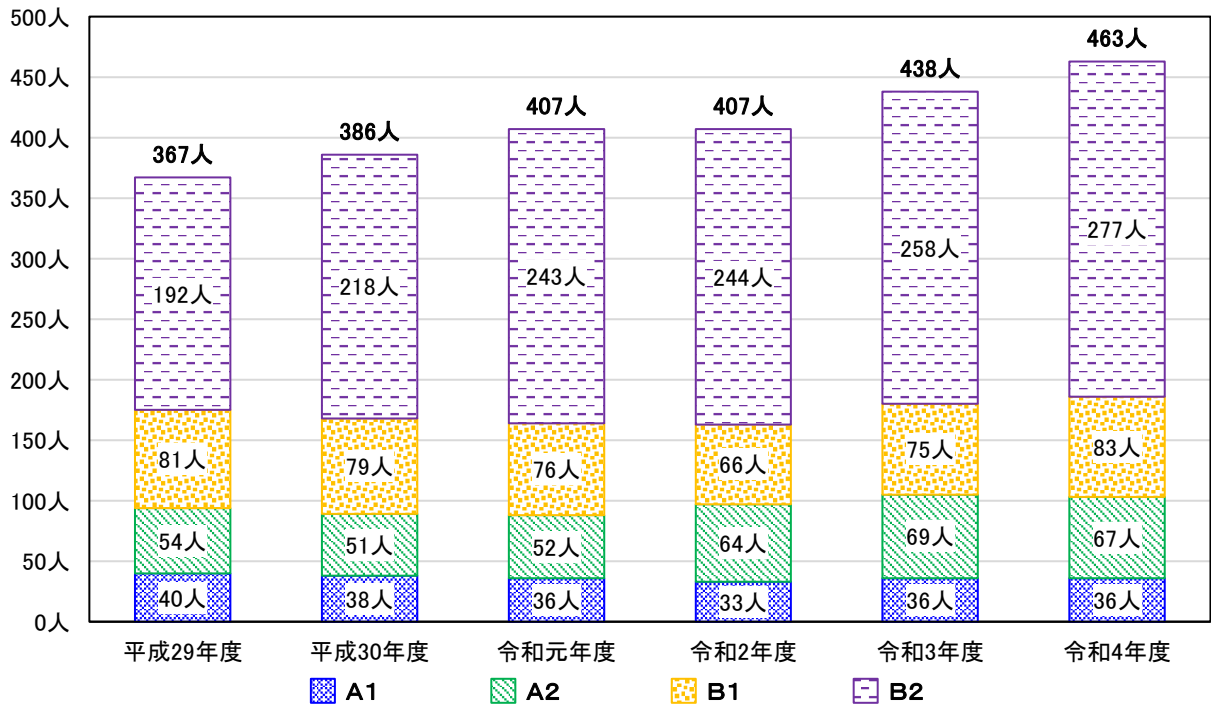


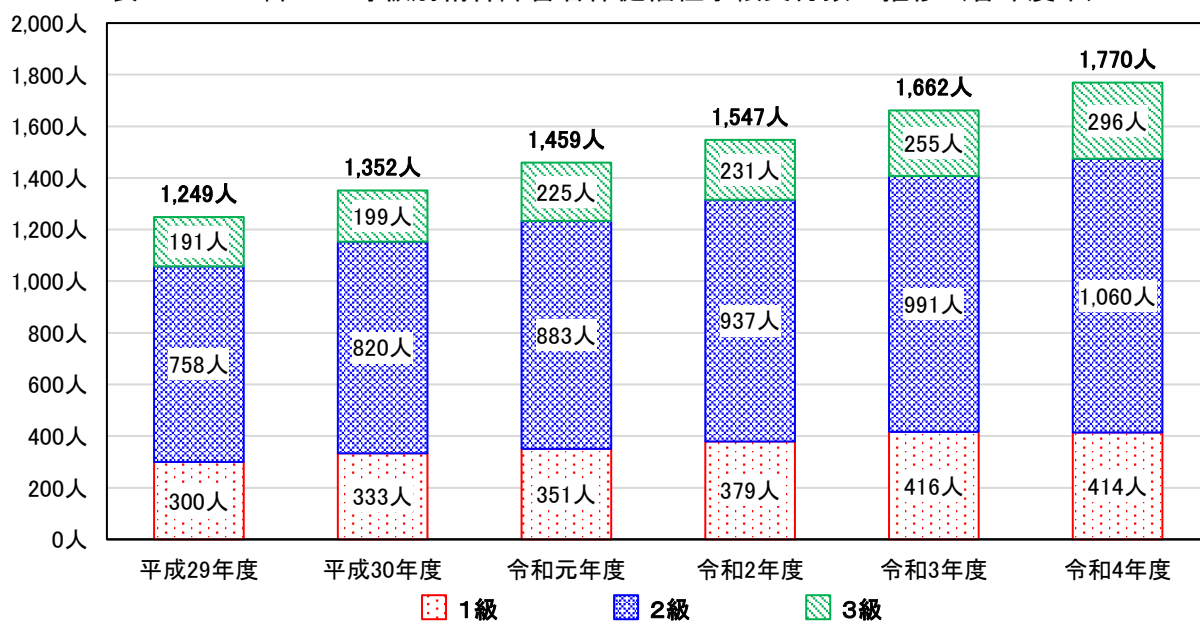
表 2-9-2 【再掲】判定別療育手帳交付数（18歳未満）の推移（各年度）



4 精神障がいのある人の状況

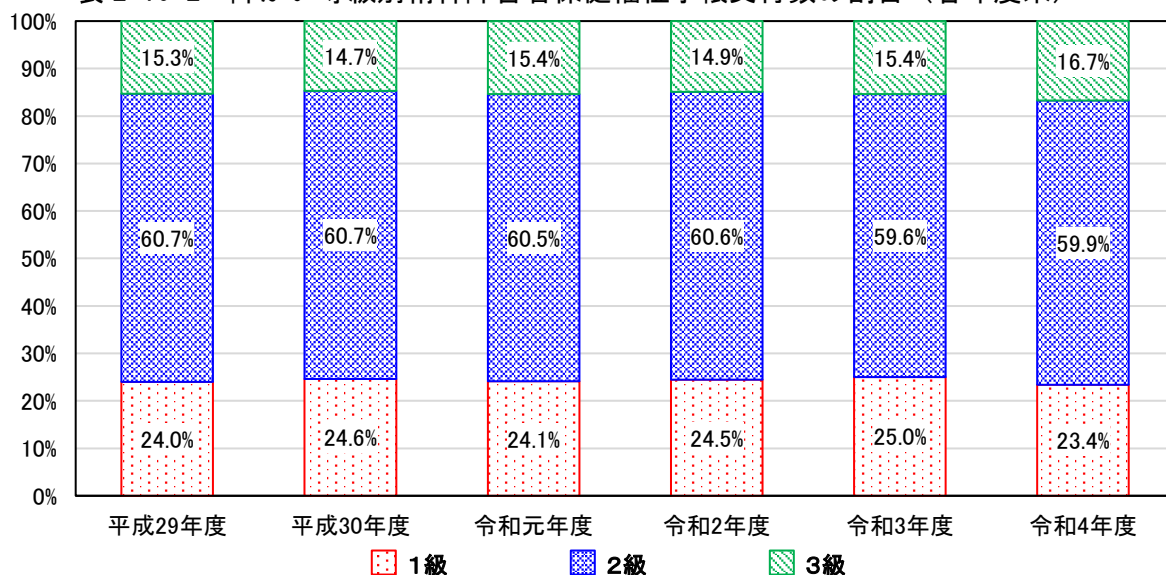
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年度の1,249人から521人増加し、令和4年度は1,770人になりました。障がい等級別手帳交付数では、1級は300人から114人増の414人、2級は758人から302人増の1,060人、3級は191人から105人増の296人となっています。また、令和4年度の障がい等級別手帳交付者数の割合は、2級が59.9%と最も多く、次いで、1級が23.4%、3級が16.7%となっています。

表 2-10-1 障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移（各年度末）



資料：市障がい福祉課

表 2-10-2 障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の割合（各年度末）

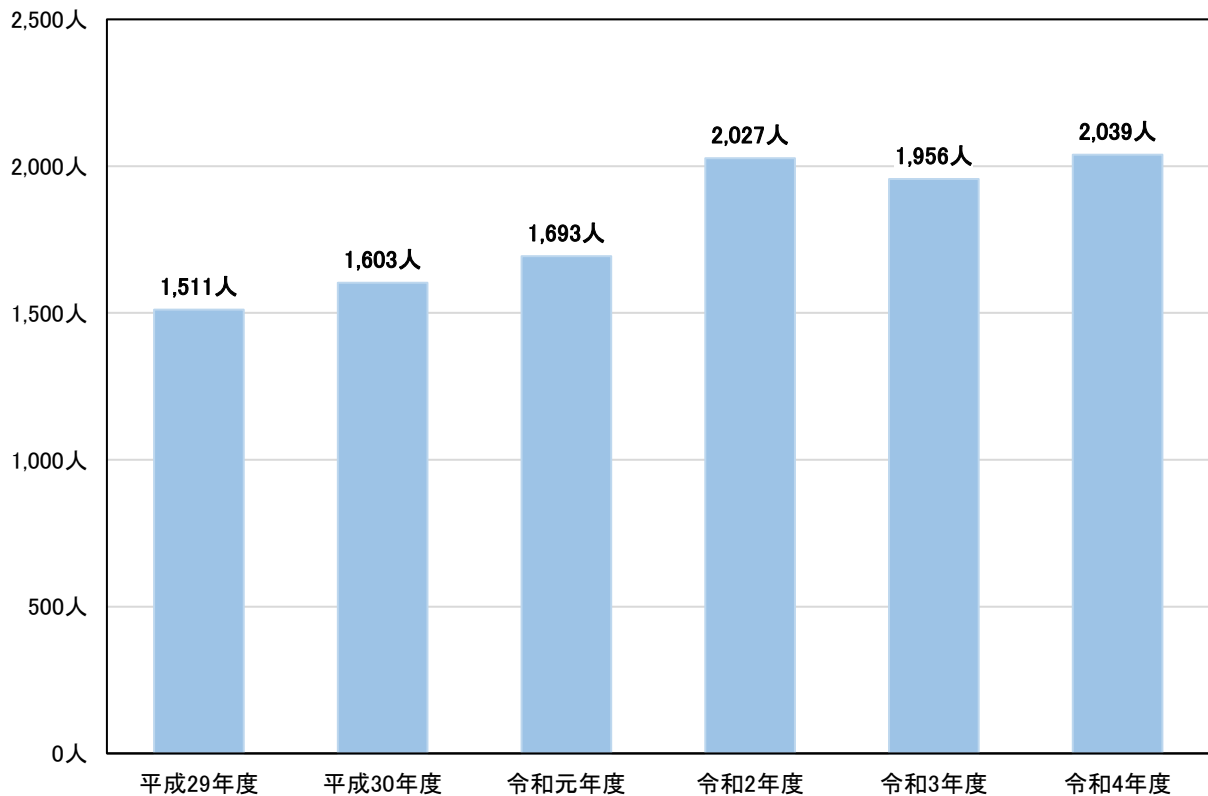


資料：市障がい福祉課

5 精神障がい疾患患者の状況

平成29年度と令和4年度の大垣市の自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数の比較では、1,511人から528人増の2,039人となっています。

表 2-11 自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数の推移（各年度末）



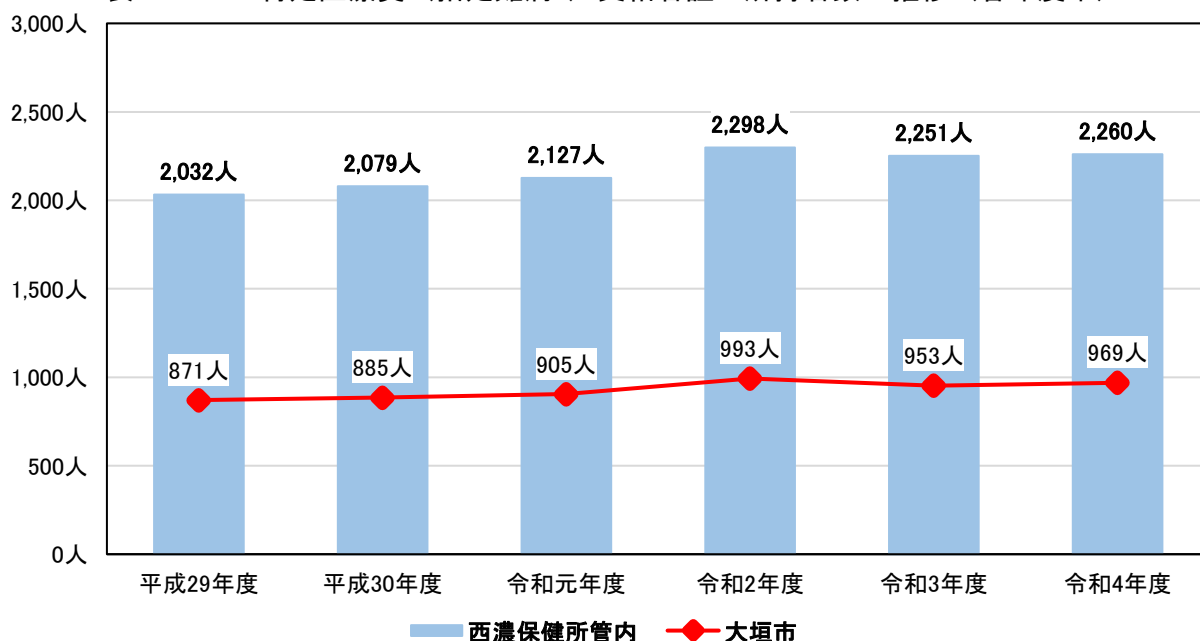
資料：西濃保健所

6 難病患者の状況

難病患者*のうち、平成29年度と令和4年度の大垣市の特定医療費（指定難病*）受給者証の所持者数の比較では、871人から98人増の969人となっています。

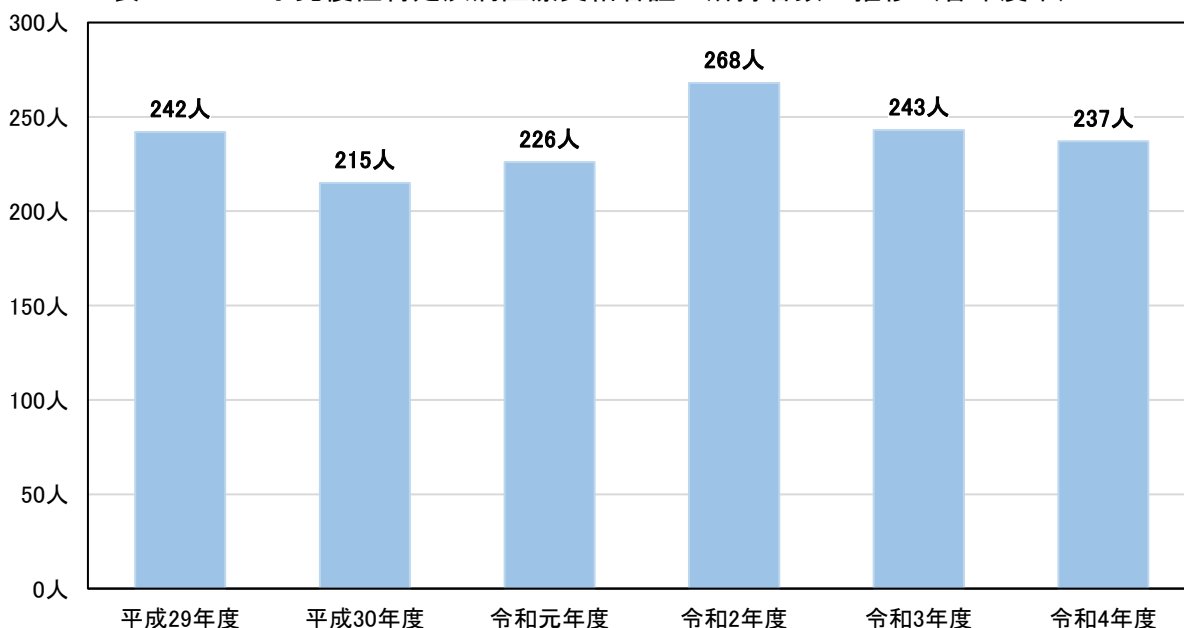
また、西濃保健所管内における小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者数は、平成29年度の242人から5人減少し、令和4年度は237人となっています。

表 2-12-1 特定医療費（指定難病*）受給者証の所持者数の推移（各年度末）



資料：西濃保健所

表 2-12-2 小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者数の推移（各年度末）



資料：西濃保健所

2 障がい者福祉に関する調査結果の概要

1 市民アンケート調査結果

1 調査の目的

本市における障がい者の生活実態、サービスの利用状況、ニーズ等を把握し、「第2期大垣市障がい者総合支援プラン」策定に関する基礎資料とするため、市内の障がい者等を対象とするアンケート調査を実施しました。

2 調査の方法

アンケート調査の方法（調査設計）は次のとおりです。

区 分	障がい者	難病患者	障がい児	発達障がい児	一 般	合 計
対象者数	1,800 人	200 人	100 人	100 人	1,000 人	3,200 人
抽出方法	・障がい者及び障がい児については、障害者手帳、スマイルブック※所持者等から無作為抽出 ・難病患者※については、関係団体に依頼 ・一般については、住民基本台帳から無作為抽出					
調査時期	令和4年9月1日～9月26日（調査基準日：令和4年9月1日）					
調査方法	郵送による送付・回収					

3 配布・回収状況

アンケート調査の配布・回収の状況は次のとおりです。

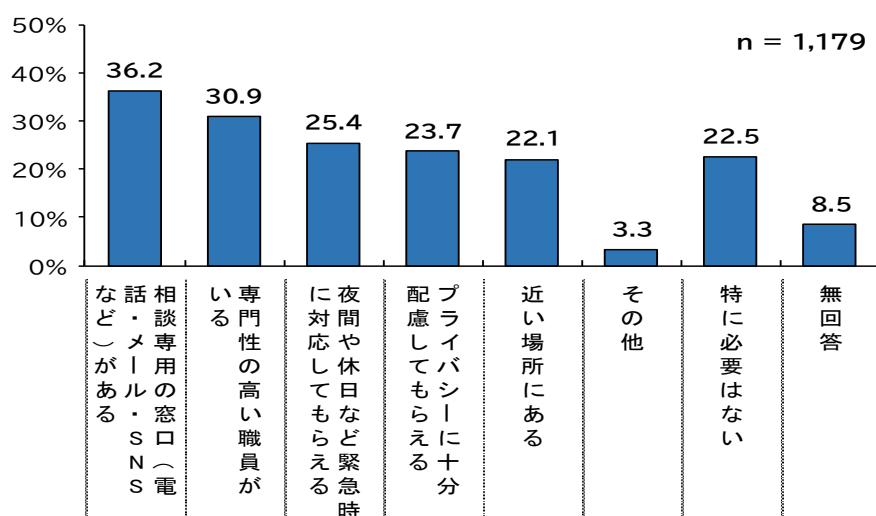
区 分	障がい者	難病患者	障がい児	発達障がい児	一 般	合 計
配 布 数	1,800 件	200 件	100 件	100 件	1,000 件	3,200 件
回 収 数	1,138 件	92 件	65 件	63 件	453 件	1,811 件
有 効	1,089 件	90 件	63 件	62 件	442 件	1,746 件
無 効	49 件	2 件	2 件	1 件	11 件	65 件
有効回収率	60.5%	45.0%	63.0%	62.0%	44.2%	54.6%

2 アンケート調査結果の概要

(1) 日常生活について

- 障がい者（難病患者*を含む）の主な介助者は「同居の家族」が半数以上を占めています。介助者の年齢については「70歳以上」が最も多く、以下「60歳代」、「50歳代」となっており、高齢化しています。また、障がい者、障がい児ともに「10歳代」の介助者が少数ながら存在しています。
- 気軽に相談するために必要だと思うことについては「相談専用の窓口（電話・メール・SNSなど）がある」が36.2%と最も多く、次いで「専門性の高い職員がいる」、「夜間や休日など緊急時に対応してもらえる」となっています。

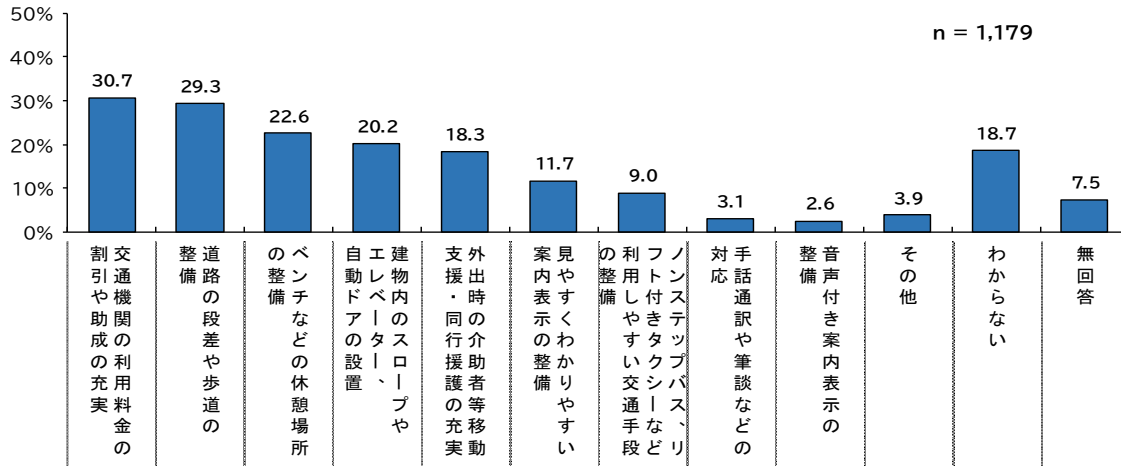
問：あなたが気軽に相談するためにどのようなことが必要だと思いますか。（障がい者回答）



(2) 外出状況について

- 外出時に困ることは「介助者などがいないと外出が困難である」が最も多く、特に知的障がい者、重複障がい者、障がい児で多くなっています。
- 外出するために必要と考える整備又は援助については「交通機関の利用料金の割引や助成の充実」「道路の段差や歩道の整備」が約3割と多くなっています。また、障がい別にみると、知的障がい者、重複障がい者で「外出時の介助者等移動支援・同行援護の充実」の割合が高くなっています。

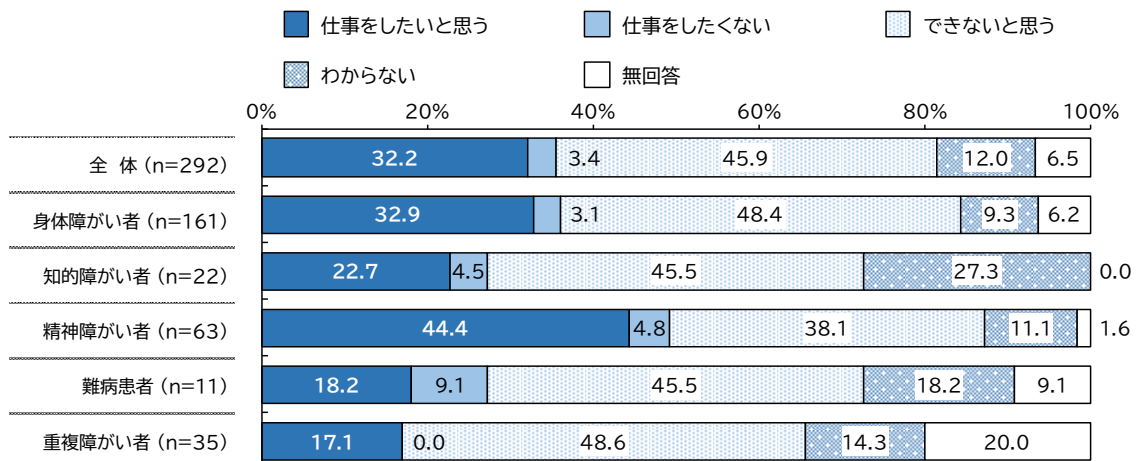
問：あなたが外出するために必要と考える整備又は援助は何ですか。（障がい者回答）



（３）就労・就学について

- 今後の働き方について「一般就労*をしたい」「収入を得る仕事をしたいと思う」の割合が精神障がい者で多くなっています。
- 障がい者の就労を促進するために必要な支援について「障がい者に対する雇用者や職場の仲間の理解と協力があること」が障がい者、一般ともに最も多くなっています。
- 通園・通学時に困っていることは、発達障がい*児では「友達とのトラブルが心配」が39.7%と最も多く、次いで「授業についていけない」が37.9%となっています。

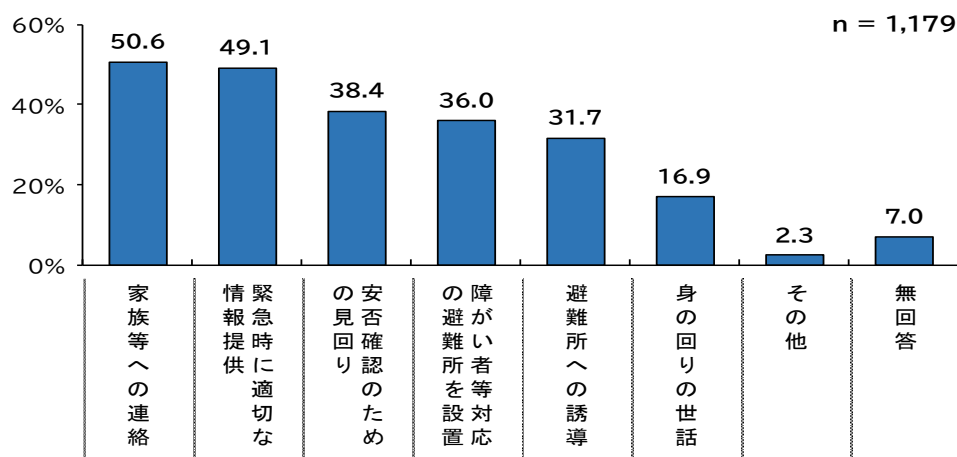
問：あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。



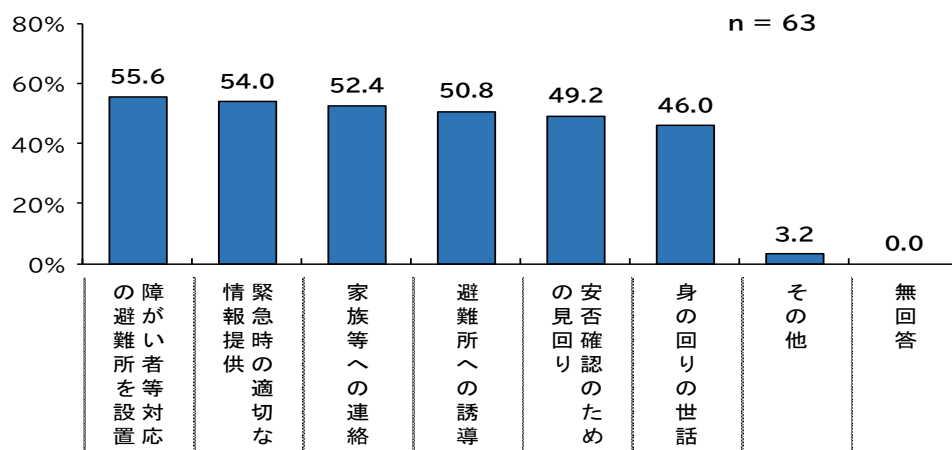
(4) 災害など緊急事態の対応について

- 災害などの緊急時に必要なことについては、障がい者では「家族等への連絡」「緊急時に適切な情報提供」がそれぞれ約半数を占めています。障がい児では「障がい者等対応の避難所を設置」「緊急時の適切な情報提供」「家族等への連絡」「避難所への誘導」が半数以上を占めており、発達障がい*児でも「家族等への連絡」「避難所への誘導」が高い割合となっています。
- 災害などの緊急情報を得る手段として効果が高いものは、障がい者で「携帯電話」が前回の調査と比べ、多くなっています。

問：災害などの緊急事態が発生した場合に、必要なことは何ですか。(障がい者回答)



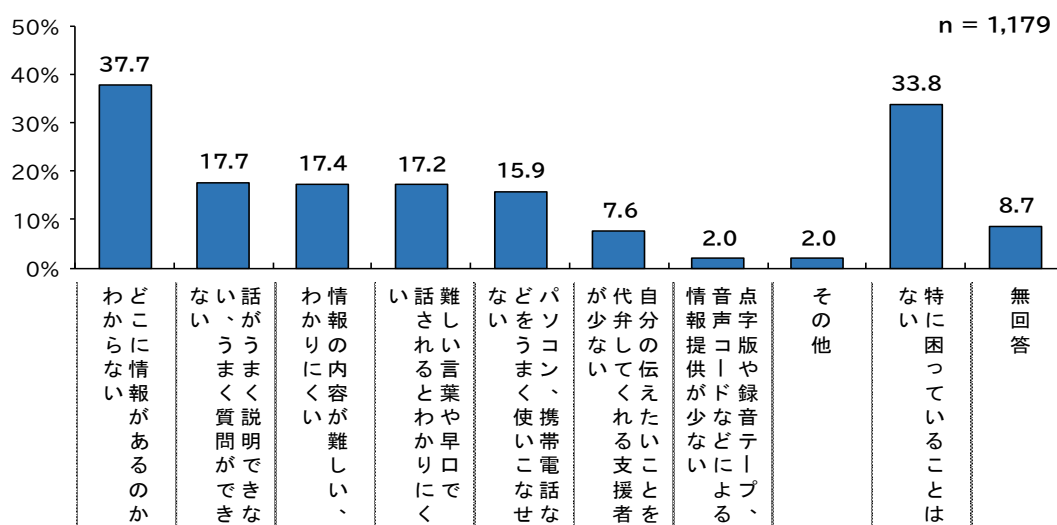
問：災害などの緊急事態が発生した場合に、必要なことは何ですか。(障がい児回答)



（５）福祉情報の入手について

- 主に知りたい福祉情報として、障がい者と障がい児では「各種福祉サービスや社会保障制度などの利用の仕方について」が最も多く、発達障がい児では「悩みごとが相談できる人や団体、機関について」が最も多くなっています。
- 情報や意思疎通に関して困っていることは、いずれも「どこに情報があるのかわからない」が最も多くなっています。

問：情報入手や意思疎通に関して困っていることは何ですか。（障がい者回答）



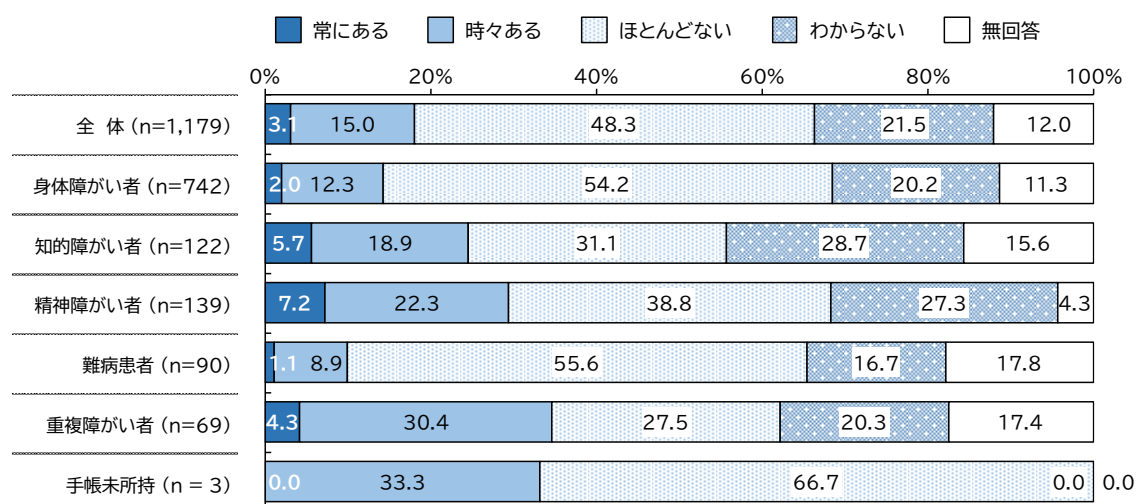
（６）障害福祉サービスについて

- 障がい者が今後利用したい障害福祉サービスは「居宅介護」が最も多く、次いで「短期入所」「移動支援」となっており、「今すぐ」利用したいサービスは「就労継続支援」が最も多く、次いで「就労移行支援」「短期入所」となっています。
- 障がい児が今後利用したい障害福祉サービスは「就労継続支援」が最も多く、次いで「就労移行支援」「短期入所」となっており、利用希望時期は、全体的に「10年以内」の割合が高くなっています。
- 発達障がい*児が今後利用したい障害福祉サービスは「就労移行支援」が最も多く、次いで「就労継続支援」「児童発達支援」となっており、「今すぐ」利用したいサービスは、「児童発達支援」が最も多く、「10年以内」では「就労移行支援」「就労継続支援」の割合が高くなっています。

(7) 差別解消と権利擁護について

- 日常生活の中での偏見や差別について「常にある」又は「時々ある」とした人は障がい者全体では18.1%でしたが、精神障がい者・重複障がい者では、約3割と全体より高い割合となっています。
- 「障害者差別解消法※」について、障がい者の認知度は15.1%に留まっており、前回調査と比較しても4.8ポイントの減少傾向がみられます。また、一般においても11.5%と約1割の認知度となっています。
- 前回調査と比較して「ヘルプマーク※を持っている」が、障がい者で12.3ポイント、障がい児で16.8ポイントの増加となっています。

問：あなたが日常生活の中で、偏見の目で見られたり、差別を受けたと感じることはありますか。(障がい者回答)

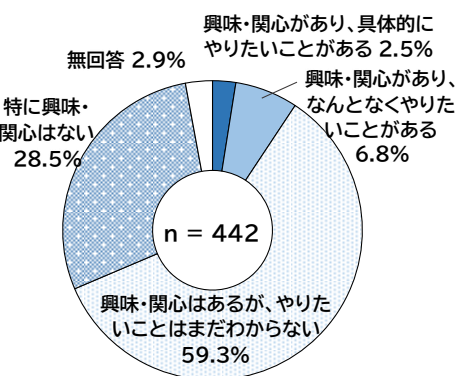


(8) 障がいのある方への意識について

- ボランティア活動への参加に興味・関心があるかについては「興味・関心はあるが、やりたいことはまだわからない」が約6割と最も多くなっています。また、ボランティア活動に参加する上で不安・障壁となると思うことについては「自分にどのような活動ができるのかわからない」が46.4%と最も多くなっています。
- 障がいのある方もない方も共に地域で暮らすために必要なことについては「障がい者や障がいに対する理解を深める」が45.5%と最も多く、次いで「障がい者が相談しやすい体制をつくる」が35.7%、「障がい者が企業に就職できる機会を増やす」が27.4%の順となっています。

問：あなたは、ボランティア活動への参加に興味・関心がありますか。（一般回答）

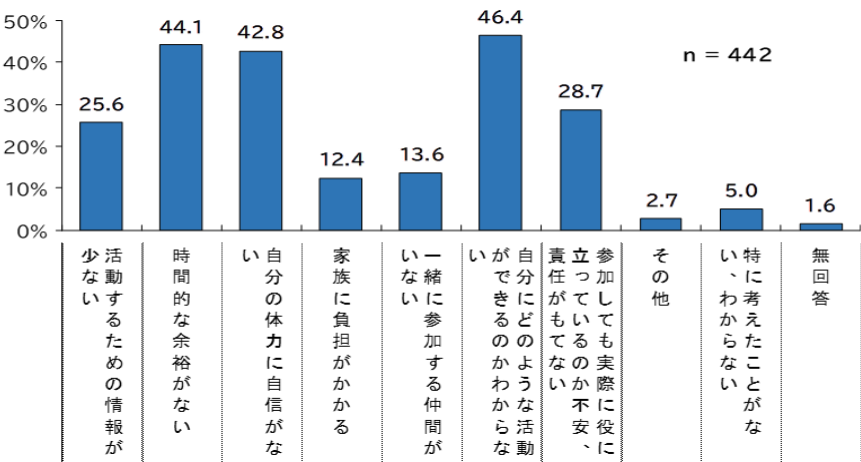
<全体>



<年齢別>

	調査数	(上段:人 下段:%)					無回答
		興味・関心がある	興味・関心があるが、やりたいことはまだわからない	興味・関心はない	特に興味・関心はない	無回答	
全 体	442	11	30	262	126	13	
	100.0	2.5	6.8	59.3	28.5	2.9	
20～29歳	35	0	4	19	12	0	
	100.0	0.0	11.4	54.3	34.3	0.0	
30～39歳	42	0	3	22	16	1	
	100.0	0.0	7.1	52.4	38.1	2.4	
40～49歳	64	1	3	38	22	0	
	100.0	1.6	4.7	59.4	34.4	0.0	
50～59歳	75	2	4	51	18	0	
	100.0	2.7	5.3	68.0	24.0	0.0	
60～69歳	87	0	7	54	24	2	
	100.0	0.0	8.0	62.1	27.6	2.3	
70歳以上	136	8	9	76	34	9	
	100.0	5.9	6.6	55.9	25.0	6.6	

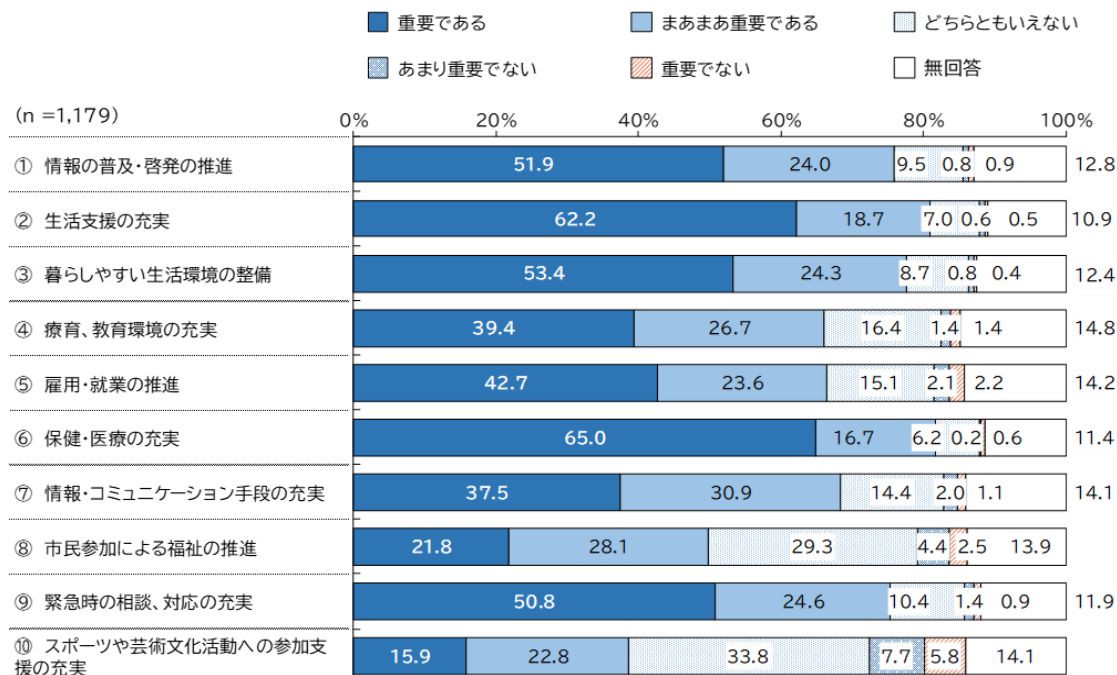
問：ボランティア活動に参加する上で、不安・障壁と思うことは何ですか。（一般回答）



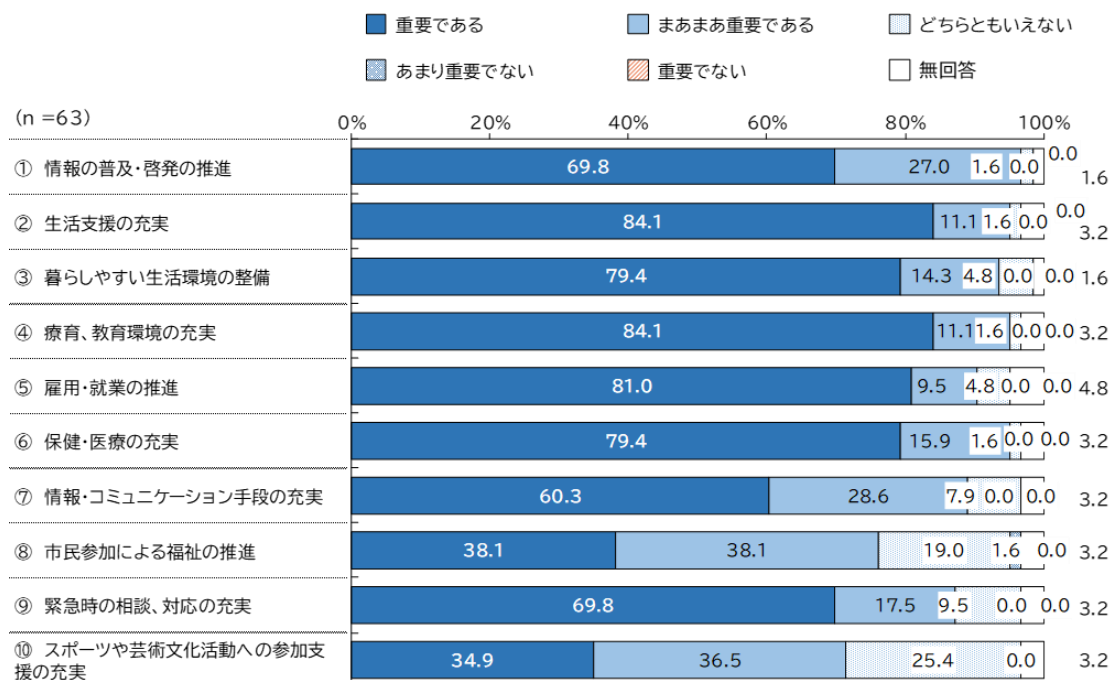
（ 9 ） 障がい福祉に関する今後の大垣市の取り組みについて

- 今後の取り組みとして「重要である」と「まあまあ重要である」を合わせたものは、障がい者では「保健・医療の充実」「生活支援の充実」が、障がい児では「情報の普及・啓発の推進」「保健・医療の充実」、が、発達障がい*児では「療育*、教育環境の充実」「緊急時の相談、対応の充実」が、一般では「暮らしやすい生活環境の整備」「生活支援の充実」が高い割合となっています。
- 大垣市が障がいのある方にとって暮らしやすいまちであるかについて「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う（計）』は、障がい者で 49.3%、障がい児で 38.0%、発達障がい*児で 32.2%となっています。

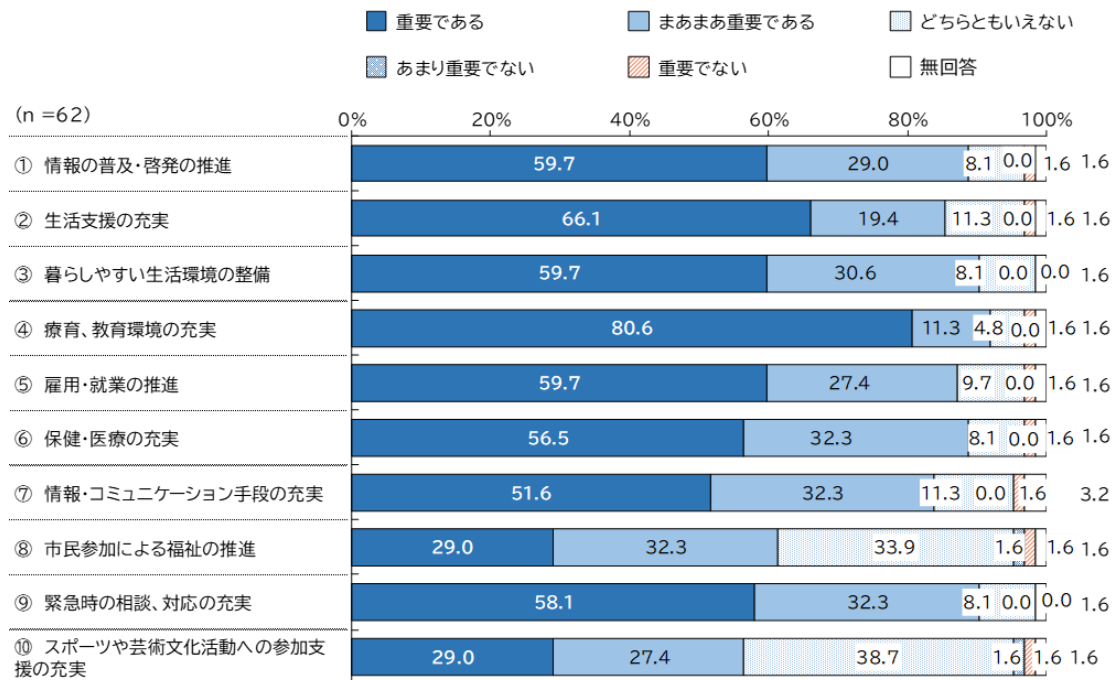
問：障がい福祉に関する今後の大垣市の取り組みとして、次の項目についてどのくらい重要だと思いますか。（障がい者回答）



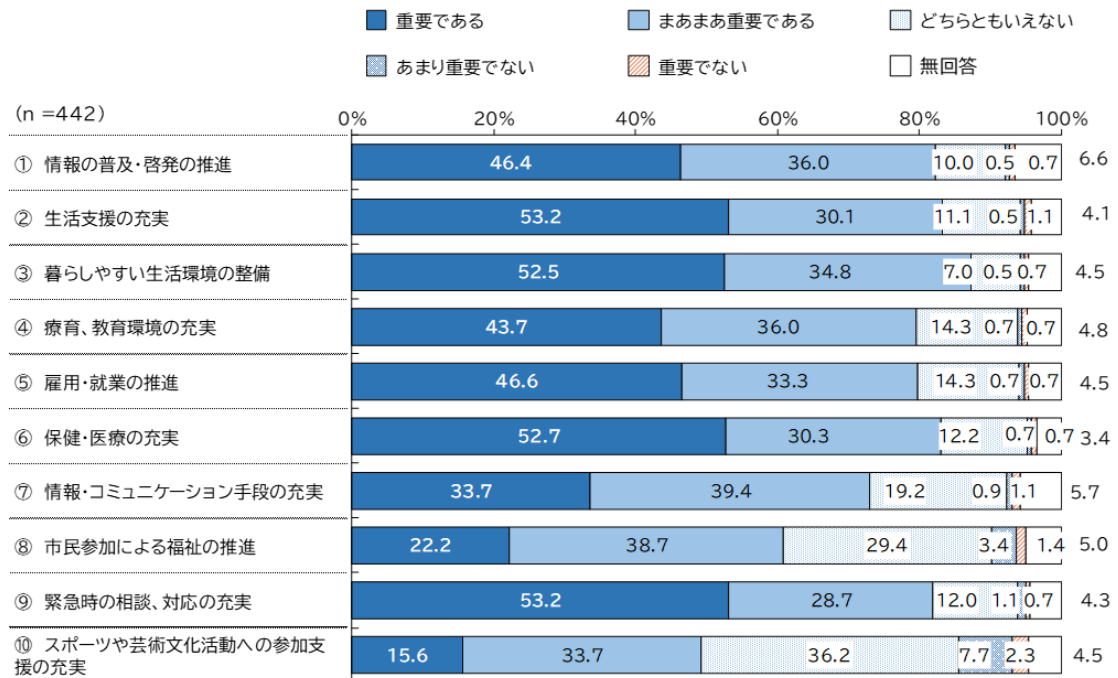
問：障がい福祉に関する今後の大垣市の取り組みとして、次の項目についてどのくらい重要だと思いますか。（障がい児回答）



問：障がい福祉に関する今後の大垣市の取り組みとして、次の項目についてどのくらい重要だと思いますか。（発達障がい児回答）



問：障がい福祉に関する今後の大垣市の取り組みとして、次の項目についてどのくらい重要だと思いますか。（一般回答）



3 各関係団体等ヒアリング調査結果の概要

1 各関係団体等へのヒアリング調査

「第2期大垣市障がい者総合支援プラン」の策定に関する基礎資料とするため、障がい者関係団体、障がい者関係事業所に対し、障がい福祉施策に関する課題や意見について、ヒアリングシートによる調査等を実施しました。

ヒアリング調査を実施した団体・事業所は次のとおりです。

1. 障がい者関係団体（15 団体・順不同）	
岐阜県身体障害者福祉協会大垣支部	岐阜県腎臓病協議会西濃ブロック大垣支部
大垣市手をつなぐ親の会	岐阜県自閉症協会西濃ブロック大垣支部
大垣市肢体不自由児・者 障害児・者父母の会	パン工房ドリーム保護者会
大垣視覚障害者福祉協会	かがやきネットワーク保護者会
大垣聴覚障害者福祉協会	重症心身障害児・者親の会
ひまわり学園親の会	大垣特別支援学校大垣地区PTA
かわなみ作業所父母の会	西濃地域精神障害者家族会いぶき会
大垣市柿の木荘保護者会	
2. 障がい者関係事業所（20 事業所・順不同）	
新生メディカル大垣営業所	スケッチハウス
ニチイケアセンターうるう	大垣市柿の木荘
大東ホームヘルプサービス	カラーズ
ハートサービス	工房さんぼみち
大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室	オアシスホーム
チェントロマンマ	グループホームほたるの里大垣
マミーハウス	相談支援事業所かがやき
大垣市立かわなみ作業所	大垣市立ひまわり学園
ぐっどらんど	放課後等デイサービスラディアントステップ
大垣市くすのき苑	一般社団法人放課後等デイサービス Oasis

2 ヒアリング調査結果の概要

障がい者関係団体及び障がい者関係事業所へのヒアリング調査結果のうち、主なものを掲載します（内容が変わらない程度に一部要約しています）。

（１）各障害福祉サービス事業所が提供するサービスについて

1 障がい者関係団体

- 「短期入所」「日中一時支援」「移動支援」が不足している。特に重度心身障害児者が利用できるサービスが不足している。
- 「短期入所」「共同生活援助（グループホーム）」のサービスを拡大してほしい。
- 事業所はあるが、ヘルパーや支援員などの人材が不足している。

2 障がい者関係事業所

- 「短期入所」「相談支援」が不足している。
- 今後、拡大・参入する予定のサービスは、「短期入所」「共同生活援助（グループホーム）」が多い。

（２）優先的に取り組んでほしい施策について

1 障がい者関係団体

- 「地域での自立に向けた生活支援サービスの充実」「保健・医療・福祉の連携」「きめ細やかな相談支援体制の充実」「日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保」「災害等の緊急時における安全・安心の確立」が多くを占めている。

2 障がい者関係事業所

- 「保健・医療・福祉の連携」「福祉人材・ボランティアの養成と確保」「きめ細やかな相談支援体制の充実」「災害時の緊急時における安全・安心の確立」「多様な雇用環境の整備と就労支援」が多くを占めている。

(3) 日常生活や社会生活で困っていることについて

1 障がい者関係団体

- 日常生活や社会生活での悩みや不安を聞いてもらえる相談窓口がない。
- 社会生活上のルールが理解できずにトラブルになったり、犯罪や詐欺に巻き込まれたりすることも多いが、未然に防ぐために学ぶ機会が少ない。
- 視覚障がい者の単独歩行における安全の確保、書類の代筆等の配慮を望む。
- 医療的ケア*児が保育園や幼稚園に就園できない。そのため親が就労できない。
- 就労施設等の選択肢が少ない。

2 障がい者関係事業所

- こだわりが強いことや声の大きさを調節できない等の障がい特性を理解されず、誤解されやすい。
- 困っていることがあってもどこに相談してよいのか分からない。
- 外出先で人とのコミュニケーションが取れない。
- 困ったときにすぐに対応してくれる環境が整っていないことがある。

(4) 障害福祉サービスを利用する際に困っていることについて

1 障がい者関係団体

- 障害福祉サービスの内容や手続き方法、相談先が分からず、困ったまま生活していることが多い。特に学校卒業後、どこに相談してよいのか分からない。
- 「短期入所」や「日中一時支援」を利用したくても、事業所不足、職員不足で利用できない。急に利用が必要になっても、数週間前から定員に達しており利用ができない。
- 本人の収入のみで利用料金を支払うことができず、生活介護を利用しながらグループホーム*で生活することができない。

2 障がい者関係事業所

- 利用者や家族が高齢化し、サービスの理解や手続きが難しくなっている。
- 立場が悪くなるため、困っていることや配慮してほしいことを言い出せない。
- 相談支援専門員*を増やしてほしい。

(5) 障がい児への支援について

1 障がい者関係団体

- 障がい児・者の家族への支援が必要。相談する場や専門的な病院等が少ない。
- 障がいのある子や医療的ケア*が必要な子、発達がゆっくりな子など、いろいろな状況の子が地域の学校と一緒に通うことにより、相互理解や他者への思いやりを自然に学べると思う。
- 家族支援が足りない。家族は日々の支援で限界にきていることを理解してほしい。

2 障がい者関係事業所

- 家庭状況の把握と保護者への支援が必要。
- 子育て全般について両親が学ぶ機会や、交流する機会が必要。
- 発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション力をつけていくことや、個別支援計画に沿って支援していくことが必要。
- コロナ禍でサロンやイベントが減り、子どもの育て方や関わり方が分からない親が増えてきていると感じる。

(6) 社会参加やスポーツ・文化芸術活動について

1 障がい者関係団体

- 障がいを理解し、適切に指導、援助ができる専門家を養成して、小さいころから個々に応じた指導をすることで、本人の可能性を見つけてもらいたい。
- ボランティアが付き添ってもらえるようなスポーツイベント等があるとよい。
- 障がい児・者が参加できるスポーツや文化芸術活動について、市が企画したり、関係団体や施設、学校等に企画や参加を呼びかけるとよい。

2 障がい者関係事業所

- 文化芸術活動と比べてスポーツの参加機会が少ない。
- 障がいに応じたスポーツやレクリエーションに親しめるように、指導員の養成や組織づくりなど、普及促進を図るための基盤整備を行うとよい。
- ボランティアの育成が必要

（7）地域生活で困っていることや環境整備が必要と感じることについて

1 障がい者関係団体

- 地域で安心して安全に生活できるように、声かけをしてもらうなど、既存のサービスではできない地域での見守り活動をしてほしい。
- 親なきあとの生活の場や、高齢障がい者の受け入れ先がほしい。
- 障がい者医療に対応できる病院を市内又は圏域内に望む。

2 障がい者関係事業所

- 近所の方によるちょっとした事の声かけ、見守りがあるとよい。
- 車いすでの外出や就労がしやすいよう、各施設をバリアフリーにしてほしい。
- 相談支援員の人数を増やし、地域に多くの相談窓口が必要。
- 親なきあとの地域での生活が心配される。

（8）障がい者理解や市民の意識について

1 障がい者関係団体

- 差別意識はなくても偏見は多く、障がい者にはできるだけ関わりたくないという意識は感じられる。特に知的障がい者や精神障がい者は理解されていないと感じる。
- 固定観念や不必要な付度をなくすためにも、インクルーシブ教育*の実施や、地域行事に参加し市民と接する機会を持つことで、市民の意識が変わると思う。

2 障がい者関係事業所

- ヘルプマーク*を所持することで、静かに見守ってもらえて、困った事があった際に配慮を受けやすくなったと思う。
- 障がいがあっても、どうすれば障がいのない人と同じようにできるかという視点で考えて、自分にできる配慮を行っていくことが大切。
- 差別まではいかなくても、人間関係が希薄になり、他人への関心がなくなってしまったように感じる。

第2部 第5次障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 施策目標

基本理念「一人ひとりが支え合い 共に創る 障がい者にやさしいまち ～障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、共に支え合い、安心して自分らしく暮らせる、共生社会づくり～」を実現するため、次の3つの施策目標を設定します。

- 1 自立した暮らしの支援
- 2 社会参加の促進
- 3 安心して生活できるまちづくりの推進

施策目標1 自立した暮らしの支援

○右のアイコンはSDGs（P6 参照）のうち、
本目標に関連するものを示しています



- 障がいのある人やその家族からの日常生活に関する相談支援をはじめ、複合化・複雑化した福祉課題に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。
- すべての障がいのある人が、個人の尊厳が守られた日常生活又は社会生活を営むために適切な支援を受けられるよう、生活支援サービスの充実を図ります。
- 身近な地域で保健・医療サービス等を受けることができるよう、相談・助言の充実を図ります。あわせて、障がいの原因となる疾病等の早期発見に取り組むほか、障がいのある人の地域移行*を進めるため、緊急時の受け入れ対応や相談支援などの連携体制の構築に取り組みます。
- 障がいのある人が自らの意思に基づき、地域で安全に安心して暮らしていくことができる住環境の充実を図ります。

【施策の方向】

- (1) きめ細やかな相談支援体制の充実
- (2) 地域での自立に向けた生活支援サービスの充実
- (3) 障がいの原因となる疾病等の早期発見
- (4) 保健・医療・福祉の連携による支援の充実
- (5) 多様な住まいの場の確保

施策目標2 社会参加の促進



- 障がいのある児童生徒が、年齢や能力に応じその特性を踏まえた教育を、合理的配慮^{*}の提供を受けながら可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることができるインクルーシブ^{*}な教育環境の整備に努めます。
- 質の高い自立した生活を営むためには、就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分発揮できるよう、一般就労^{*}や福祉的就労^{*}など多様な就労形態の場の充実を図ります。
- 障がいのある人の様々な分野の社会活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを踏まえ、共生社会の実現に向け、障がいのある人もない人も誰もがスポーツ・レクリエーション活動、文化芸術活動等の様々な機会に親しむ社会を目指します。
- 障がい特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、コミュニケーション支援の充実に努め、行政情報の提供等に当たっては、ICT^{*}等を活用し、アクセシビリティ^{*}に配慮した情報提供を行います。

【施策の方向】

- (1) ニーズに応じた障がい児支援と教育の充実
- (2) 多様な雇用環境の整備と就労支援
- (3) 外出や移動の支援
- (4) 生涯楽しめるスポーツや文化芸術活動の推進
- (5) コミュニケーション支援と情報提供の充実

施策目標3 安心して生活できるまちづくりの推進



- 障害者差別解消法※に基づき、民間事業者への啓発等を通じた障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、障害者虐待防止法※の適正な運用を通じて、障がいのある人への虐待防止と、権利擁護※のための取り組みを進めます。
- 障がいの有無を問わず、相互に理解し、その個性を尊重するため、障がいの社会モデル※への理解や心のバリアフリーに視点を置いた啓発活動や相互交流などの取り組みをより一層進めます。
- 障がいのある人が地域社会において、安全に安心して生活できるよう、防災・防犯対策を充実させるとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報補償や避難支援、避難所の確保などの取り組みを推進します。
- 地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会※の実現に向け、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みや包括的な支援体制の構築を進めます。

【施策の方向】

- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン※のまちづくり
- (2) 障がいを理由とする差別の解消と権利擁護※の推進
- (3) 心のバリアフリーの推進
- (4) 災害等の緊急時における安全・安心の確立
- (5) 共に支え合う地域共生社会※の推進
- (6) 福祉人材・ボランティアの養成と確保

第2章 施策の展開

施策体系図

基本理念	一人ひとりが支え合い 共に創る 障がい者にやさしいまち ～ 障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、共に支え合い、 安心して自分らしく暮らせる、共生社会づくり ～		
▽ 施策目標 (3)		▽ 施策の方向 (16)	▽ 基本施策 (82)
1 自立した暮らしの支援			
	(1) きめ細やかな相談支援体制の充実	1 相談支援事業の充実 2 相談員の活用 3 重層的支援体制の整備 4 自立支援協議会の充実	
	(2) 地域での自立に向けた生活支援サービスの充実	5 相談支援・ケアマネジメント体制の充実 6 障害福祉サービスの利用促進 7 障害福祉サービスの質の向上 8 日中活動の場の充実 9 介護保険サービスの円滑な移行促進 10 共生型サービスの利用促進 11 地域生活への移行促進 12 地域生活支援拠点機能の充実 13 第三者評価事業の促進 14 強度行動障がい者への支援体制の充実	
	(3) 障がいの原因となる疾病等の早期発見	15 健康診査などの充実 16 支援が必要な子どもの早期発見 17 妊産婦・乳幼児・児童に対する健診及び保健指導 18 こころの健康づくりの推進	
	(4) 保健・医療・福祉の連携による支援の充実	19 医療的ケア児者のサービス利用の推進 20 難病に関する施策の推進 21 障がい者医療の充実 22 医療と福祉サービスの連携	
	(5) 多様な住まいの場の確保	23 生活の場の確保 24 民間住宅の積極的な利用促進 25 住宅改修の促進 26 日中サービス支援型グループホームの質の向上	

▽ 施策目標 (3)

▽ 施策の方向 (16)

▽ 基本施策 (82)

2 社会参加の促進

(1) ニーズに応じた
障がい児支援と
教育の充実

- 27 保育所の充実
- 28 保育士の指導力向上
- 29 発達障がい児への支援
- 30 児童発達支援体制の充実
- 31 医療的ケア児等に対する支援
- 32 障害児通所サービスの質の向上
- 33 留守家庭児童教室の充実
- 34 特別支援教育体制の充実
- 35 教職員などの指導力向上
- 36 障がいのある児童・生徒の進路指導の推進
- 37 就学児童・生徒の豊かな個性を尊重した教育の推進

(2) 多様な雇用環境
の整備と就労支
援

- 38 障がい者雇用の促進
- 39 新たな雇用の場の創出
- 40 農福連携事業の推進
- 41 市職員の採用
- 42 障害者就労施設への支援
- 43 就労相談支援体制の確保
- 44 障がい特性に応じた就労支援の充実

(3) 外出や移動の支
援

- 45 障がい者団体等の活動支援
- 46 移動支援の充実
- 47 重度障がい者の大学等就学・就労時の支援
- 48 社会参加に向けた多様な支援

(4) 生涯楽しめるス
ポーツや文化芸
術活動の推進

- 49 文化芸術活動への支援
- 50 スポーツ・レクリエーション活動の支援
- 51 生涯学習活動の充実
- 52 読書環境の整備

(5) コミュニケーシ
ョン支援と情報
提供の充実

- 53 コミュニケーション支援の充実
- 54 アクセシビリティの向上と情報提供の充実
- 55 行政サービス等における配慮
- 56 消費生活情報の提供

▽ 施策目標 (3)

▽ 施策の方向 (16)

▽ 基本施策 (82)

3 安心して生活できるまちづくりの推進

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

57 歩道や公園等の整備
58 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進
59 学校施設のバリアフリー化の推進
60 行政手続のオンライン化の推進

(2) 障がい者を理由とする差別の解消と権利擁護の推進

61 障がい者差別の解消の推進
62 成年後見制度の利用促進
63 サービス利用に関する苦情解決
64 人権相談などの充実
65 障がい者虐待の防止

(3) 心のバリアフリーの推進

66 福祉教育の推進
67 交流及び共同学習の推進
68 心のバリアフリーの推進
69 ヘルプマーク等の周知

(4) 災害等の緊急時における安全・安心の確立

70 地域防災ネットワークの整備
71 情報連絡体制の確保
72 防犯・防災知識、感染症対策の普及、啓発
73 障がい特性に応じた災害時支援の実施
74 緊急通報装置等の整備
75 福祉避難所の確保

(5) 共に支え合う地域共生社会の推進

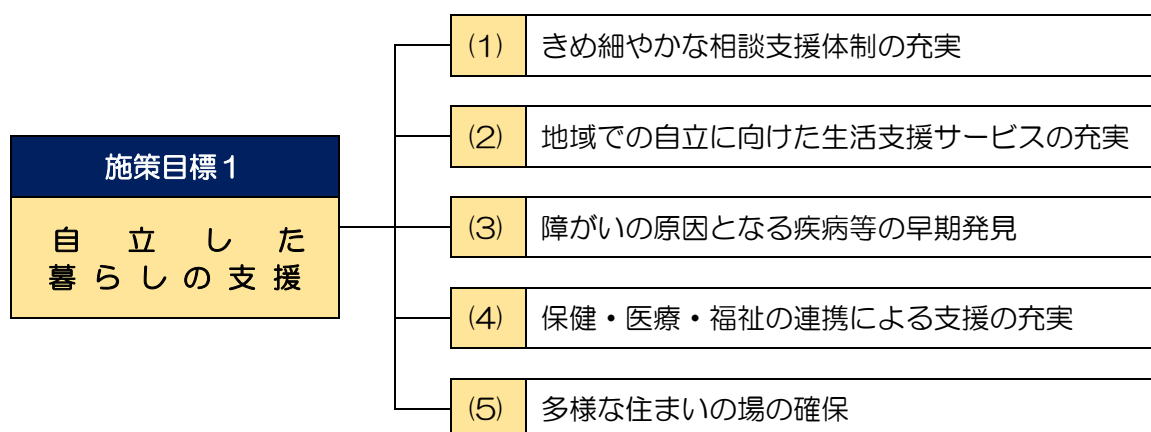
76 地域交流の促進
77 見守り活動の促進
78 精神障がいにも対応した包括的な支援体制の整備

(6) 福祉人材・ボランティアの養成と確保

79 NPO法人等市民活動への支援
80 ボランティア活動に対する支援
81 ボランティアの養成
82 福祉人材の確保

施策目標 1

自立した暮らしの支援



● 現状と課題 ●

- 近年、相談支援については、相談内容が多様化してきており、相談支援事業所の確保と事業所間の連携、適切に対応できるスキルの向上と専門性が求められています。その一方で、相談支援事業所や相談員の不足という課題があります。
- 施設入所や入院から地域生活への移行に向けた支援をするため、また、障がいの重度化や高齢化、親亡き後を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点*等の確保と効果的な支援体制の構築が求められています。
- ヒアリング調査では、ライフステージを通じた保育・教育・医療・福祉・就労が一体となった支援やサービス提供体制の確保、相談支援体制の充実と相談窓口の周知、緊急時の受入れ体制の整備が求められています。
- 医療的ケア*が必要な人や重度心身障がい*のある人、強度行動障がい*のある人等が、安心、安全に利用できるサービスの確保が課題となっています。
- アンケート調査からは、住まいの場として家族と一緒に自宅で生活することを望む方が最も多いですが、知的障がいのある人からは福祉施設やグループホームのニーズが高まっていることが伺えます。親亡き後などを見据えた居住の場の確保が必要です。

1 きめ細やかな相談支援体制の充実

● 基本的方向 ●

障がいのある人やその家族が様々な困りごとを身近な場所で気軽に相談し、適切な支援を受けることができるよう、基幹相談支援センター※を中心とした相談支援体制の充実を図るとともに、複合化・複雑化した福祉課題に対応するため、包括的な相談支援体制を確保します。

また、事業所間の支援ネットワークの構築や情報共有を図り、障がいのある人一人ひとりの心身の状況や障害福祉サービス利用の意向、家族の状況などに応じた適切な情報提供と、きめ細やかな相談支援を進めます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
1	相談支援事業の充実	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター※において、総合的・専門的な相談支援体制の充実、地域移行※促進や権利擁護※の取り組み、相談支援事業者への助言等を行います。	障がい福祉課
2	相談員の活用	身体障害者相談員※、知的障害者相談員※の周知に努めるとともに、相談員に対して適切な情報提供を行います。また、民生委員・児童委員等の地域福祉活動を行う関係者と緊密な連携を図ります。	障がい福祉課
3	重層的支援体制の整備	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を実施します。	社会福祉課
4	自立支援協議会の充実	自立支援協議会※（障がい者の暮らしを支える協議会）において、地域の課題に応じた専門部会を設置し、課題の共有と関係機関の連携を図り、課題解決に向けた協議を進めます。	障がい福祉課

2 地域での自立に向けた生活支援サービスの充実

● 基本的方向 ●

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送ることができるよう、個々のニーズや障がいの程度、ライフステージに応じた障害福祉サービスを必要に応じて提供するとともに、地域生活への移行や緊急時の受け入れ、高齢の障がいのある人や重度障がいのある人への支援、感染症対策など、障がいのある人やその家族のニーズに沿った適切な生活支援サービスの充実に努めます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
5	相談支援・ケアマネジメント体制の充実	障がいのある人の一人ひとりの状況やニーズに応じたサービスを効果的に提供するため、計画相談支援*やケアマネジメント*体制の充実に取り組みます。	障がい福祉課
6	障害福祉サービスの利用促進	障害福祉サービスや各種手当・減免制度について周知することで利用を促し、障がいのある人やその家族の負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
7	障害福祉サービスの質の向上	障害福祉サービスや相談支援の質の向上のため、サービス提供事業者に対して、各種養成研修の受講を促します。	障がい福祉課
8	日中活動の場の充実	創作的活動や生産的活動の機会などを提供する生活介護事業所や地域活動支援センターなど、障がいのある人の日中活動の場の拡充を図ります。特に、重度障がい者が利用できるよう、事業所に働きかけます。	障がい福祉課

番号	施策名	取組内容	担当課
9	介護保険サービスの円滑な移行促進	障がいのある65歳以上の高齢者への介護保険サービスへの円滑な移行の支援を行うとともに、介護保険の対象とならない障がい固有のニーズに基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。	障がい福祉課
10	共生型サービスの利用促進	介護保険分野と連携しながら、新たな共生型サービス※事業所の確保と利用に向けた支援を行います。	障がい福祉課
11	地域生活への移行促進	障がいのある人の地域生活への移行に必要な支援体制や、関係機関との連携体制の整備について検討し、地域移行※の取り組みを進めます。	障がい福祉課
12	地域生活支援拠点機能の充実	地域生活支援拠点※の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実に向けて、運用状況の検証、検討を行い、効果的な支援体制の構築を進めます。	障がい福祉課
13	第三者評価事業の促進	公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価※の受審を県と連携して促進し、障害福祉サービス事業者の質の向上を図ります。	障がい福祉課
14	新規 強度行動障がい者への支援体制の充実	強度行動障がい※者に関する状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課

3 障がいの原因となる疾病等の早期発見

● 基本的方向 ●

障がいの有無にかかわらず、自立した生活を送るためには、健康の維持と増進を図ることが重要です。障がいの原因となる疾病の発生予防や早期発見に取り組み、早期治療につなぎます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
15	健康診査などの充実	障がいの原因となる生活習慣病などの予防、早期発見のため、健康診査体制の拡充と受診率の向上、事後指導の強化を図ります。	保健センター 国保医療課
16	支援が必要な子どもの早期発見	支援が必要な子どもの早期発見と、発達に応じた適切な療育*が受けられるよう、医療機関や福祉関係機関、教育関係機関との連携による継続的な支援と本人や保護者に対する相談支援を推進します。	子育て支援課
17	妊産婦・乳幼児・児童に対する健診及び保健指導	妊産婦・乳幼児・児童に対する健診及び保健指導等を適切に実施し、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。	保健センター
18	こころの健康づくりの推進	ストレスや睡眠、こころの病気に関する知識の普及啓発と相談体制の充実を図ります。	保健センター

4 保健・医療・福祉の連携による支援の充実

● 基本的方向 ●

保健、医療、福祉の連携により、障がいの程度やニーズに応じた適切な医療や障害福祉サービスを受けることができるよう、相談支援の充実や障がいへの理解促進、医療費の負担軽減を図ります。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
19	医療的ケア児者のサービス利用の推進	医療的ケア児者*の支援のため、保健・医療・福祉等の関係機関の連携体制の構築を図るほか、コーディネーターを配置し、相談支援事業所等と連携のうえ、障害福祉サービス事業所における受け入れを推進します。	障がい福祉課
20	難病に関する施策の推進	保健所等の関係機関との協力・連携を強化し、難病患者*のニーズに応じた相談支援やサービスの利用促進に努めるとともに、地域交流活動や理解啓発活動を促進します。	障がい福祉課
21	障がい者医療の充実	医療費助成により、適切な医療の受診を促進するとともに、医療現場での障がいのある人に対する合理的配慮*や理解促進を図ります。	障がい福祉課 国保医療課
22	医療と福祉サービスの連携	疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、医療に関する相談に対応し、地域において適切な医療や福祉サービスを受けることができるように、関係機関と連携し支援します。	よろず相談・地域連携課

5 多様な住まいの場の確保

● 基本的方向 ●

住み慣れた地域で自立した生活を送るため、自宅だけでなく、グループホームや民間住宅など、多様な住まいの場の確保が求められています。

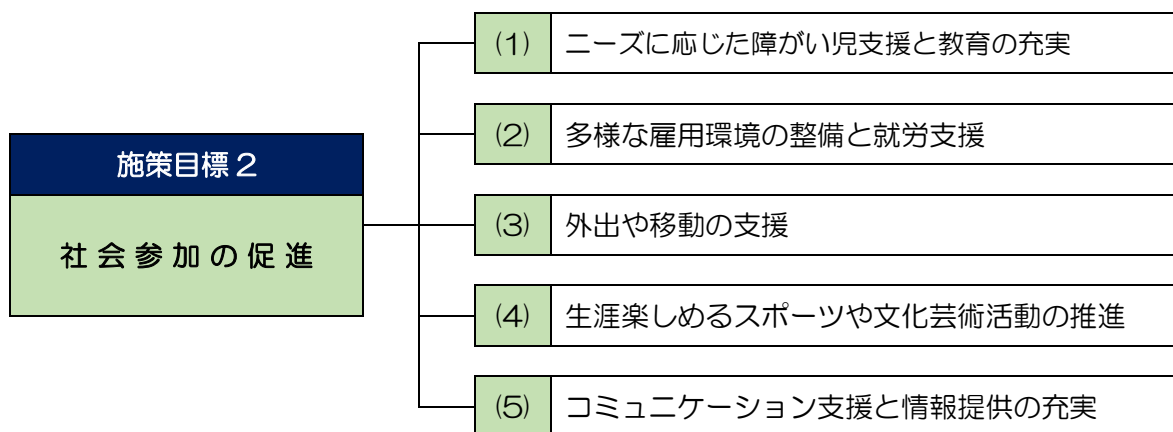
特に、入院や入所から地域生活への移行時の住まいの場となるグループホームは、小集団による共同生活を通じて、単身での暮らしや自立生活への足がかりにもなることから、民間事業所が提供するサービスの質の向上を図ります。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
23	生活の場の確保	身体障がい者用公営住宅の確保や、民間事業所によるグループホーム整備時の支援、居住支援協議会※と連携した民間住宅の利用促進に向けた周知に努めます。	障がい福祉課 住 宅 課
24	民間住宅の積極的な利用促進	賃貸住宅経営者や不動産業者等に対して、障がいのある人の入居に関する理解促進を図り、入居を推進します。	障がい福祉課
25	住宅改修の促進	自宅において自立した日常生活が送れるよう、住宅改修助成事業の利用促進を図ります。	障がい福祉課
26	新 規 日中サービス支援型グループホームの質の向上	日中サービス支援型グループホーム※の新規事業開始前に運営方針等を確認するとともに、事業実施状況等を評価することで、サービスの質の向上を図ります。	障がい福祉課

施策目標 2

社会参加の促進



● 現状と課題 ●

- 医療的ケア*が必要な子どもをはじめ、多様なニーズに対応した障がい児支援の拡充に加えて、障がいの有無に関わらず、可能な限り共に同じ場で学ぶことは、障がいに対する理解促進や共生社会の実現に必要です。
- 本市の小・中学校に在籍する障がいのある児童・生徒は年々増加しており、発達障がい*をはじめとする障がい特性に応じた適切な支援が重要になっています。
- 県内の民間企業における法定雇用率*達成企業の割合は 55.1%（令和 4 年）という状況であり、アンケート調査では、障がいのある人に対する雇用者や職場の仲間の理解と協力が最も望まれていることから、職場や就労環境における理解や就労支援の充実が重要であると考えられます。
- 障がいのある人の外出を促すため、交通機関の利用支援や道路や歩道の整備、重度障がいがある人の移動支援や同行援護サービスを行う事業所の確保が必要です。
- ヒアリング調査では、障がいのある人の生活を豊かにするため、障がいがある人が参加できるスポーツや文化芸術活動の企画と周知、指導員の養成、活動組織づくりが求められています。
- アンケート調査では、コミュニケーションや情報に関して困っていることは、「どこに情報があるのか分からない」が最も多くなっています。また、福祉の情報を得る情報手段としては、市の広報や回覧が最も多く、次いでメールやホームページ、SNS となっています。今後は、市広報の内容や ICT*等を活用した電子媒体による情報提供の充実を図っていくことが求められています。

1 ニーズに応じた障がい児支援と教育の充実

● 基本的方向 ●

保育所や学校において、障がいのある幼児・児童・生徒が必要な支援を受けながら、共に学ぶ教育環境を整備するとともに、療育*や特別支援教育*に携わる保育士や教職員の専門性の向上を図ります。

また、障がいの特性に応じた適切な支援を継続的に行えるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携した児童発達支援体制の構築を進めます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
27	保育所の充実	保育所において障がいのある子どもの受け入れを実施するとともに、保育士の障がいに関する知識の向上を図り、個々の障がいに応じた保育の充実を図ります。	保 育 課
28	保育士の指導力向上	障がいの状況に応じた保育を実施するため、専門性向上を図るための研修の受講や、専門職員による巡回指導等により保育士の指導力向上を図ります。	保 育 課
29	発達障がい児への支援	発達障がい*の早期発見に向けた取り組みや、保護者支援、医療、保健、福祉、教育等の連携による発達障がい児への継続的な支援を進めます。	保健センター 子育て支援課 保 育 課 学 校 教 育 課
30	新 規 児童発達支援体制の充実	幅広い専門性に基づく発達支援や家族支援、障がい児相談支援の充実に取り組みます。	子育て支援課

番号	施策名	取組内容	担当課
31	新規 医療的ケア児等に対する支援	医療的ケア児*及びその家族に対する支援として、保育所等及び学校への看護師の配置等により、医療的ケア児の受け入れを推進します。	保育課 学校教育課
32	障害児通所サービスの質の向上	障害児通所支援事業の適切なサービス提供を推進するとともに、事業所における支援の質の向上を図ります。	子育て支援課
33	留守家庭児童教室の充実	留守家庭児童教室における指導員の障がいに関する知識の向上を図る研修等を実施するほか、障がいのある児童に対して必要な支援を行えるよう人員を確保し、体制の強化を図ります。	社会教育 スポーツ課
34	特別支援教育体制の充実	特別支援教育*支援員や介助員の配置、個別の教育支援計画の作成など、障がいのある児童・生徒への学習支援体制の充実を図ります。	学校教育課
35	教職員などの指導力向上	障がい特性に応じた適切な支援を行う教職員の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。	学校教育課
36	障がいのある児童・生徒の進路指導の推進	キャリア教育*や職場体験等を通じ、障がいのある児童・生徒が自身の将来の進路や職業を考える機会を提供し、進路指導を推進します。	学校教育課
37	就学児童・生徒の豊かな個性を尊重した教育の推進	障がいの有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられるインクルーシブ*な教育活動を推進するとともに、本人等の意向と個性を尊重した教育の充実を図ります。	学校教育課

2 多様な雇用環境の整備と就労支援

● 基本的方向 ●

一般企業に対して障がいのある人に対する理解促進を図るとともに、障がい者雇用に関する支援策を周知し、雇用の場の確保に努めます。

また、一般就労*が難しい人も生産的な活動を通じて社会参加ができるよう、福祉的就労*の場など多様な就労機会の確保を図るとともに、関係機関と連携しながら一人ひとりの障がい特性に応じた就労相談や就労定着支援に取り組み、障がいのある人の経済的自立への支援を進めます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
38	障がい者雇用の促進	市内の一般企業に対して、法定雇用率*の達成や特例子会社*の活用、障がい者雇用に係る各種奨励金や助成制度等の周知を図り、障がい者雇用を促進します。	商工観光課
39	新たな雇用の場の創出	障がいのある人への理解を進め、就労支援機関が実施する雇用等支援制度や、地域資源、ICT*などを活用し、新たな雇用の場の創出に努めます。	障がい福祉課
40	農福連携事業の推進	農業に取り組む組織や障害者就労施設への農福連携*事業に関する情報提供を通じて、農業分野での障がいのある人の活躍の場づくりを進めます。	農林課
41	市職員の採用	法定雇用率*の達成に向け、市職員の計画的な採用を行います。	人事課

番号	施策名	取組内容	担当課
42	障害者就労施設への支援	市優先調達方針*を毎年度策定し、障害者就労施設等からの物品や役務について、随意契約による優先発注を進め、障害者就労施設を支援します。	障がい福祉課 契約管財課
43	就労相談支援体制の確保	大垣市障がい者就労支援センターにおいて、関係支援機関との連携を図りながら、障がいのある人の就労相談や就労定着への支援を進めます。	障がい福祉課
44	障がい特性に応じた就労支援の充実	就労移行・就労継続支援事業所における個々の特性に応じた就労訓練や職業能力の開発、就労定着支援事業所における職場定着を推進します。	障がい福祉課

3 外出や移動の支援

● 基本的方向 ●

障がいのある人の暮らしを豊かにする活動を行う団体等の支援を行うとともに、重度障がいがある人の大学等就学や就労時の支援をはじめ、移動支援や日常生活用具*等の支給、公共交通機関の利用支援など、多様な障害福祉サービスの提供に努め、障がいのある人の社会参加を支援します。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
45	障がい者団体等の活動支援	障がいのある人やその家族等が組織する団体の活動を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。	社会福祉課
46	移動支援の充実	障がいのある人の外出を支援するため、公共交通機関を利用する際の支援を行うとともに、移動支援事業や福祉有償運送*の充実をNPO法人等とともに図ります。	障がい福祉課
47	新規 重度障がい者の大学等就学・就労時の支援	重度障がい者が大学等への就学や就労をするために必要な移動や身体介護等の支援を提供することで、社会参加を促進します。	障がい福祉課
48	社会参加に向けた多様な支援	社会参加を支援するため、機能訓練*や生活訓練の利用促進、補装具*や日常生活用具*の給付、補助犬*の普及・啓発を実施します。	障がい福祉課

4 生涯楽しめるスポーツや文化芸術活動の推進

● 基本的方向 ●

障がいのある人が身近な地域において、スポーツ活動や文化芸術活動等の様々な分野の生涯学習活動に参加し、生きがいづくりや社会参加を図ることができるよう、各種事業主催団体やボランティア団体が行う活動を支援します。また、障がい特性に応じた合理的配慮^{*}の提供による障がいのある人の参加機会の確保や読書環境づくりに努めるとともに、創作作品の展示やスポーツを通じた理解啓発に取り組みます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
49	文化芸術活動への支援	文化芸術活動等を通じた自己実現や社会参加の機会の拡大のため、創作作品の展示の場の確保や社会福祉法人や支援団体等が行う活動を支援します。	障がい福祉課
50	スポーツ・レクリエーション活動の支援	障がい特性に応じたスポーツ・レクリエーションの開催や参加を支援し、各種ボランティア関連団体と連携することで、障がい者スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。	障がい福祉課
51	生涯学習活動の充実	障がいのある人もない人も生涯学習活動に参加できるよう配慮し、学習機会の充実を図ります。	市民活動推進課
52	読書環境の整備	視覚障がいのある人をはじめとする障がいのある人の読書等の機会を確保するため、アクセシブルな書籍の充実と郵送貸出の利用を促進します。	図書館

5 コミュニケーション支援と情報提供の充実

● 基本的方向 ●

意思疎通に支障がある障がいのある人が、自分の意志を的確に伝え、正しい相互理解ができるよう、コミュニケーション支援の充実を図ります。

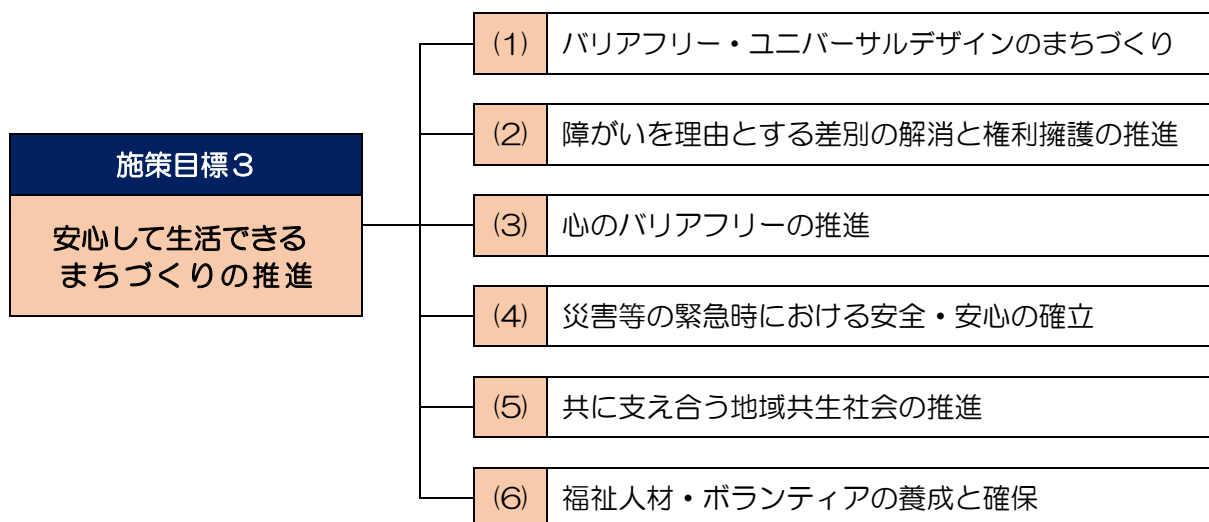
また、障がいのある人が情報が入手できないために不利益を被らないよう、障がい特性に応じた手段や方法による、アクセシビリティ※に配慮した情報提供を充実させるとともに、障がいのある人が適切な合理的配慮※を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい理解や行政サービス等における対応力の向上を図ります。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
53	コミュニケーション支援の充実	聴覚障がいのある人の社会参加を支援するため、養成講座の開催により、手話通訳者や要約筆記者※の確保に努め、派遣体制を充実させるとともに、ICT※の活用を進めます。	障がい福祉課
54	アクセシビリティの向上と情報提供の充実	行政情報の提供等にあたっては、多様な媒体による提供と情報提供内容の充実を図るとともに、アクセシビリティ※に配慮した情報提供を行います。	障がい福祉課
55	行政サービス等における配慮	「障がいの社会モデル※」の考え方や、障害者差別解消法※に基づく市職員対応要領を周知し、窓口対応や情報提供、イベント開催時など、場面に応じた障がいのある人への合理的配慮※の徹底を図ります。	障がい福祉課
56	消費生活情報の提供	障がいのある人の消費者としての利益の擁護を図るため、消費生活相談室等と連携し、障がい特性に応じた情報提供と相談対応に努めます。	まちづくり推進課

施策目標3

安心して生活できるまちづくりの推進



● 現状と課題 ●

- バリアフリー社会の実現には、建築物や道路、公共交通などハード面のバリアフリー、誰でも支障なく情報取得ができる情報のバリアフリーのほか、一人ひとりが相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合う「心のバリアフリー」に視点を置いた施策の展開が求められています。
- アンケート調査では、「障害者差別解消法^{*}」を知らない障がいのある人が7割以上、一般の方が約8割を占めている状況で、前回調査（令和元年度）時とほぼ同じ結果となっています。また、日常生活での偏見や差別について「常にある」「時々ある」とした人は障がいのある人全体で約2割、精神障がいのある人や重複障がいのある人では、約3割と全体より高い割合になっています。
- 障がい者理解の取り組みとしては、小中学校における障がい者理解に関する教育の実施、学校・企業・地域における交流事業を通じた障がいのある人への理解促進が望まれています。
- 令和3年5月に障害者差別解消法^{*}が改正され、これまで民間事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮^{*}の提供が、国や地方公共団体等と同様、「義務（法的義務）」となったため、民間事業者へ広く周知していく必要があります。

- 近年、大規模災害が多発しており、より一層防災対策に向けた取組みを推進する必要があります。アンケート調査からは、避難所の環境整備が整っていない、特に知的障がいのある人は一人では安全なところへ素早く避難できないなどの困りごとが明らかになっています。障がい特性に配慮した避難所運営や、自治会や地域住民などを中心とした地域防災ネットワーク*の整備、災害時要援護者台帳*への登録の推進など、市民の協力を得ながら支援体制を強化していくことや、緊急時に適切な情報提供ができるよう体制を整備していくことが求められています。
- 地域共生社会*の実現に向けて、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みや包括的な支援体制の構築、相互理解のための交流機会の提供が求められています。
- アンケート調査からは、ボランティア活動を通じた障がいのある人との交流による理解促進を望まれている方が増加しています。地域での声かけや見守り活動など、NPO法人やボランティア団体などを活かした支援体制づくりや、新たな担い手の育成支援が必要です。

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

● 基本的方向 ●

誰もが、安全・安心で快適に暮らし、積極的に社会参加ができるよう、歩道や公園、公共施設等のバリアフリー化を推進します。また、ユニバーサルデザイン※の考え方のもと、多様性を尊重した環境整備を推進します。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
57	歩道や公園等の整備	歩道の拡幅や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、公園のバリアフリー化やバリアフリースイールの設置など、誰もが利用しやすい環境整備を推進します。	道路課 公園みどり課
58	バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進	公共施設や民間施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン※の導入の普及啓発に努めます。	社会福祉課 地域創生戦略課
59	学校施設のバリアフリー化の推進	段差解消や手すりの設置など、学校施設のバリアフリー化を推進します。	教育庶務課
60	行政手続のオンライン化の推進	自宅や職場から、いつでも各種申請や届出などができるよう、各種行政手続のオンライン化を推進します。	情報企画課

2 障がい者を理由とする差別の解消と権利擁護の推進

● 基本的方向 ●

障がいごとの特性や必要な支援、配慮方法など、正しい知識の普及と理解を深める啓発に取り組み、市民等の関心を高め、障がい者を理由とする差別の解消を図ります。また、障害者差別解消支援地域協議会において、差別解消に必要な情報交換や相談事例を踏まえた取り組みに関する協議を行います。

障がいのある人の権利擁護*のための支援としては、成年後見制度*の利用促進をはじめ、障害福祉サービス利用に関する苦情解決、家庭や職場、施設における障がい者虐待の防止などに努めます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
61	障がい者差別の解消の推進	広報やホームページ等による啓発や、障害者差別解消支援地域協議会での情報共有等を通じて、障がい者を理由とする差別の解消を図ります。また、改正後の障害者差別解消法について民間事業所に周知します。	障がい福祉課
62	成年後見制度の利用促進	障がいのある人やその家族に対して、成年後見制度*に関する情報提供に努めるとともに、制度の利用が困難な人への支援を行い、利用の促進に努めます。	障がい福祉課
63	サービス利用に関する苦情解決	障害福祉サービス事業所に対する苦情について、県や相談支援事業所等の専門機関と連携し、利用者の権利を擁護したうえでの解決を図ります。	障がい福祉課
64	人権相談などの充実	障がいのある人の人権問題について、相談体制の充実に努めるとともに、市民が正しい理解と認識を深められるよう啓発を行います。	人権擁護推進室
65	障がい者虐待の防止	関係機関と連携して障がいのある人の虐待事案に対応するとともに、家庭や職場、施設における虐待の未然防止と早期発見に関する啓発に努めます。	障がい福祉課

3 心のバリアフリーの推進

● 基本的方向 ●

障がいのある人となない人の相互理解は、共生社会の実現に向けて重要です。市民一人ひとりが障がいの社会モデル*について理解し、心のバリアフリーを推進するため、学校や地域等の身近な場での共同学習や相互交流の機会や、民間事業者や市民に対する合理的配慮*の提供に関する周知・啓発を図るための取り組みを推進します。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
66	福祉教育の推進	障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める学習を、教科や道徳、総合的な学習の時間等に位置付けて実施します。	学校教育課
67	交流及び共同学習の推進	障がいの有無を問わず互いの理解を深め、豊かな人間性を育み、学習のねらいを達成できるよう、学校内、学校間での交流及び共同学習を推進します。	学校教育課
68	心のバリアフリーの推進	「障がい者サポーター制度」の周知に努めるとともに、出前講座の開催や理解啓発講演会等の啓発の機会を捉えて、心のバリアフリーの推進を図ります。	障がい福祉課
69	ヘルプマーク等の周知	障がいのある人への理解や支援、コミュニケーションを図る一助となるよう、「ヘルプマーク*」や「ぎふ清流おもいやり駐車場制度*」等の周知を行います。	障がい福祉課

4 災害等の緊急時における安全・安心の確立

● 基本的方向 ●

地震災害や台風、集中豪雨による風水害など、災害発生時における要配慮者の避難支援や、障がい特性に配慮した情報連絡体制や避難所の確保、要電源医療機器を使用する重度障がい者への支援などの防災対策の充実を図ります。

災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）※への登録については、その趣旨の周知を一層図り、個人のプライバシーに配慮しつつ登録を推進していきます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
70	地域防災ネットワークの整備	災害時における要配慮者の救助や安否確認などの初動体制を確立するため、自主防災組織等による地域防災ネットワーク※の整備を支援し、災害時要援護者台帳※の登録を進めます。	社会福祉課 危機管理室
71	情報連絡体制の確保	災害緊急情報を知らせる防災行政無線やお知らせコールサービス、メール配信サービスなど、障がい特性に配慮した情報連絡体制の充実を図ります。	危機管理室
72	防犯・防災知識、感染症対策の普及、啓発	防犯知識や防災知識、感染症対策の普及・啓発を図るとともに、市民に対する障がいのある人への援助に関する知識の普及に努めます。	障がい福祉課 危機管理室
73	新規 障がい特性に応じた災害時支援の実施	常時電源を必要とする在宅重度障がい者への非常用電源装置の購入助成や、災害時に支援を受けやすくするためのバンダナ（災害時支援用バンダナ※）の配布を行います。	障がい福祉課

番号	施策名	取組内容	担当課
74	緊急通報装置等の整備	一人暮らしの重度障がいのある人に対して、日常の健康相談や緊急時の通報が可能な「見守りほっとラインシステム※（緊急通報システム）」の普及を図ります。また、「Net119※」や「110番アプリシステム※」等の普及啓発を進めます。	障がい福祉課
75	福祉避難所の確保	一般避難所での生活が困難な障がいのある人が利用できる福祉避難所※の確保と、迅速かつ円滑に避難所を運営できる体制づくりに努めます。	社会福祉課

5 共に支え合う地域共生社会の推進

● 基本的方向 ●

地域共生社会^{*}は、法に基づき制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、市民やボランティア、行政等が相互理解を図りながら、協働して実現していく必要があるため、地域社会で共に支え合う活動や、福祉・保健・医療・教育・就労等、様々な分野の専門機関が連携した包括的な支援に取り組み、障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、地域包括ケアシステム^{*}の構築を推進します。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
76	地域交流の促進	障がい者施設や障がい者団体が地域住民と共に行う各種行事を支援し、地域における交流を通じた相互理解を進めます。	障がい福祉課
77	見守り活動の促進	自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人等による見守り活動の促進を図ります。	社会福祉課
78	精神障がいにも対応した包括的な支援体制の整備	福祉・保健・医療・教育・就労等、様々な分野での専門的な知識のある関係機関が連携する、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム [*] の構築に努めます。	障がい福祉課

6 福祉人材・ボランティアの養成と確保

● 基本的方向 ●

ボランティアの活動への支援を推進するとともに、NPO法人等が実施するボランティア活動や地域活動に関する情報提供を充実させ、社会貢献への意欲がある市民の後押しをします。

また、障がい福祉分野で働く福祉人材の確保や、強度行動障がい^{*}がある人や医療的ケア^{*}が必要な人への支援体制強化のため、福祉従事者等のスキルアップを図ります。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
79	NPO法人等市民活動への支援	市民の自発的な公益活動を促進するため、NPO法人等が実施する市民活動を支援します。	市民活動推進課
80	ボランティア活動に対する支援	社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の啓発と普及を図り、その活動を支援します。	社会福祉課
81	ボランティアの養成	社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、手話や点訳、音訳など障がいのある人を支援するボランティアの養成と確保を図ります。また、広報などを通じて学生も含めたボランティア活動への参加を促します。	障がい福祉課
82	福祉人材の確保	障がい福祉分野で働く人材の確保と、強度行動障がい [*] や医療的ケア児者 [*] への支援など、専門的な福祉人材の確保やスキルアップに向けた研修機会の提供を進めます。また、医療や福祉の専門知識や経験を有する市職員の確保を図ります。	障がい福祉課 人 事 課

活動指標

本計画に掲げる施策目標の達成状況を確認するための指標として、次のとおり、活動指標と目標値を設定します。

施策目標	活動指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
自立した暮らしの支援	相談支援専門員数	22 人	24 人
	サービス等利用計画作成件数	1,996 件	2,020 件
社会参加の促進	訓練等給付利用人数	646 人	730 人
	手話通訳者・要約筆記者等の派遣回数	255 回	275 回
安心して生活できるまちづくりの推進	成年後見制度利用支援事業利用件数	3 件	5 件
	障がい者サポーター登録者数	774 人	950 人

第 3 部 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 基本指針の概要

市町村は、国が定める基本指針に即し、障害者総合支援法*第 88 条第 1 項に規定されている「市町村障害福祉計画」、及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定されている「市町村障害児福祉計画」を作成することとされています。

第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画（令和 6 年度～8 年度）の作成に当たり即すべき事項を定めた国の基本指針では、令和 8 年度を目標年度とする市町村の障害福祉計画等における必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る成果目標を設定することとされています。

【成果目標】

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労*への移行等
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- ⑧ 発達障がい*者等に対する支援

また、各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策を定めることとされています。

本市では、国の基本指針及び岐阜県の方針を踏まえるとともに、第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の実績や市の現状と課題を勘案し、令和 8 年度を目標年度とする成果目標及び令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における障害福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策を定めます。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は、内容について関係性が深いことから、一体的に策定するものとします。

2

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る 令和8年度までの成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援、相談支援体制の充実、障害福祉サービス等の質の向上といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、地域の実情を踏まえ、令和8年度を目標年度とする成果目標を次のとおり設定します。

1

福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所から地域生活への移行

国においては、令和8年度末の地域生活移行者数の目標値を、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、令和5年度末における第6期計画の目標未達成見込者数を加えて設定することとしています。

しかしながら、本市においては、第6期計画期間中の地域生活への移行者がいない見込みであり、高齢化や障がいの重度化により在宅での介護が困難な方が多く、容易には地域生活への移行が進められないなどの地域の実情を踏まえ、令和4年度末時点の入所者のうち、65歳以下かつ、障害支援区分*4以下かつ身体障害者手帳3級以下又は療育*手帳B1以下の方の人数（2人）を目標値として設定します。

項 目	数 値	備 考
【基準値】 令和4年度末の施設入所者数	125 人	(ア)
国が示す地域生活への移行者数	8 人	(イ) = (ア) × 6%以上
令和5年度末の第6期計画目標未達成者数 見込み	2 人	(ウ) (第6期目標値3人)
【国が示す目標値】 令和8年度末の地域生活移行者数	10 人	(エ) = (イ) + (ウ)
【本市の成果目標 1-1】 令和8年度末の地域生活移行者数	2 人	(ア) の 1.6%

(2) 施設入所者の削減

国においては、令和8年度末の施設入所者数の目標値を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とし、令和5年度末における第6期計画の目標未達成見込者数を加えて設定することとしています。

しかしながら、本市においては、令和5年3月末現在、45人の施設入所待機者がいることや、入所者の高齢化が進み地域生活への移行が難しい現状があること、アンケートにおいても施設入所を望む声があることなど、地域の実情を踏まえ、令和4年度末の施設入所者数の現状維持（125人）を目標として設定します。

項 目	数 値	備 考
【基準値】 令和4年度末の施設入所者数	125 人	(A)
国が示す施設入所者の削減数	7 人	(B) = (A) × 5%以上
令和4年度末の第6期計画目標未達成者数見込み	0 人	(C) (第6期目標値 128 人)
【国が示す目標値】 令和8年度末の施設入所者数	118 人	(D) = (A) - (B) - (C)
【本市の成果目標 1-2】 令和8年度末の施設入所者数	125 人	現状維持(A)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がい（発達障がい*及び高次脳機能障がい*を含む）にも対応した地域包括ケアシステム*の構築を進めるため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、協議の場の開催回数、関係者の参加人数、評価の実施回数を目標値として設定します。

なお、精神病床からの退院に関する目標値は県が設定するものであり、県との連携の中で、目標達成に向けた取り組みを推進します。

項 目	目 標
【成果目標 2-1】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回／年
【成果目標 2-2】 協議の場への関係者の参加人数	20 人／年
【成果目標 2-3】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回／年

3 地域生活支援拠点等の確保と機能の充実

障がいのある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、地域生活支援拠点*等の整備と効果的な支援体制づくりが求められています。

こうした体制を実現するため、地域の関係機関との協議を進め、令和8年度までに地域生活支援拠点*等を整備するとともに、コーディネーターや担当者を配置する支援体制及び緊急時の連絡体制の構築など効果的な支援体制の構築を進め、その機能の充実に向け、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。

また、強度行動障がい*のある人への支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握とニーズに基づく支援体制の整備を目標とします。

項 目	目 標
【成果目標 3-1】 地域生活支援拠点等の整備	圏域で1か所整備(継続)
【成果目標 3-2】 支援体制及び緊急時の連絡体制の構築のためのコーディネーター、もしくは担当者の配置	令和8年度末までに配置
【成果目標 3-3】 支援実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討	1回／年(継続)
【成果目標 3-4】 強度行動障がい者の状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備	令和8年度末までに整備

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労^{*}に移行する者の目標値を、令和3年度の年間一般就労^{*}移行者数の1.28倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項 目	数 値	備 考
【基準値】 令和3年度の年間一般就労移行者数	16 人	(ア)
【国が示す目標値及び本市の成果目標 4-1】 令和8年度の年間一般就労移行者数	21 人	(ア) × 1.28 倍以上

(2) 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業における一般就労への移行者数

一般就労^{*}移行者のうち、令和8年度末の就労移行支援事業に係る移行者数の目標値を令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上とすることを基本として、これまでの実績を踏まえて設定します。

○ 就労移行支援事業

項 目	数 値	備 考
【基準値】 令和3年度末の就労移行支援事業における移行者数	6 人	(A)
【国が示す目標値及び本市の成果目標 4-2】 令和8年度末の就労移行支援事業における移行者数	8 人	(A) × 1.31 倍以上

○ 就労継続支援A型事業

項 目	数 値	備 考
【基準値】 令和3年度末の就労継続支援A型事業における移行者数	8 人	(B)
【国が示す目標値】 令和8年度末の就労継続支援A型事業における移行者数	11 人	(B) × 1.29 倍以上
【本市の成果目標 4-3】 令和8年度末の就労継続支援A型事業における移行者数	10 人	(実績に基づき調整)

○ 就労継続支援B型事業

項 目	数 値	備 考
【基準値】 令和3年度末の就労継続支援B型事業における移行者数	2人	(C)
【国が示す目標値及び本市の成果目標 4-4】 令和8年度末の就労継続支援B型事業における移行者数	3人	(C) × 1.28 倍以上

(3) 就労移行支援事業の一般就労率

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労[※]へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本として設定します。

項 目	数 値	備 考
【国が示す目標値及び本市の成果目標 4-5】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割以上	

(4) 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

令和8年度において、令和3年度の就労定着支援事業の利用者実績の1.41倍以上とすること、また、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本として、地域の実情に応じて設定します。

○ 就労定着支援事業の利用者数

項 目	数 値	備 考
【基準値】 令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	8人	(A)
【国が示す目標値】 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	12人	(A) × 1.41 倍以上
【本市の成果目標 4-6】 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	8人	(市内事業所数に基づき調整)

○ 就労定着支援事業の就労定着率

項 目	数 値	備 考
【国が示す目標値及び本市の成果目標 4-7】 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分以上	

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センター※を1か所以上設置することを検討します。

項 目	目 標
【成果目標 5-1】 児童発達支援センターの設置	設置の検討

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築

保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を継続して確保することとします。

項 目	目 標
【成果目標 5-2】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 か所以上確保(継続)

(3) 重症心身障がい児を支援する事業所の確保

重症心身障がい児※が身近な地域で支援を受けることができるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を継続して確保することとします。

項 目	目 標
【成果目標 5-3】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所以上確保(継続)
【成果目標 5-4】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上確保(継続)

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児※が適切な支援を受けることができるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携する協議の場を継続して設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを継続して配置します。

項 目	目 標
【成果目標 5-5】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置(継続)
【成果目標 5-6】 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	配置(継続)

6 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制を充実・強化させるため、基幹相談支援センター※や委託相談支援事業所等による総合的・専門的な相談支援体制を継続して確保するとともに、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組のために必要な協議会の体制を確保することを目標として設定します。

○ 基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化

項 目	目 標
【成果目標 6-1】 基幹相談支援センターの設置	設置(継続)
【成果目標 6-2】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	9 件／年
【成果目標 6-3】 地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	12 回／年
【成果目標 6-4】 個別事例の支援内容の検証の実施回数	6 回／年
【成果目標 6-5】 主任相談支援専門員の配置	令和 8 年度末までに配置

○ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項 目	目 標
【成果目標 6-6】 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加数	実施回数:9 回／年 参加数:10 事業所／年
【成果目標 6-7】 専門部会の設置数及び実施回数	5 部会設置(継続) 実施回数:9 回／年

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組として、県が実施する障害福祉サービスに係る研修等に市職員が参加することや、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を活用し、事業所等と情報共有を行う体制を令和8年度末までに構築することを目標として設定します。

項 目	目 標
【成果目標 7-1】 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市職員の参加	参加(延 35 人／年)
【成果目標 7-2】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所と情報共有する会議等の実施	実施(1 回／年)

8 発達障がい者等に対する支援

発達障がい※のある人の早期発見・早期療育※には、発達障がいのある人及びその家族等への支援が大切です。保護者等が子どもの発達障がい※の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等による家族等に対する支援体制の確保を行います。

項 目	目 標
【成果目標 8-1】 ペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	受講者数:14 人／年 実施者数:3 人／年
【成果目標 8-2】 ペアレントメンター※の人数	4 人／年

第2章 見込量と確保のための方策

1 障害福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策

「第6期障害福祉計画」の実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間の第7期計画期間として、各年度における見込量を設定します。

各サービスの見込量は、過去の利用状況や障がい福祉に関する実態調査における利用意向を把握して算出しています。なお、利用者数及びサービス量の実績量（令和5年度は実績見込み）と見込量については各年度3月提供分の1か月分を表記しています。

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」のサービスがあります。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、排泄・入浴・食事の介護サービスや、洗濯・掃除・日用品の買い物などのサービスを提供します。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより、常時介護を必要とする人に対し、居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービスを提供します。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等のサービスを提供します。

④ 行動援護

自己判断力が制限されている人が行動する際、危険を回避するために必要な支援、外出支援などのサービスを提供します。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度障がいのある人に対し、居宅介護をはじめ、複数のサービスを包括的に提供します。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

サービス種別	単 位	第6期 実績量			第7期 見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問系サービス	人 分	197	191	193	197	200	203
	時間分	4,527	4,375	4,393	4,746	5,082	5,418
居 宅 介 護	人 分	155	151	153	155	157	159
	時間分	2,211	2,021	2,103	2,131	2,159	2,186
重度訪問介護	人 分	5	5	5	6	7	8
	時間分	1,552	1,518	1,543	1,852	2,160	2,469
同 行 援 護	人 分	21	19	20	21	22	22
	時間分	336	326	325	341	358	358
行 動 援 護	人 分	16	16	17	18	19	20
	時間分	428	510	601	692	783	874
重度障害者等 包 括 支 援	人 分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月提供実績(見込)

● 課 題 ●

地域移行*を推進するためには、訪問系サービス事業所を確保し、ニーズに応じたサービスの提供を行うことが必要です。アンケート調査では、居宅介護を今後利用したいという意向が最も多く、ヘルパー不足によって希望するサービスを受けられないという声もあります。

特に、重度障害者等包括支援については、サービス提供事業所の確保が課題です。

● 見込量確保の方策 ●

- 計画相談支援*を通じて、利用者の意向を把握しながら、サービス等利用計画を作成し、必要なサービスの利用を促します。
- 障害福祉サービス事業所に新たに就労する居宅介護職員への奨励金交付制度や、潜在介護職員の把握など、福祉人材の確保に努めます。
- 介護保険サービス事業所に対し、共生型サービス*事業や障害福祉サービス事業への参入を働きかけます。
- 障がい者の暮らしを支える協議会において、地域の利用ニーズや不足するサービス内容を把握し、事業所等への情報提供に努めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練※・生活訓練）」、「就労選択支援」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」、「療養介護」、「短期入所（医療型・福祉型）」のサービスがあります。

① 生活介護

常時介護を要する人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練（機能訓練）

病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続の実施が必要な身体障がい者を対象とし、自立した日常生活や社会生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

病院や施設を退院・退所した人などで社会的リハビリテーションの実施が必要な人を対象とし、自立した日常生活や社会生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行います。

④ 就労選択支援 ※令和7年10月より新設

障がいのある人が就労先や働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

⑤ 就労移行支援

65歳未満の人のうち、一般企業等への就職を希望する人に、生産活動等の機会を通じて、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行います。

⑥ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労※に必要な知識や能力が高まった場合に、就労移行に向けた支援を行います。

⑦ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労^{*}へ移行した障がいのある人との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑨ 療養介護

常時介護を要する障がいのある人に、医療機関で機能訓練^{*}、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。

⑩ 短期入所（医療型・福祉型）

障がいのある人を在宅にて介護している人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて、施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

		第6期 実績量			第7期 見込量		
サービス種別	単 位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生 活 介 護	人分	396	401	410	419	428	437
	人日分	8,056	8,309	8,474	8,639	8,804	8,969
うち重度障がい者	人分	178	183	185	187	189	191
	人日分	3,832	3,964	4,003	4,042	4,081	4,120
自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	人分	0	0	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	0	0	20
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	人分	7	6	6	6	6	7
	人日分	149	131	139	139	139	162
就 労 選 択 支 援	人分					1	2
	人日分					5	10
就 労 移 行 支 援	人分	30	24	25	26	27	28
	人日分	518	372	423	440	457	474
就 労 継 続 支 援 (A 型)	人分	180	181	183	185	187	189
	人日分	3,594	3,649	3,711	3,752	3,792	3,833
就 労 継 続 支 援 (B 型)	人分	272	303	319	335	351	367
	人日分	4,824	5,600	5,985	6,370	6,755	7,140
就 労 定 着 支 援	人分	8	6	6	6	7	8
療 養 介 護	人分	18	18	18	18	18	18
短 期 入 所 (医 療 型)	人分	3	3	5	6	7	8
	人日分	14	8	15	28	33	37
うち重度障がい者	人分	0	0	1	2	3	4
	人日分	0	0	5	10	15	20
短 期 入 所 (福 祉 型)	人分	53	68	68	71	74	77
	人日分	433	370	475	420	435	450
うち重度障がい者	人分	18	29	32	34	36	38
	人日分	112	164	174	184	194	204

※各年度3月提供実績(見込)

● 課 題 ●

アンケート調査等では、短期入所が不足している現状があるほか、短期入所や就労継続支援、就労移行支援などを「今後利用したい」という意向があり、施設等からの地域移行^{*}の促進をはじめ、障害児入所支援施設利用者の18歳到達や特別支援学校^{*}の卒業生の利用により、今後も利用量や利用人数の増加が見込まれるため、見込量に応じたサービス提供基盤の整備が必要です。

また、短期入所については、医療的ケア^{*}が必要な人の受け入れや、緊急的な利用希望にも対応できる体制づくりが求められています。

就労移行支援や就労継続支援については、一般就労^{*}への移行に向けた事業所の質の向上や利用者への一般就労^{*}に向けた意識の醸成等が課題となっています。

● 見込量確保の方策 ●

- 特別支援学校^{*}の卒業生に限らず、普通学校に在籍する障がいのある生徒等のサービス利用を促進するため、学校及び関係機関との連携を図ります。
- 障がい者の暮らしを支える協議会や障がい者就労支援センター等を中心に、ハローワーク等と連携しながら、障がいのある人の特性に応じた就労支援や就労定着支援に努めます。
- 障がいのある人の短期入所を受け入れることができる介護保険サービス事業所の拡大や、医療的ケア^{*}が必要な人の短期入所ができる病院や施設等の受け入れ先の増加、訪問看護との連携による支援体制づくりに努めます。
- 強度行動障がい^{*}のある人の状況や支援ニーズを把握し、専門機関と連携して支援方法等を学ぶ機会等を設け、受け入れ事業所の増加に努めます。
- 緊急時の利用に対応できるように、利用者や家族に対して体験利用の働きかけを行います。

3 居住系サービス

居住系サービスには、「自立生活援助」、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」のサービスがあります。

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

日中、就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障がいのある人に対し、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行います。

③ 施設入所支援

障害者支援施設に入所する障がいのある人に対し、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

サービス種別	単 位	第 6 期 実績量			第 7 期 見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自 立 生 活 援 助	人分	0	0	0	0	0	1
共 同 生 活 援 助	人分	115	134	152	164	176	188
うち体験利用者を 除いた人数	人分	110	126	144	156	168	180
うち重度障がい者	人分	16	20	22	24	26	28
施 設 入 所 支 援	人分	126	125	126	126	126	125

※各年度 3 月提供実績(見込)

● 課 題 ●

施設入所支援については、国の指針により、施設入所者の地域生活への移行が進められており、現在の入所者や待機者の状況を把握し、入所の必要性を見極めることが必要です。しかしながら、入所者の高齢化や障がいの重度化への対応も課題となっています。

施設入所者や入院患者等の地域移行^{*}後の住まいの場として、共同生活援助事業所（グループホーム）が増えてきていますが、事業所における支援の質の向上が課題となっています。

● 見込量確保の方策 ●

- 施設入所者の地域移行^{*}が進むことを基本としつつ、適切なアセスメントを行い、施設入所が真に必要な重度の障がいのある人には施設入所支援の利用ができるようにしていきます。
- 障がいのある人が地域で生活していく上で必要となる、相談支援や緊急時の受け入れ等に対応する地域生活支援拠点^{*}等の機能の充実を進めます。
- 障がいのある人が地域で生活しやすくなるよう、市の広報やホームページでの周知や啓発活動を通じて、障がいのある人に対する理解啓発に努めます。
- 安心してグループホームを利用できるよう、事業実施状況の確認や研修会の機会を設けるなど、支援の質の向上に努めます。

4 相談支援

相談支援には、「計画相談支援※」と「地域相談支援（地域移行支援※、地域定着支援）」があります。

① 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人に対し、相談支援専門員※がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

② 地域移行支援

障害者支援施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がい者等に対して、地域生活への移行のための支援を行います。

③ 地域定着支援

障害者支援施設等を退所した人や長期入院していた病院を退院した障がいのある人が、地域で生活していく中で、不安やトラブルが生じたときのために、常時の連絡体制を確保し緊急時等に相談や必要な支援を行います。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

（1月あたり）

サービス種別	単 位	第6期 実績量			第7期 見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計 画 相 談 支 援	人分	255	254	254	258	262	266
地 域 移 行 支 援	人分	1	0	0	1	1	2
地 域 定 着 支 援	人分	0	0	0	0	0	1

※各年度3月提供実績（見込）

● 課 題 ●

今後も障害福祉サービス利用者の増加が見込まれますが、計画相談支援事業所が不足しています。また、相談支援専門員^{*}の質の向上も求められています。

障がいのある人の地域生活を支えていくため、特に、生活環境が大きく変わる節目には、計画相談支援^{*}のサービスが不可欠であり、ライフステージに応じた継続的な支援が求められています。

入所施設や病院等から地域へ移行する人への支援や定着に向けた支援については、制度としてはありますが、実際には利用されていない現状があります。

● 見込量確保の方策 ●

- 専門機関と連携して、障がいの特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができる体制づくりに努めます。
- 相談支援専門員^{*}による適切なケアマネジメント^{*}等が実施できるよう、相談支援事業所に対し、人材の確保と育成を働きかけます。また、居宅介護事業所等に働きかけ、相談支援事業所の確保に努めます。
- 地域で安心して住み続けることができるよう、精神障がいにも対応した保健、医療、福祉の連携による体制づくりや市民への障がい理解啓発に努めます。
- 障がいのある人が地域で生活していく上で必要となる、相談支援や緊急時の受け入れ等に対応する地域生活支援拠点^{*}等の機能の充実を進めます。

2 地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策

「第6期障害福祉計画」の実績（令和5年度は実績見込み）及び障がい福祉に関する実態調査における利用意向を踏まえ、令和6年度から令和8年度の3年間を第7期計画期間として、各年度における見込量を設定します。

1 理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で支障となる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を促進する研修や啓発事業を実施します。

また、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

事業名	単位	第6期 実績量			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

● 課題 ●

子どもの頃から障がいのある人と共に過ごすことで、障がいのある人に対する正しい理解を育むとともに、広く市民に対して、未だ認知度が低い障害者差別解消法*の内容や、障がい特性と必要な支援、配慮方法など、障がいに対する正しい知識の普及と理解を深める啓発が必要です。

● 見込量確保の方策 ●

- 市の広報やホームページ、街頭啓発活動などを通じて、障がい特性や必要な支援、配慮方法など正しい知識の普及と理解を深める啓発に取り組みます。
- 小中学生の障がいに対する理解を深めるため、障がいのある人の話を聞いたり、一緒に交流する機会など、総合学習の時間等に福祉教育を位置付けて実施します。
- 障がい特性や必要な配慮を理解し、日常生活の中で困っている障がいのある人を手助けする個人等を育成・登録する「障がい者サポーター制度」の周知・拡充に努めます。

2 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門職員を配置するなど、必要な情報の提供に努めるとともに、権利擁護^{*}のために必要な援助を行います。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

事業名	単位	第6期 実績量			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本相談支援事業	実施か所数	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	年間件数	3	4	3	3	4	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
障がい者虐待防止センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置

● 課題 ●

アンケートでは、障がいのある人が困ったときの相談先は主に家族であり、相談支援事業所を利用される人が少ないこと、また、成年後見制度^{*}の認知度が低く、利用に至るケースが少ないことなどから、制度の一層の周知を図る必要があります。

また、地域生活での必要な支援として、相談対応等の充実が知的、精神障がいのある人で多く、基幹相談支援センター^{*}を中核として、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、ニーズに応じた相談支援を実施することが必要です。

● 見込量確保の方策 ●

- 自身の経験や知識を活かした相談を行うピアカウンセラー^{*}や身体障害者相談員^{*}・知的障害者相談員^{*}の周知をし、研修等により相談員の資質の向上に努めます。
- 基幹相談支援センター^{*}等において、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、複合的な福祉課題に対応できる相談支援体制の確保に努めます。
- 障がいのある人や介護者の高齢化に伴い、成年後見^{*}の必要性が高まっていることから、家族やサービス提供者等に対し、制度の内容や相談窓口の周知を図るとともに、利用の促進に努めます。
- 広報やホームページ等を通じて、障がい者虐待防止センター^{*}の周知を図り、障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見に努めます。

3 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることに困難がある障がいのある人に対し、手話通訳者の派遣などコミュニケーション支援を行い、社会参加を支援します。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

事業名	単位	第6期 実績量			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	247	255	260	265	270	275
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1	1	1

● 課題 ●

聴覚障がいのある人が夜間等緊急に病院を利用したり、災害時の避難所において意思疎通を図る際に手話通訳者等を迅速に派遣できる体制の確保が求められています。

また、継続的なサービス提供のため、将来を見据えた手話通訳者や要約筆記者※の人材の確保、ボランティアの育成が必要になっています。

● 見込量確保の方策 ●

- 各種養成研修等の開催を周知し受講者の増加に努め、手話通訳者や要約筆記者※等の人材の確保を図ります。
- 市主催行事等において、手話通訳者や要約筆記者※の設置を行うよう周知を図り、聴覚障がいのある人の情報保障に努めます。
- 災害等の緊急時に対応できる意思疎通支援体制づくりを推進します。

4 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具等の日常生活用具^{*}を給付します。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

種 別	単 位	第6期 実績量			第7期 見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具 ^{※1}	件数	5	22	11	11	11	11
自立生活支援用具 ^{※2}	件数	6	14	15	15	15	15
在宅療養等支援用具 ^{※3}	件数	37	41	40	40	40	40
情報・意思疎通支援用具 ^{※4}	件数	23	21	22	22	22	22
排泄管理支援用具 ^{※5}	件数	4,238	4,159	4,239	4,249	4,259	4,269
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) ^{※6}	件数	9	3	5	5	5	5

※1 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、エアパッド

※2 入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、歩行支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、外出補助用具、障害児位置確認機器

※3 透析液加温器、ネブライザー(吸引器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬機、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計、パルスオキシメーター

※4 携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、視覚障害者用ワープロソフト、視覚障害者用音声化ソフト、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用体外装置、人工喉頭、点字図書、

※5 ストマ用装具、紙おむつ、収尿器

※6 障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

● 課 題 ●

障がいのある人のニーズや支援用具の開発状況に応じて、日常生活用具^{*}の給付要件や対象品目等を見直す必要があります。

● 見込量確保の方策 ●

- 日常生活用具^{*}が必要な人に給付できるよう、市の広報やホームページ等を通じて事業の周知を図り、利用を促進します。
- 福祉・医療関連製品などの情報収集を行うとともに、ニーズや実用性、安全性の把握に努め、対象者や対象品目、基準額等を見直しに努めます。

5 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話ができる知識や表現技術を習得するための研修を毎年実施し、手話奉仕員の養成を図ります。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

事業名	単位	第6期 実績量			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 (養成研修修了者)	人	0	14	14	14	14	15

● 課題 ●

毎年、一定の手話奉仕員養成研修の修了者がいますが、障がいのある人の社会参加支援などの活動に繋がりにくい現状があります。

● 見込量確保の方策 ●

- 市の広報やホームページ等を通じて、養成研修への受講を広く呼び掛け、手話奉仕員の確保に努めます。
- ボランティア団体の協力を得ながら、手話の周知に努めるとともに、手話奉仕員養成研修後の活動の場の拡充を図ります。

6 移動支援事業

障がいのある人の地域での自立生活及び社会参加を促進するため、屋外において移動が困難な障がいのある人に対し、外出するための支援を行います。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

事業名	単位	第6期 実績量			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実施か所数	17	18	18	18	19	20
	利用者数	78	70	72	74	76	78
	利用時間	5,719	5,973	6,548	6,730	6,911	7,093

● 課題 ●

利用者数は減少しているものの、アンケートにおいて介助者がいないと外出が困難であるという声や、今後の移動支援事業の利用意向があり、障がいのある人の社会参加を支援するサービスとして提供体制の確保が必要です。

● 見込量確保の方策 ●

- 事業者に対し、養成研修の開講状況や新たに就労する居宅介護職員への奨励金支給制度を周知し、サービス提供体制の確保を働きかけます。
- 相談支援事業所との連携により、利用者のニーズと必要性を考慮しながら、適切な支給に努めます。
- 新規参入が可能な事業者に関心を持って働きかけるなど、事業所の確保に努めます。

7 地域活動支援センター

地域活動支援センターにおいて、通所による創作的活動や生産活動、社会との交流の場の提供、安定した日常生活への助言、指導などを通じて、障がいのある人の地域生活の支援を行います。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

事業名	単位	第6期 実績量			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	実施か所数	3	2	3	3	3	3
	利用者数	52	54	50	51	52	53
	利用日数	7,517	7,220	7,578	7,701	7,824	8,026
	うち市内事業所	実施か所数	2	1	2	2	2
		利用者数	18	16	18	18	19
		利用日数	3,397	3,431	3,640	3,640	3,842
	うち市外事業所	実施か所数	1	1	1	1	1
		利用者数	34	38	32	33	34
		利用日数	4,120	3,789	3,938	4,061	4,184

● 課題 ●

病院等からの地域移行*を進めるため、障がいのある人の就労以外の日中活動の場、自ら外に出られない障がいのある人が社会生活との接点を持つための場として利用できるよう、施設の周知と事業所への働きかけが必要です。

● 見込量確保の方策 ●

- 精神障がいのある人などが地域で自立し、積極的に社会参加するためのツールのひとつとして、計画相談支援*を通じて地域活動支援センターの周知と利用の促進を図ります。
- 事業所に対して、利用者の状況に応じたサービスの提供への柔軟な対応や、将来の自立に向けた質の高い支援を提供するよう促します。

8 訪問入浴サービス事業

自宅の浴室での入浴が困難な障がいのある人に対し、訪問入浴車で自宅を訪問し、部屋にて入浴サービスを行います。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

事業名	単位	第6期 実績量			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実施か所数	3	3	3	3	3	3
	利用者数	13	13	12	13	14	15
	利用回数	1,025	938	962	1,042	1,122	1,203

● 課題 ●

訪問入浴を利用しなければ入浴が困難な人を対象としているため、利用者数は一定の水準で推移していますが、今後、施設や病院から、在宅生活への移行を進めるため、支援体制の整備を図ることが必要です。

● 見込量確保の方策 ●

- 障がいのある人の地域生活を支援するため、相談支援事業所と連携を図り、サービスを必要とする人の把握に努め、事業の周知と利用の促進を図ります。
- 福祉人材の確保や事業所の拡充を図るとともに、引き続きサービス提供の維持に努めます。

9 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を提供することにより、日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

事業名	単位	第6期 実績量			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実施か所数	13	14	14	15	16	17
	利用者数	61	56	54	57	60	63
	利用回数	4,887	4,846	4,968	5,244	5,520	5,796

● 課題 ●

アンケートにおいて、日中一時支援は現在、将来ともに利用意向が高く、介護者の負担軽減からも多くの利用が見込まれます。

また、利用したいときに利用ができないという声もあり、受け入れ体制の拡充や、重度の障がいのある人の受け入れが可能な事業所の確保が課題です。

● 見込量確保の方策 ●

- 障がい者の暮らしを支える協議会において、介護者のニーズや必要なサービス量等の情報を共有し、受け入れ体制の拡充や事業への新規参入を促進します。
- 専門研修の機会を提供し、重度の障がいのある人や医療的ケア*が必要な人、強度行動障がい*のある人などの受け入れを事業所に働きかけます。

3 障がい児支援の見込量と見込量確保のための方策

【第3期障害児福祉計画】

「第2期障害児福祉計画」の実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度の3年間の第3期計画期間として、各年度における見込量を設定します。

各サービスの見込量は、過去の利用状況や実態調査における利用意向を把握して算出しています。なお、利用者数及びサービス量の実績量（令和5年度は実績見込み）と見込量については各年度3月提供分の1か月分を表記しています。

1 障害児通所支援

障害児通所支援には、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」のサービスがあります。

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

② 医療型児童発達支援 ※令和6年度より「児童発達支援」へ一元化

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター※等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

サービス種別	単 位	第2期 実績量			第3期 見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児 童 発 達 支 援	人分	357	352	352	359	362	365
	人日分	1,564	1,634	1,674	1,710	1,724	1,738
医 療 型 児 童 発 達 支 援	人分	2	2	3			
	人日分	9	9	15			
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	人分	262	293	319	345	371	397
	人日分	3,113	3,487	3,789	4,091	4,393	4,695
保 育 所 等 訪 問 支 援	人分	0	4	15	20	25	25
	人日分	0	10	30	40	50	50
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	人分	0	0	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	0	0	5

※各年度3月提供実績(見込)

● 課 題 ●

就学児童が利用する放課後等デイサービス事業所は増えていますが、アンケート等において、重症心身障がい児*を支援する事業所が少ないなどの意見があり、事業所の確保が課題です。

● 見込量確保の方策 ●

- 関係機関と連携を図り、支援が必要な児童の早期発見・早期療育*を図ります。
- 障がい者の暮らしを支える協議会での研修や事例検討を通じて、障害児通所支援事業所における支援の質の向上を図ります。
- 市ホームページのほか、特別支援学校*等を通じて、事業を周知し利用の促進を図ります。

2 障害児相談支援

障害児通所支援を適切に利用するため、障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、サービス提供事業所との連絡調整等を行います。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

サービス種別	単 位	第2期 実績量			第3期 見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障 害 児 相 談 支 援	人分	257	236	248	252	256	260

※各年度3月提供実績(見込)

● 課 題 ●

今後も障害児通所支援の利用者数増が見込まれるため、障がいのある児童の相談支援を適切に実施できる相談支援専門員*や新たな事業所を確保することが必要です。

● 見込量確保の方策 ●

- 専門機関と連携して、障がいのある児童が障がい特性に応じた支援を、ライフステージを通して継続的に受けることができる体制づくりに努めます。
- 相談支援専門員*による適切なケアマネジメント*等が実施できるよう、事業所の確保に努めます。
- 障がい者の暮らしを支える協議会での研修や事例検討を通じて、障害児相談支援事業所における支援の質の向上を図ります。

資料編

資料1 大垣市障がい者の暮らしを支える協議会委員名簿

※令和5年4月1日時点

区 分	職 名	氏 名
学 識 経 験 者	岐阜協立大学 教授	山 田 武 司
指 定 相 談 事 業 所	大垣市障がい者生活支援センター 所長	大 橋 奈 麻 輝
	大垣市柿の木荘 係長	田 部 ゆ み
	ゆう（あゆみの家） 所長	後 藤 悦 子
	せせらぎ（静風会） 管理者	西 川 真 美
	グリーンヒル（楽山・杜の会） 係長	樋 口 清 志
障がい者関係団体	大垣市手をつなぐ親の会 会長	近 藤 則 朗
	岐阜県身体障害者福祉協会大垣支部 書記	説 田 真 理
	特定非営利活動法人 障害をもつ子どもの家族会 代表	日 比 ゆ かり
	大垣視覚障害者福祉協会 女性部長	吉 田 み は る
	大垣聴覚障害者福祉協会 会長	中 嶋 朋 之
	西濃地域精神障害者家族会いぶき会 理事	篠 田 み ゑ 子
	岐阜県難病団体連絡協議会 理事	増 田 光 子
雇 用 関 係 機 関	大垣公共職業安定所 統括職業指導官	川 端 誠
	大垣商工会議所 専務理事	三 輪 正 直
教 育 関 係 機 関	大垣特別支援学校 校長	松 原 勝 己
	大垣市小中学校長会 特別支援教育担当校長	山 田 治 美
医 療 関 係 機 関	大垣市医師会 理事	羽 部 仁
障がい児療育施設	大垣市立ひまわり学園 園長	児 玉 桂 子
障害福祉サービス事業者	社会福祉法人西南陽光福祉会 理事長	伊 藤 光 彦
	社会福祉法人あゆみの家 事務局長	小 林 勉
市民公募による者	市民委員	服 部 淑 子
	市民委員	高 橋 和 子
その他市長が必要と認める者	岐阜県西濃保健所 健康増進課長	丹 下 文 恵
	西濃子ども相談センター 家庭支援課長	長 屋 臣 治
	大垣市連合自治会連絡協議会 副会長	清 水 十 三 男
	大垣市民生・児童委員協議会 監事	浅 野 勲

資料2 大垣市障がい者の暮らしを支える協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、大垣市障がい者の暮らしを支える協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 次に掲げる機関又は団体から選出された者

- ア 相談支援事業者
- イ 障害者関係団体
- ウ 雇用関係機関
- エ 教育関係機関
- オ 医療関係機関
- カ 障害福祉サービス事業者

- (2) 学識経験者
- (3) 市民公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最

初の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、具体的な課題や協議事項を検討するため、必要に応じて部会を設置することができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障がい福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会設置要綱の廃止)
- 2 大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会設置要綱(平成18年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

資料3 第2期大垣市障がい者総合支援プラン策定の経過

年 月 日	内 容
令和4年7月25日	令和4年度第2回 大垣市障がい者の暮らしを支える協議会 ・障がい者福祉に関する実態調査の実施について
令和4年9月1日～ 令和4年9月26日	障がい者福祉に関する市民アンケート調査を実施
令和4年10月1日～ 令和4年12月27日	障がい福祉施策に関する課題や意見等について、各関係団体等へアンケート・ヒアリング調査を実施
令和5年2月16日	令和4年度第3回 大垣市障がい者の暮らしを支える協議会 ・障がい者福祉に関する調査結果について
令和5年8月16日	令和5年度第2回 大垣市障がい者の暮らしを支える協議会 ・第2期大垣市障がい者総合支援プランの骨子（案）について
令和5年11月1日	大垣市障害者計画等策定推進委員会幹事会 ・第2期大垣市障がい者総合支援プラン（素案）について
令和5年11月22日	大垣市障害者計画等策定推進委員会 ・第2期大垣市障がい者総合支援プラン（素案）について
令和5年11月24日	令和5年度第3回 大垣市障がい者の暮らしを支える協議会 ・第2期大垣市障がい者総合支援プラン（素案）について
令和5年12月16日～ 令和6年1月15日	第2期大垣市障がい者総合支援プラン（素案）に係るパブリック・コメントの実施
令和6年2月1日	大垣市障害者計画等策定推進委員会幹事会 ・第2期大垣市障がい者総合支援プラン（案）について
令和6年2月14日	令和5年度第4回 大垣市障がい者の暮らしを支える協議会 ・第2期大垣市障がい者総合支援プラン（案）について
令和6年2月16日	大垣市障害者計画等策定推進委員会 ・第2期大垣市障がい者総合支援プラン（案）について

資料4 用語解説

あ行

ICT（情報通信技術 Information & Communications Technology）（P4、41、53、56、60）
情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスの総称。

アクセシビリティ（P41、60）

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

アスペルガー症候群（P114）

コミュニケーションや興味について特異性が認められるものの言語発達は良好な、先天的なヒトの発達における障がい。特定の分野への強いこだわりを示し、運動機能の軽度な障がいが見られることもある。

一般就労（P3、28、41、56、71、75、76、82、83、85、115）

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労※」に対する用語として使用される。

医療的ケア（医療的ケア児・者）（P3、37、38、46、51、53、55、69、77、85、98）

医師の指導の下に、看護師等が日常的・応急的に行う医療行為。たんの吸引や経管栄養（チューブを使って鼻などから直接栄養を取る方法）、人工呼吸器管理など。

医療的ケアが必要な児童・者のことを医療的ケア児・者という。

医療的ケア児支援法（P1、2、3）

医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにすることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資しすることで、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的とする法律。令和3年9月施行。

医療的ケア児等支援センター（P2）

医療的ケア児支援法（令和3年9月施行）に基づき、医療・保健・福祉・教育・労働党、多方面にわたる相談の総合的な窓口を開設することで、医療的ケア児及びその家族に対する支援を行う。

インクルーシブ（インクルーシブ教育）（P39、41、55）

インクルーシブは「包摂的な」「包み込む」という意味で、インクルーシブ教育は、障がいの有無に関係なく、すべての子どもを対象にして、学校や地域社会が個々の子どものニーズに合った適切な教育的支援を行うこと。

か行

学習障がい（LD：Learning Disabilities）（P113、114）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推理する能力のうちいずれか又は複数のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

基幹相談支援センター（P3、47、78、91）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障がいのある人等の相談、情報提供、助言を行ったり、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関との連携の支援を行う。

機能訓練（P58、82、83）

リハビリとトレーニングで身体機能と生活能力の向上を目指す訓練。

ぎふ清流おもいやり駐車場制度（P65）

車椅子利用者用駐車区画に加えて、新たに障がい者等用駐車区画（プラスワン区画）を設け、これらの区画を利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に利用証を交付する制度。

**キャリア教育**（P55）

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育。

共生型サービス（P49、81）

高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の制度の両方に位置付けられた制度。障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくする（逆も同様）という制度。

強度行動障がい（P46、49、69、74、85、98）

自傷行為や物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、家庭でかなり努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。

居住支援協議会（P52）

低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織で、住宅セーフティネット法第10条に規定されている。

ケアマネジメント（P48、89、101）

障がいのある人一人ひとりのニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて提供するための手法。

計画相談支援（P48、81、88、89、96）

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を申請した障がいのある人のサービス利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）等を行う。

権利擁護（P42、47、64、91）

自らの意思を表明することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障がい（P73）

脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障がいが生じた状態。

合理的配慮（P1、2、41、51、59、60、61、65、110）

行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うにあたり、個々の場面において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合に、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取り組みであり、その実施に伴う負担が過重でないもの。

さ行

災害時支援用バンダナ (P66)

災害時に支援が必要な障がい者のためのバンダナ。災害時に支援を必要とする障がい者が身に付けることにより、周囲の支援が必要であることをわかりやすくし、支援が受けやすいよう目印とするもの。バンダナには四隅に「耳が聞こえません」「目が見えません」

「障がいがあります」「医療的ケアが必要です」の4種類の文字が記されており、さまざまな障がいに対応。



災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿） (P62、66)

災害時に、家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする重度の障がいのある人やひとり暮らし高齢者などが、地域の中で支援を受けられるようにするため、こうした方の同意を基に、氏名、住所、緊急時連絡先などの情報を災害時要援護者台帳に登録し、あらかじめ自治会、警察、消防などに渡しておくことで災害に備えるための活動（災害時の援護や平常時の見守りなど）に役立てるもの。

持続可能な開発目標（SDGs） (P5、6)

SDGs（エスディージーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連サミットで採択された、国際社会共通の目標で、「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成されている。

児童発達支援センター (P3、77、99)

発達の遅れや障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、家族が安心して子育てができるよう家族への支援を行う地域の中核的な療育※支援施設。

自閉症 (P113、114)

脳の中樞神経に何らかの先天的な問題がある脳の発達障がい。症状の特徴は、①対人関係に疎通性を欠き、②ことばの発達に遅れと異常が認められ、③特定のものに執着するというもの。

重症心身障がい（重症心身障がい児・者） (P46、77、100)

重度の知的障がい（療育手帳A・A1・A2判定程度）と重度の肢体不自由（身体障害者手帳1・2級程度）が重複している障がいをいう。

障害支援区分 (P72)

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の支援の度合いを示す区分をいう。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つで、区分1から区分6（数字が大きいほど支援の度合いが高い）までである。

障害者基本法 (P5)

障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。平成5年12月施行。

障がい者虐待防止センター (P91)

障がい者虐待に係る通報、届出の受理や、障がい当事者及び擁護者に対する相談、指導及び助言、障害者虐待防止に関する広報、啓発活動を行う機関。

障害者虐待防止法 (P42)

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者等に、障がいのある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人に対する通報義務を課すなどしている。

障害者権利条約 (P2、110)

障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、平成18年12月、国連総会において全会一致で採択された障害者の権利に関する条約。わが国は、平成19年の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、平成26年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなった。

障害者差別解消法 (P1、2、31、42、60、61、90)

平成28年4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。障害者権利条約^{*}の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等及び民間事業者^{*}に、差別的扱いの禁止と合理的配慮^{*}の提供を義務付けている。

令和3年6月の法改正により、民間事業者による合理的配慮の提供を努力義務から法的義務に改正。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (P1、2)

すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としている。令和4年5月施行。

障がいの社会モデル (P42、60、65)

障がいは個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとする考え方。

障がいは個人の心身機能によるものとする考え方を「障がいの医学モデル」という。

障害者総合支援法 (P3、4、5、71、112)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が正式名称。障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。

自立支援協議会 (P47)

相談支援事業の中立・公平性の確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として市町村が設置するもので、具体的には困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行う。

身体障害者相談員 (P47、91)

身体障害者福祉法に基づいて、身体障がいのある人の福祉の増進を図るため、相談に応じるとともに必要な援助を行う者。

スマイルブック (P26)

子どもが生まれてから大人になるまでの成長・発達の様子を記録する市独自の冊子。保護者が園や学校での支援内容、医療機関などの情報を保管し、ライフステージに応じて活用することで、子どもが将来の社会参加や自立に向け、より適切な支援を途切れなく受けることをめざすもの。

成年後見制度 (P64、91)

知的障がいのある人、精神に障がいのある人、認知症等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用されるような援助や、日常生活における財産管理などの援助をする制度。

相談支援専門員（P4、37、88、89、101）

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行います。

た行

第三者評価（P49）

日本全国の福祉サービスをより質の高いものにするために、福祉施設・事業所に対して第三者が評価を行うこと。評価結果は公表され、福祉サービスを利用する方へ情報提供している。

地域移行（地域移行支援）（P40、47、49、81、85、87、88、96、112、114）

障害者総合支援法*の相談支援の一つで、施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神に障がいのある人の地域生活への移行のために、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うこと。

地域共生社会（P3、42、62、68）

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援拠点（P3、46、49、74、87、89）

障害者支援施設等に、①相談（地域移行*、親元からの自立等）、②体験の機会の場（ひとり暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の機能を集約した拠点をいう。

地域包括ケアシステム（P3、68、71、73）

可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで送れるように支えるために、個々の状況に応じて、介護サービスや医療サービスをはじめとする様々な支援（住まい・医療・介護・予防・生活支援）を継続的かつ包括的に提供する仕組みのこと。

地域防災ネットワーク（P62、66）

局地災害、広域災害の被害を最小化するために、各地行政、各地社会福祉協議会、各種青年団体、各種ボランティア団体と連携したネットワーク。

知的障害者相談員（P47、91）

知的障害者福祉法に基づいて、知的障がいのある人の福祉の増進を図るため、知的障がいのある人又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う者。

注意欠陥多動性障がい（ADHD：Attention Deficit Hyperactivity Disorder）（P114）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

特別支援学校（P85、100）

障がいのある児童生徒に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、障がいによる生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことを目的とする学校。

特別支援教育（P54、55）

学習障がい（LD）※、注意欠陥多動性障がい（ADHD）※、高機能自閉症※も含めた障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

特例子会社（P56）

障がいのある人の雇用に特別な配慮をし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第44条の規定により、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の認可を受けて、障がい者雇用率の算定において親会社の一事業所とみなされる子会社。

な行

内部障がい（P13、16、20、115）

身体内部の臓器に障がいがあることを指す。血液循環、血液浄化、呼吸、排泄、消化、免疫（感染防御）など、生命を維持するために重要な機能の障がい。

難病（指定難病・難病患者）（P4、25、26、27、51、115）

原因不明で、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。また、難病のうち、患者数が国の人口の0.1%に達していない、客観的な診断基準があるという要件を満たすものを指定難病という。

難病相談支援センター (P4)

地域で生活する難病のある人の日常生活上における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設。療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、難病のある人への支援・対策を推進する。

日常生活用具 (P58、93)

在宅の障がいのある人が日常生活をしていく上で、その障がいを軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具で、排泄管理支援用具（ストーマ用装具等）や、在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器等）等がある。

日中サービス支援型グループホーム (P52)

障がい者の重度化・高齢化に対応するため、平成30年4月に創設された共同生活援助（グループホーム）の新たな類型。短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行*の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

Net119 (P67)

聴覚や言語機能の障がい等で音声による通話を困難としている方が、携帯電話やスマートフォン等のWeb（インターネット）機能を通して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができるシステム。

農福連携 (P56)

障がいのある人が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。障がいのある人の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな担い手の確保につながることを期待されている。

は行

発達障害（がい） (P5、28、29、30、32、53、54、71、73、79)

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定されている。具体的には、自閉症*、アスペルガー症候群*、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）*、注意欠陥多動性障がい（ADHD）*などがこれに含まれる。

ピアカウンセラー (P91)

同じ悩みや障がいを持つ仲間の相談に乗り、悩みや障がいをその人自身で克服できるように援助する人。「ピア」は「仲間」「同僚」という意味を持つ。

110 番アプリシステム (P67)

聴覚に障がいのある人など、音声による 110 番通報が困難な人がスマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステム

福祉的就労 (P41、56、106)

一般就労*（企業的就労）が困難な障がいのある人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労。

福祉避難所 (P67)

既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障をきたす介護の必要な高齢者や障がいのある人などに対するケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所。

福祉有償運送 (P58)

タクシー等の公共交通機関では身体障がいがある人や要介護者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に認められ、NPO 法人や社会福祉法人などが、実費の範囲内（営利とは認められない範囲）の対価により、乗車定員 10 人以下の自家用自動車を使用して、事前登録した会員に対して行う個別の輸送サービス。

ペアレントトレーニング (P3、79)

保護者の方々が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム。

ペアレントプログラム (P79)

子どもや保護者の方々について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした保護者向けのプログラム。

ペアレントメンター (P79)

自身が発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた方。同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対し、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報提供などを行う。

ヘルプマーク (P31、39、65)

義足や人工関節を使用している方、内部障がい*や難病*の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク。ストラップを使用してカバン等に身に着けることができる。



法定雇用率（障害者雇用率）（P53、56）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められているもので、令和5年4月現在、一般の民間企業にあつては2.3%、国・地方公共団体等にあつては2.6%、都道府県等の教育委員会にあつては2.5%とされ、これを超えて身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神に障がいのある人を雇用する義務を負う。

なお、民間企業の法定雇用率は、令和6年度から2.5%（国・地方公共団体等は2.8%、教育委員会は2.7%）、令和8年度から2.7%（国・地方公共団体等は3.0%、教育委員会は2.9%）と、段階的に引き上げられる。

補助犬（P58）

目や耳や手足に障がいのある人の自立や社会参加を補助する犬のことで、盲導犬、介助犬、聴導犬がいる。特別な訓練により、社会のマナーを守り、衛生面も管理されているため、公共施設や交通機関、飲食店などいろいろな場所に同伴できる。

補装具（P58）

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全つえ、点字器、補聴器、義肢、車いす、歩行器などがある。

ま行

見守りほっとラインシステム（緊急通報システム）（P67）

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人に緊急通報用機器を貸与し、家庭内での急病や事故等の緊急時の連絡・支援体制や相談体制を整備する制度。

や行

優先調達方針（P57）

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針。

ユニバーサルデザイン（P42、63）

「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方。

要約筆記（要約筆記者）（P60、92）

聴覚障がいのある人への情報保障手段のひとつで、話されている内容を要約し、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝えること。

ら行

療育（P21、22、32、50、54、72、79、100、109）

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族等を対象として、障がいの早期発見・早期治療又は訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。



(大垣市障がい者サポーター制度シンボルマーク)

第 2 期大垣市障がい者総合支援プラン

発行年月 令和 6 年 3 月

発 行 者 大垣市 健康福祉部 障がい福祉課
〒503-8601

岐阜県大垣市丸の内 2 丁目 29 番地

TEL:障がい福祉グループ (0584)47-7298(直通)

企画総務グループ (0584)47-7162(直通)

FAX: (0584)81-5500
